

目次

各欄をクリックすると該当ガイドライン等の先頭ページに移動します。

該当頁	六法 掲載頁	通知名	ガイドライン名等
P.2~8	P.961	「児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン」について(平成24年3月9日雇児総発0309第1号(改正現在:令和4年12月16日子家発1216第1号))	児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン
P.9 ~78	P.994	一時保護ガイドラインについて(平成30年7月6日子発0706第4号(改正現在:令和6年3月30日こ支虐第165号))	一時保護ガイドライン
P.79 ~123	P.1006	被措置児童等虐待対応ガイドラインについて(平成21年3月31日雇児福発第0331002号・障障発第0331009号(改正現在:令和5年3月28日子家発0328第1号・障障発0328第1号))	被措置児童等虐待対応ガイドライン
P.124 ~145	P.1599	「体罰等によらない子育てのために」の周知・啓発について(令和2年2月21日子発0221第6号・障発0221第1号)	「体罰等によらない子育てのために」

下記は厚生労働省のWebサイトをご参照ください(クリックすると該当Webサイトに移動します)。

	六法 掲載頁	通知名	ガイドライン名等
	P.1573	児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について(平成20年3月14日雇児総発第0314001号)	児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン

(別添)

児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン

1 趣旨

「民法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第61号)及び「民法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第102号)による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の2では、児童相談所長は、一時保護を加えた児童について、また、改正後の同法第47条では、児童福祉施設の施設長、小規模住居型児童養育事業における養育者又は里親(以下「施設長等」という。)は、入所中又は受託中の児童等について、親権を行う者又は未成年後見人(以下「親権者等」という。)のあるものであっても、監護及び教育に関し、その児童等の福祉のため必要な措置(以下「監護措置」という。)をとることができ、児童等の親権者等は、当該監護措置を不当に妨げてはならないと規定された。

これらの規定に基づき、児童相談所長又は施設長等は、自らがとる監護措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、児童の利益を保護するために必要な監護措置をとることができる。

これらを踏まえ、今後、児童相談所長又は施設長等による監護措置を親権者等が不当に妨げ、児童等の安定した監護に支障が生じる場合には、児童相談所長又は施設長等は、これらの規定を根拠として親権者等への対応に当たることにより、児童等の安定した監護を図ることが望まれる。

このため、児童相談所、児童福祉施設、里親等における対応に資するよう、親権者等による「不当に妨げる行為」に関する考え方、対応方法等について示すものである。

2 不当に妨げる行為の事例

「不当に妨げる行為」の事例としては次に掲げるものが想定される。児童福祉施設、里親等においてこれらへの該当性の判断に迷う場合には、児童相談所が相談、助言等の援助を行い、児童の福祉の観点から適切な対応をとる。

(1) 態様、手段が適切でない場合

親権者等が一時保護中、施設入所中又は里親等委託中の児童に関してとる行為そのものの態様、手段が客観的に見て適切でない場合には、「不当に妨げる行為」に該当する。

具体的には、例えば、次のような事例が「不当に妨げる行為」に該当しうると考える。

ア 親権者等がその児童や職員等に対して直接とる行為(実力行使)

- ・ 暴行、脅迫等により児童や職員等に危害を加える行為

- ・ 児童や職員等に暴言を吐くなど威圧的態度をとる行為
- ・ 児童や職員等に恐怖や不安を感じさせる言動や行動をとる行為
- ・ 児童を強引に連れ去る行為
- ・ 児童相談所、施設等との同意の上で児童が外出・外泊したものの、約束に反して児童相談所、施設等に帰さない行為
- ・ 無断で又は児童相談所、施設等の拒否にもかかわらず敷地内に立ち入る行為
- ・ 敷地内に立ち入り、児童相談所、施設等が退去を求めたにもかかわらず退去しない行為
- ・ 児童や職員等に対するつきまとい、児童や職員等が日常的に生活する場所や行き来する場所付近のはいかい、交通の妨害等の行為
- ・ 面会・通信の制限又は児童相談所、施設等の拒否にもかかわらず児童と面会等を行う行為
- ・ 児童や職員等の拒否にもかかわらず、繰り返しの電話、無言電話をかける行為、繰り返し郵便やFAX、メールを送りつける行為
- ・ 児童や職員等の拒否にもかかわらず、児童に係る情報の提供を執拗に要求する行為
- ・ 児童に非行、犯罪等の不適切な行為をさせようとする行為（教唆する行為）
- ・ 児童にたばこ、酒、危険物（火気、刃物等）等を渡す行為

イ 親権者等が他の児童や児童相談所、施設等全体も含めて迷惑を及ぼす行為

- ・ 騒音、振動を立てる行為
- ・ 落書きや破壊行為により関係施設等を汚損・破損する行為
- ・ 施設、職員等を中傷する内容のビラの配布、掲示、インターネット上への掲載等をする行為
- ・ 児童や職員等の拒否にもかかわらず、撮影や録音を行う行為
- ・ 酒に酔っているなど正常な意思疎通ができない状況での来訪、電話等の行為

ウ その他

- ・ 児童の学校、職場、その他児童の関係者や他の入所児童等に対する上記ア及びイの行為
- ・ 第三者に上記ア及びイの行為をさせる行為

(2) 親権者等の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えると考えられる場合

親権者等の意向に沿った場合に、客観的にみて明らかに児童に不利益を与えると考えられる場合には、その意向に沿うことを要求する行為は、「不当に妨げる行為」に該当する。

ここには、親権者等が児童の利益を考慮せず、親権者等自身の利益のみを目的としている場合のほか、親権者等としては児童の利益を考慮していると主張する

ものの、客観的にみて明らかに児童に不利益を与えると考えられる場合も含まれる。

また、「不当に妨げる行為」への該当性を判断するに当たっては、児童の意向を踏まえる必要があるが、その場合、親権者等が児童に及ぼす影響を考慮し、真に児童の意向であるかを見極める必要がある。他方で、児童の意向に沿った場合に、客観的に見て明らかに児童に不利益を与えるおそれがあるときには、児童の意向に沿わない監護措置をとる必要がある。

具体的には、例えば、次のような事例が「不当に妨げる行為」に該当しうると考える。

ア 児童に経済的な損失を与える行為

- ・ 児童に金銭の提供等を要求する行為
- ・ 施設等から自立する際、児童が拒否するにもかかわらず、児童が賃貸する住宅への同居を要求する行為や生活の世話を要求する行為
- ・ 児童の意思とは関係なく、児童の名義で売買契約等の契約を行い、不当な負債や義務を負わせる行為

イ 児童の社会生活に支障を生じさせる行為

- ・ 正当な理由なく、児童が必要とする契約や申請に同意せず、又は妨げる行為（携帯電話、奨学金、自立する際の賃貸住宅、旅券等）
- ・ 児童の学校や職場に正当な理由なく、又は児童相談所、施設等との約束に反して無断で訪問、連絡をする行為
- ・ 児童が希望しており、適切と考えられる就職又はアルバイトについて、正当な理由なく、親権者等が同意せず、又は妨げる行為
- ・ 児童の意思に反して、親権者等が希望する職場への就労を執拗に強要する行為
- ・ 児童の就労先に対し、児童に支払うべき賃金を親権者等に支払うよう求める行為
- ・ 児童と親族等の第三者との面会や交流を正当な理由なく妨げる行為

ウ 児童の健康や成長、発達に悪影響を及ぼす行為

- ・ 児童に必要とされる医療（医療機関（精神科を含む。）での診察、検査、治療（薬物療法、処置、手術等）など。入院によるものを含む。）を正当な理由なく受けさせない行為（いわゆる医療ネグレクト。宗教的理由により受診を拒否する場合、通常は治療を要する傷病であるにもかかわらず、放置しても治ると主張して受診を拒否する場合などを含む。）

児童に必要とされる精神科医療（心療内科を含む。）を正当な理由なく受けさせない場合も含まれる。ただし、精神保健及び精神障害者福祉に関する

法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく医療保護入院の場合には、保護者の同意が必要であることに留意すること。

- ・ 児童に必要とされる予防接種や健康診査等の保健サービスを正当な理由なく受けさせない行為。ただし、予防接種を行う場合には、予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）に基づく保護者の同意が必要であることに留意すること。
- ・ 児童に必要とされる療育等の福祉サービスを正当な理由なく受けさせない行為（療育手帳の申請を妨げる行為を含む。）

なお、医薬品の副作用や予防接種の副反応、検査や治療による後遺症を心配して拒否する場合には、不当に妨げることにならない可能性もあることから、医師の意見等を踏まえて不当な主張であるか判断するよう留意すること。

エ 児童の教育上支障を生じさせる行為

- ・ 学校で通常行われている授業や行事について、正当な理由なく、出席や参加をさせない行為
- ・ 障害のある児童について、特別支援学校又は小中学校（特別支援学級を含む。）を就学先とすることを不服として、当該児童をいずれの学校にも就学させない行為

なお、障害のある児童については、障害の状態に照らし、教育学・医学・心理学等の専門家及び当該児童の保護者の意見を聴取した上で、特別支援学校又は小中学校を就学先とすることとされている。

- ・ 児童の意思に反し、学力等に見合わない学校への進学を要求する行為
- ・ 正当な理由なく、児童が希望する進路に同意しない行為
- ・ 正当な理由なく、児童の意思に反し、児童が通う学校の退学手続や休学手続を行う行為
- ・ 児童の望まない又は参加困難な部活動、習い事、学習塾等を要求する行為

オ 児童や他の児童の監護に悪影響を及ぼすおそれのある行為

- ・ 児童の安定した生活や健全な成長にとって必要と考えられる一時保護所や施設内の規則に違反する行動をとることを児童に指示する行為
- ・ 児童の安定した生活や健全な成長にとって必要と考えられる髪型、服装等とすることに対し、親権者等の好みのものであることを強いる行為
- ・ 児童に過剰の金銭又は物品を与える行為

(3) その他の場合

上記のほか、次の場合などには、児童の監護に支障を生じるおそれがあり、「不当に妨げる行為」に該当する場合がある。

- ・ 親権者等の主張の内容に明らかに論理的な混乱が見られ、児童の安定した監護に支障がある場合
- ・ 親権者等の主張が合理的な事情がないのに短期間のうちに繰り返し変化するなど一貫性がなく、児童の安定した監護に支障がある場合

3 施設入所等の措置に際しての保護者等への説明

施設や里親等において児童の監護を円滑に行えるよう、児童相談所は、施設入所又は里親等委託の措置を行う際に、保護者や児童に対して次の事項について説明する。

また、児童相談所が一時保護を行う場合にも、これらのうち、必要な事項について説明する。

- (1) 措置をとることとした理由（家族再統合へ向けた指導の方針等）
- (2) 入所中又は委託中の生活に関する事項（施設生活、面会・外出の可否等）
- (3) 入所中又は委託中の監護措置に関する事項（施設長等による監護措置等、これを不当に妨げる行為の禁止、緊急時の施設長等による対応等）等

また、児童に対しては、児童が有する権利や権利擁護のための仕組み（児童から児童相談所への相談、施設における苦情解決の仕組み、社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会への苦情の申し出等）についても児童の年齢や態様等に応じ懇切に説明する。

4 「不当に妨げる行為」があった場合の対応

児童相談所長又は施設長等は、自らがとる監護措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、児童の利益を保護するために必要な監護措置をとることができる。

しかしながら、「不当に妨げる行為」があった場合でも、できる限り親権者等の理解を得て監護措置をとることが望ましい。また、親権者等の理解が得られず、親権者等による「不当に妨げる行為」に苦慮し、児童の安定した監護に支障を及ぼす場合には、法的な解決等を図る必要がある。

このため、「不当に妨げる行為」があった場合には、事例に応じ、次の(1)から(4)までの対応をとり、解決を図ることが考えられる。

その際、犯罪や危険行為など親権者等との調整を行う余地のない行為に対しては、速やかに警察へ通報するなど適切に対応する必要がある。

また、施設長等が「不当に妨げる行為」への該当性や対応方針について判断に迷う場合には、施設長等は必要に応じて児童相談所に相談することとする。また、児童相談所は、事例の性質に鑑み専門的な判断が必要な場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴くことができる。

なお、親権者等の「不当に妨げる行為」が問題となる事例の多くは、医療機関、学校等の関係機関の協力を得て具体的な解決を図る必要があるものであることから、医療機関、学校等と連携し、規定の趣旨について認識を共有する必要がある。

また、いわゆる医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応については、平成 24 年 3 月 9 日雇児総発 0309 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」を参照されたい。

(1) 親権者等への説明

事例に応じ、児童相談所や施設等から、「不当に妨げる行為」を行う親権者等に対して、当該行為が児童の利益の観点から適切ではないことを説明し、児童相談所や施設、里親等が行おうとする監護措置について理解を求める。

その際、親権者等が、法律に基づく親権の正当な行使であることを主張する場合には、必要に応じて、

- ① 親権が子の利益のために行使されるべきものであり、民法（明治 29 年法律第 89 号）上もその旨規定されていること
- ② 児童福祉法においては、児童相談所長又は施設長等が必要な監護措置をとることができる旨規定されていること

を説明し、理解を求める。

児童の利益の観点から説明しても理解が得られない場合には、児童福祉法上、親権者等は、児童相談所長又は施設長等による監護措置を不当に妨げてはならない旨規定されており、親権者等の行為がこの「不当に妨げる行為」に該当することについて説明し、調整を図る。

また、当初、施設や里親等が親権者等の説得を試みたものの説得できない場合には、児童相談所から親権者等に対し、施設や里親等の監護措置について理解を求め、調整を図ることも考えられる。

なお、里親の場合には、当初から児童相談所が親権者等への説明を行うことが望ましい。

(2) 面会・通信の制限、接近禁止命令

親権者等に説明を尽くした上でもなお改善が見られない場合には、事例に応じ、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）上の面会・通信の制限や、強制入所措置がとられている場合であれば接近禁止命令の措置で対応することが考えられる。

親権者等に対しては児童相談所からこれらの措置がとられうることを説明し、監護措置への理解を求める。これによっても理解が得られない場合には、面会・通信の制限や接近禁止命令の措置を検討する。具体的な手続等については、児童相談所運営指針を参照されたい。

(3) 親権制限の審判等の請求

親権者の「不当に妨げる行為」が止まず、話し合いや面会・通信の制限等の措置で対応できないため、問題の解決のために親権者の親権を制限する必要がある場合には、事例に応じ、民法上の親権制限（親権喪失、親権停止又は管理権喪失）の審判を請求することが考えられる。

上述のとおり、児童相談所長又は施設長等は、自らがとる監護措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、児童の利益を保護するために必要な監護措置をとることができるが、法令において明確に親権者等の同意が必要とされている場合等には、問題解決のために親権制限の審判等が必要な場合がある。

そうした場合であってもまずは、児童相談所から親権者に対し、「不当に妨げる行為」が止まないときは親権制限の審判を請求する必要性が生ずることになる旨の説明をすることにより、再度、児童相談所長又は施設長等が行う監護措置について理解を求めることが重要である。

その上で、改善の見込みがないと判断される場合には、児童相談所長による親権制限の審判の請求を検討する。

当該請求の手續等については、児童相談所運営指針を参照されたい。

(4) 安全確保のため緊急の必要があると認められる場合の措置

医療ネグレクトの事案など児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認められる場合には、児童福祉法第 33 条の 2 第 4 項及び第 47 条第 5 項において親権者等の意に反しても監護措置をとることができると明記されている。このような緊急の必要がある場合には、上記の手續にかかわらず、児童の利益を最優先に考え、親権者等の意に反しても適切な措置をとることが重要である。

また、当該条項を根拠として施設長等が監護措置を行った場合には、当該児童の入所措置等を行った都道府県等に対し報告する義務があることに留意が必要である。報告の具体的な手續については、児童相談所運営指針を参照されたい。

一時保護ガイドライン

(目次)

I	ガイドラインの目的	1
II	一時保護の目的と性格	
1	一時保護の目的	2
2	一時保護の在り方	2
3	こどもの権利擁護	6
4	一時保護の環境及び体制整備等	12
5	一時保護の手続	15
III	一時保護施設の設備及び運営	
1	一時保護施設の設備及び運営の基本的考え方	33
2	一時保護施設の設備	35
3	一時保護施設の職員	36
4	入所時の手続	39
5	こどもの観察	40
6	保護の内容	40
7	安全対策	44
8	無断外出への対応	45
9	観察会議等	45
10	他の部門との連携	46
IV	委託一時保護	
1	委託一時保護の考え方	46
2	委託一時保護の手続等	47
V	一時保護生活におけるこどもへのケア・アセスメント	
1	一時保護時のケア・アセスメントの原則	48
2	一時保護が決まってから一時保護初期までのケア	49
3	一時保護中のケア	52
4	特別な配慮が必要なこどものケア	55
5	特別な状況へのケア	56
6	一時保護解除時のケア	59

一時保護ガイドライン

I ガイドラインの目的

一時保護は、こどもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、こどもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けたこどもや非行のこども、養護を必要とするこども等の最善の利益を守るために行われるものである。しかしながら、こどもの安全確保のみならず、権利擁護も図られる必要があることに加え、こどもの安全確保に重きが置かれ、こども一人一人の状態に合わせた個別的な対応が十分できていないことがあることや、ケアに関する自治体間格差、学校への通学ができないことが多いなど学習権保障の観点からの問題、一時保護期間の長期化などの問題が指摘されている。

このため、一時保護の基本的な考え方を一時保護に関わる職員や機関が共有し、適切に支援を行うことが重要である。

平成28年6月3日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号。以下「平成28年児童福祉法等改正法」という。）により、こどもが権利の主体であることや、家庭養育優先の理念とともに、一時保護の目的が、こどもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又はこどもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するためであることが明確化された。

また、平成28年児童福祉法等改正法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が参集し開催された有識者による「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」で取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年8月2日）においては、平成28年児童福祉法等改正法の基本的な考え方を踏まえ、一時保護の見直しの必要性が提示された。

さらに、一時保護されるこどもの状況に応じた個別ケアやこどもの権利擁護等を推進し、一時保護の質が担保されるよう、「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「令和4年児童福祉法等改正法」という。）により、都道府県は一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めることとされた。この条例で定める基準は、①令和4年児童福祉法等改正法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第3項各号に掲げる一時保護施設に配置する従業者及びその員数等の事項については内閣府令（一保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号。以下「一時保護施設設備運営基準」という。））で定める基準に従い定め、②その他の事項についてはこの基準を参酌するものとされ、令和6年4月1日より施行されるところである。

このような一時保護はこどもの最善の利益を守るため、こどもを一時的に

その養育環境から離すものであるが、そうした中でも、こどもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要である。本ガイドラインは、現状において、一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることを目的として示すものである。

なお、本ガイドラインに記載されていることにとどまらず、一時保護においてこどもの状況等に最も適した環境等で生活やケアの質が確保され、こどもの最善の利益が図られるという観点から、引き続き、不断の見直しを進め、今後も一時保護の改善のため必要な内容を本ガイドラインに盛り込んでいくこととする。

II 一時保護の目的と性格

1 一時保護の目的

法第 33 条の規定に基づき児童相談所長又は都道府県知事、指定都市の長及び児童相談所設置市の長（以下「都道府県知事等」という。）が必要と認める場合には、こどもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、又はこどもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、こどもを都道府県等が設置する一時保護施設に保護し、又は警察署、福祉事務所、児童福祉施設、里親その他児童福祉に深い理解と経験を有する適切な者（機関、法人、私人）に一時保護を委託する（以下「委託一時保護」という。）ことができる。

一時保護の判断を行う場合は、こどもの最善の利益を最優先に考慮する必要があるとともに、平成 28 年児童福祉法等改正法に定める家庭養育優先原則を踏まえ、こどもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう（当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう）必要な措置を講じる必要がある。

なお、虐待等を受けたこどもの一時保護については、本ガイドラインに定めるほか、「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」（平成 9 年 6 月 20 日付け児発第 434 号厚生省児童家庭局長通知）及び「子ども虐待対応の手引き」（平成 11 年 3 月 29 日付け児企発第 11 号厚生省児童家庭局企画課長通知）による。また、各都道府県等において、本ガイドライン等を踏まえ、一時保護の詳細について、具体的な要領を定めることが適当である。

2 一時保護の在り方

一時保護は、児童相談所が行う相談援助活動の中で一時保護によるこどもの安全確保やアセスメントが必要な場合に行うものであり、その期間中に、生活場面でこどもと関わり寄り添うとともに、児童相談所において関係機関と連携しながらこどもや家族に対する支援内容を検討し方針を定める期間となる。

また、こどもにとってもこの期間は安全が確保された場所で生活することで、自分の気持ち等に改めて目を向けることができる期間でもあり、そのための環境を整えるとともに、こどもの生活等に関する今後の方針にこどもが主体的に参画し、自己決定していくことができるよう支援を行うことが必要となる。

一時保護においては、こうした目的を達成するとともに、こどもの精神状態を十分に把握し、こどもの心身の安定化を図り、安心感をもって生活できるよう支援する。

一時保護の多くは、こどもを一時的にその養育環境から離す行為であり、こどもにとっては、養育環境の変化により、精神的にも大きな不安を伴うものである。こどもによっては、一時保護を行う場所が福祉的支援と初めて会う場となることも少なくない。

加えて、一時保護が必要なこどもについては、その年齢も、また一時保護を要する背景も虐待や非行など様々であることから、一時保護に際しては、こうした一人一人のこどもの状況に応じた適切な支援を確保し、こどもにとっての一時保護の意味を十分考慮に入れた、こどもに安心感をもたらすような十分な共感的対応を基本とした、個別化された丁寧なケアが必要となる。

支援に当たっては常にこどもの権利擁護に留意し、身体的苦痛や人格を辱める等の精神的苦痛を与える行為は許されない。

なお、一時保護におけるこどもに対する支援の詳細については、「V 一時保護生活におけるこどもへのケア・アセスメント」を参照する。

(1) 一時保護の強行性

一時保護や里親等への委託又は児童福祉施設等への措置に移行する場合などのソーシャルワークの提供においては、常にこどもの意見を尊重することが求められる。令和4年児童福祉法等改正法においては、一時保護や施設入所等の措置の決定等を行う場合には、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うために、原則としてあらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取等措置をとらなければならないものとされた(法第33条の3の3)。意見聴取等措置により把握したこどもの意見又は意向は、援助方針会議等の場において児童相談所の関係者で共有し、これを十分勘案した上で、

こどもの最善の利益を考慮して、組織として支援の方法や内容等を検討する必要がある。特に、こどもの意見又は意向と反する意思決定を行う場合には、その決定がこどもの最善の利益を守るために必要であること等について説明を尽くすことが求められる。

一方でこどもの安全確保のため必要と認められる場合には、こどもや保護者の同意を得なくても一時保護を行う。なお、こどもが保護を求めているにも関わらず、保護者が保護を拒否するなど、保護者の同意が得られない場合も同様である。これは、こどもの安全を迅速に確保し適切な保護を図る必要があることや、一時保護が終局的な支援を行うまでの短期間のものであること等から認められているものである。

特に児童虐待対応においては、対応が後手に回ることで、こどもの生命に危険が及ぶ可能性があることから、こどもや保護者の同意がなくとも、こどもの安全確保が必要な場面であれば、一時保護を躊躇なく行うべきである。一方、乳幼児期は特に保護者との愛着形成の過程において大きく影響する時期であり、親子分離が長期化することで親子関係の再構築に当たって課題を残す可能性もある。可能な限り援助方針の決定を慎重かつ速やかに行うなど愛着形成への影響が最小限となるよう十分に配慮する必要がある。

また、現に一時保護を行っているこどもが無断外出した場合において安全確保のため必要と認められる場合には、そのこどもの同意を得なくても再び保護することができる。ただし、この場合においても、こどもや保護者の同意を得よう努める。

一時保護は行政処分であり、保護者等は行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条（児童相談所長又は都道府県知事等が措置を行った場合の都道府県等に対する審査請求）に基づき不服申立てを行うことができる。なお、行政処分としての措置を書面で行う場合には、同法第 82 条第 1 項により保護者に対し、不服申立ての方法等について教示しなければならない。行政処分としての措置は、原則として文書により通知する。また、同法第 82 条第 2 項に基づき、こどもが利害関係人として行政処分に不服申立てしたい旨の申出があった場合には、不服申立ての方法等について教示しなければならない。

（2）一時保護の機能

一時保護の有する機能は、緊急保護とアセスメントである。これらは、あくまで機能が異なるだけであり、両者が時期的に並行することもある。

一時保護の期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする。

一時保護の機能として、このほか、こどものニーズに応じたこどもの行

動上の問題や精神的問題を軽減・改善するための短期間の心理療法、カウンセリング、生活面での問題の改善に向けた支援等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又はこどもの性格、環境等の条件により、他の方法による支援が困難又は不適當であると判断される場合などに活用する短期入所指導がある。短期入所指導は、アセスメントに連続する機能としても考えられる。こうした機能については、治療やレスパイトケアができる施設を活用することも含めて検討することが必要である。

ア 緊急保護の在り方

緊急保護を行う必要がある場合は、おおむね次のとおりである。

- ・ 棄児、迷子、家出した子どもなど現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- ・ 虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合（虐待を受けた子どもについて法第27条第1項第3号の措置（法第28条の規定によるものを除く。）が採られた場合において、当該虐待を行った保護者がこどもの引渡し又はこどもとの面会若しくは通信を求め、かつこれを認めた場合には再び虐待が行われ、又は虐待を受けたこどもの保護に支障をきたすと認める場合を含む。）
- ・ こどもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす若しくはそのおそれがある場合
- ・ 一定の重大事件に係る触法少年と思料すること等のため警察から法第25条に基づき通告のあった子ども又は少年法（昭和23年法律第168号）第6条の6第1項に基づき送致のあった子どもを保護する場合

こどもの安全を確保するための閉鎖的環境（一定の建物において、こどもの自由な外出を制限する一時保護の環境をいう。以下同じ。）で保護する期間は、こどもの権利擁護の観点から、こどもの安全確保のために要する必要最小限とし、開放的環境（閉鎖的環境以外の一時保護の環境をいう。以下同じ。）においてもこどもの安全確保が可能であると判断される場合は、速やかに開放的環境に子どもを移すことを検討する。こどもの安全を確保するため、閉鎖的環境での保護の継続が必要な場合は、子どもや保護者等の状況に応じ、その必要性を2週間以内など定期的に検討した上で児童相談所長が決定し、その内容を記録に留めるとともに、その必要性や見通し等を子ども及び保護者に説明する。この検討の際、あわせてソーシャルワークの進行状況等も確認し、進行管理を行う。

イ アセスメントのための一時保護の在り方

アセスメントのための一時保護（以下「アセスメント保護」という。）

は、適切かつ具体的な援助指針（援助方針）を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合に行う。これには、既に里親等への委託又は児童福祉施設等への措置をしているこどもの再判定が必要な場合を含む。

アセスメント保護では、こどもの状況等を踏まえ、こどもの状況等に適した環境でアセスメントを行うことが必要である。

アセスメント保護は、こどもの安全確保を目的とした緊急保護後に引き続いて又は緊急保護と並行して行われるものと、緊急保護ではないが、家庭環境や児童福祉施設等における養育環境から離れた環境下で、アセスメントを行う必要があるものとに分けられる。

なお、アセスメント保護においても閉鎖的環境がこどもの安全確保のために必要な場合には、閉鎖的環境において行うことが想定される。

また、アセスメント保護は、計画的に行い、アセスメントに要する期間を保護者に伝えることが望ましい。

児童相談所において、こどもの援助指針（援助方針）を立てるに当たっては、児童福祉司、相談員等により行われるこどもとその家族への面接及び親族や地域関係者との面接を含むその他の調査に基づく社会診断、児童心理司等による心理診断、医師による医学診断、一時保護部門の職員（委託している場合には委託先の職員）による行動診断、その他の診断（理学療法士によるもの等）を基に、これらの者の協議により総合的なアセスメントを行う。

一時保護施設においては、援助指針（援助方針）を定めるため、こどもと定期的に面談すること等を含め、一時保護したこどもの全生活場面についてこどもの行動の背景にある本来のこどもの気持ちや思い等を汲み取ることが十分意識しながら丁寧に行動観察を行うほか、こうした総合的なアセスメントを客観的に実施するため、児童相談所や関係機関との調整等を行う。

また、一時保護しているこどもは、パニックを起こすことや、自傷・他害などの行為を行う場合があるが、こうした行動は、生育歴や被虐待体験による心理的な影響、一時保護をされているという環境への不安など様々な背景があると考えられる。一時保護においては、治療的ケアを行う中で、こうした行動にある背景などについて、アセスメントを行い、援助指針（援助方針）へ反映し、その後の支援につなげていくことが重要な役割となる。

3 こどもの権利擁護

（1）権利擁護

令和4年児童福祉法等改正法により、児童相談所長又は都道府県知事は、一時保護の決定又は解除を行う場合等に、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとらなければならないこととされたところである（法第33条の3の3）。

また、一時保護施設設備運営基準第9条第1項において児童相談所長又は都道府県知事は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならないこととされ、また、同条第2項において、一時保護施設は、意見聴取等措置で表明されたものを含め、児童の意見又は意向を尊重した支援を行わなければならないこととされている。

一時保護の決定や解除に当たっての意見聴取等措置やその際の説明等については、「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」（令和5年12月26日付こ支虐第224号こども家庭庁支援局長通知。以下「権利擁護マニュアル」という。）に基づき適切に対応することが求められるところであり、その際、こどもの年齢や発達の状況等に応じた配慮やこどもが意見を言いやすくするための工夫（必要に応じた複数回の意見聴取等を含む。）、言葉による意見表出が困難なこどもに対する最大限の配慮等を行うことも重要である。

また、聴取した意見・意向は、援助方針会議等の場で共有し、十分勘案した上でこどもの最善の利益を考慮して組織としての支援の方法や内容等を検討することが必要である。その際、可能な限りこどもの意見・意向を尊重できるよう十分な検討・議論を行うべきである。さらに、措置の決定等をしたのち、こども本人に対して速やかにその決定の内容と理由を丁寧かつ分かりやすく説明し、フィードバックを行う必要がある。特に、こどもの意見・意向と反する意思決定を行う場合は説明を尽くすことが求められる。

一時保護においてもこどもの権利が守られることが重要であり、こどもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法（職員への相談、意見表明できること、権利侵害の際の届出、不服申立ての方法等）に関してこどもの年齢や理解に応じて説明を行う。その際、こどもの年齢に応じて理解できるよう、権利ノート等の冊子や図、イラスト等を用いて説明することが効果的であり、そうした冊子等をこどもに配布するほか、常にこどもが閲覧できるようにしておくことも考えられる。

また、一時保護されたこどもの意見が適切に表明されるような配慮が必要である。具体的には、まずは職員との適切な関わりの中でこどもが意見を表明しやすくなるよう、職員からこどもに対していつでも意見を表明していい旨を説明する、意見を伝えようとしたときにできる限り後回しにすることなくその場で傾聴し、肯定的な態度でこどもの意見を受け止める、日頃から信頼関係の構築に努めるといった対応を行うことが重要である。

さらに、そうした中でも、こどもにとっては職員に直接意見を言いにくいこともあるため、権利擁護マニュアルを踏まえ、令和4年児童福祉法等改正法により創設された意見表明等支援事業を積極的に活用することや、誰にも見られずにこども自身の意見を入れることのできる箱（意見箱）を用意するといった意見や相談を受け付けるための窓口の設置、生活上のルール等についてこどもが参画して議論を行う場（こども会議等）の導入、第三者委員の設置、あらかじめこどもに意見を書き込める用紙を手渡すなど、こどもの意見をくみ上げる多様な取組を併せて行うことが有効と考えられる。このほか、その他の相談窓口等があれば、相談先をこどもたちに提示するなどして、こどもが相談しやすい体制を整えることも考えられる。

他方で、例えば意見箱については、こどもが自由に意見を書き込んで投函しづらい環境であったり、投函したことに対する応答性が明確でなかったりするために、その取組が形骸化することがあるとの指摘もあるところであり、こうした権利擁護のための仕組みについては、単に導入するだけにとどまらず、実効性のある運用がなされるようその運用改善を継続的に行っていくことも求められる。

また、退所していくこどもたちに事前の説明を行った上で退所前に一時保護施設での生活に関するアンケートを行うなど、こどもの意見を尊重して、一時保護施設やそれを行う施設等の向上を図ることも必要である。

さらに、令和4年児童福祉法等改正法においては、都道府県等が行わなければならない業務として、こどもの権利擁護に係る環境整備が位置付けられたところであり、こどもの権利擁護に係る環境整備のための中核的な取組として、権利擁護マニュアルを踏まえ、児童福祉審議会等のこどもの権利擁護機関が、こどもからの一時保護等に関する申立てを受けて調査審議を行い、都道府県等や児童相談所等の関係機関に意見を具申する仕組みを設けることも重要である。

また、近年、こどもの権利擁護のために弁護士がこどもの代理人として支援活動を行うケースもみられる。児童相談所や一時保護施設において

は、こどもの代理人弁護士の見解も勘案しつつ、こどもの権利擁護を図る観点から、こどもの最善の利益を考慮して必要な対応を行うことが求められる。

(2) 外出、通信、面会、行動等の児童の権利の制限

一時保護施設設備運営基準第10条第1項では、一時保護施設において、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならないとされたところである。

閉鎖的環境、開放的環境いずれにおける保護であっても、こどもの安全確保と権利制限については、常にこどもの利益に配慮してバランスを保ちつつ、こどもの安全や福祉の確保の観点から、こどもの権利制限を行うことに「正当な理由」があるといえるかどうか十分検討した上で判断を行う。その際、一人のこどものために、必要のないこどもまで権利が制限されることのないよう、個々に判断することが原則である。

外出、通学、通信、面会に関する制限は、こどもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とする。

無断外出が頻繁である等の理由により例外的に行動の自由の制限を行う場合においても、できるだけ短期間の制限とする。

また、一時保護施設設備運営基準第11条において施設等により児童の行動を制限してはならないとされているとおり、こども（一定の重大事件に係る触法少年と思料されるこどもを含む。）に対して行い得る行動自由の制限の程度としては、自由に出入りのできない建物内でこどもに過ごしてもらうということは想定されうるが、こどもの身体の自由を直接的に拘束すること、こどもを一人ずつ鍵をかけた個室に置くことはできない。

また、一時保護施設設備運営基準第10条第2項においては、正当な理由がある場合にやむを得ず児童の権利の制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならないとされているところであり、外出、通信、面会、行動等のこどもの権利の制限を行う場合には、こどもに対して事前にその理由について十分に説明し、理解を得るよう努め、こどもがその制限に不満や不服を言う場合にも、なぜ必要なかを時間をかけて納得が得られるようにする努力が求められる。

また、これらの制限を行う場合には、こどもの安全確保のため必要である旨をこどものほか、面会通信制限など制限の内容等によっては、保護者にも説明するとともに記録に留める。

なお、行動自由の制限と保護者との面会通信制限については、判定会議等において慎重に検討した上で、児童相談所長が決定を行い、記録に留め

ておく。また、定期的にその必要性について検討し、見直しを行う。

加えて、一時保護施設における生活上のルール（服装・髪型に関するものも含む。）についてもこどもの権利制限に当たりうることを踏まえた上で、当該ルールがこどもの安全や福祉の確保の観点から正当な理由に基づくものなのか、定期的に点検・見直しを行うことが求められる。その際は、こどもが参画した議論の場（こども会議等）の活用により、こどもの意見を十分踏まえることが適当である。例えば、生活全般を通じた私語の禁止やきょうだいで入所している場合にきょうだいであること自体を秘匿させるなど、こどもに心理的な負担を与え、かえってこどもの福祉を損なうようなルールについては、早急に見直すべきである。

また、こどもに対し、入所時等に生活上のルール及びその理由についてこども向けのしおり等の説明資料に記載し、その発達状況等に応じて丁寧に説明することが必要であり、また、理解を得るよう努めることが必要である。

生活上のルールについては、こども一人一人の心身の状態や背景等の個別事情に応じて柔軟な運用となるよう留意し、こどもの個別事情にかかわらず一律なルールを課すことでこどもにとって過度な負担とならないよう対応する。また、服装・髪型に関するルールについては、こどもの健康面や文化・ジェンダーアイデンティティ等に配慮し、一時保護施設で生活する上で必要最小限のものとなるよう留意する。

行動の自由の制限については本ガイドラインに定めるほか、「児童福祉法において児童に対し強制的措置をとる場合について」（昭和 25 年 7 月 31 日付け児発第 505 号厚生省児童家庭局長通知）及び「児童福祉法と少年法の関係について」（昭和 24 年 6 月 15 日付け発児第 72 号厚生事務次官通知）による。

(3) 被措置児童等虐待の防止等について

平成 20 年 12 月 3 日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 20 年法律第 85 号）において、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、法第 33 条の 10 で、被措置児童等虐待の定義を定め、法第 33 条の 11 で一時保護施設を含めた施設職員等による被措置児童等虐待等その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為の禁止についても規定された。

また、一時保護施設設備運営基準第 13 条においても、一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないものと規定されたところである。

一時保護中に暴力を受けるなどの被措置児童等虐待があった場合に、

すぐに職員に相談できることに加え、児童相談所、児童福祉審議会等に対して通告・届出ができるなどについて、あらかじめこどもに説明する。

一時保護されるこどもは、保護者等からの虐待により心身に傷を受けていたり、家庭の事情や非行等により緊急に保護をされていたりすること等から、不安や緊張の高い状態であることが多いため、一時保護される場合は温かい雰囲気でもどもが心から安心できる環境でなくてはならない。また、こういったこどもが信頼を寄せるべき立場の職員が保護中のこどもに対して虐待を行うということは、こどもの心身をさらに傷つけ、大人への不信感につながるものであり、絶対にあってはならないものである。

これらの状況を踏まえ、こどもの権利や被措置児童等虐待に関する職員研修の実施等の発生予防や組織運営面での配慮も含め、被措置児童等虐待の防止に努める必要がある。

万一職員による身体的苦痛や人格を辱める、暴言等の精神的苦痛を与える行為、こどもの権利が侵害される事態が生じたときは、被害を受けたこどもの心のケア等を行うとともに、児童相談所全体で、また必要に応じて都道府県等の児童相談所所管部局とも協議し、支援体制の見直しなど、再発防止に万全を期すことが必要である。

なお、被措置児童等虐待については、本ガイドラインに定めるほか、「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」（平成 21 年 3 月 31 日付け雇児福発第 0331002 号・障障発第 0331009 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）による。

また、こどもから、学校など一時保護施設以外の場において受けたいじめや性暴力等に関する相談があった場合にも、学校等の関係機関に連絡を行うなど関係機関と連携してその防止に向けて適切に対応すること。

(4) こども同士の暴力等の防止

こども同士で権利侵害がある場合には、あらかじめすぐに職員に相談することを伝えるとともに、すぐに対応できる体制を確保する。

一時保護施設に入所するこどもについては、その年齢も、また一時保護を要する背景も虐待や非行など様々であることから、こども同士の暴力やいじめなど、こどもの健全な発達を阻害する事態の防止に日頃から留意しなければならない。

(5) 特別な配慮が必要なこども

子どもの権利条約においては、こどもは等しく権利を有するとされ、更に障害のあるこどもやその他のマイノリティーな属性のあるこどもには特別に配慮しなければならないとされている。また、一時保護施設設備運

営基準第8条においても、一時保護施設においては、児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならないとされており、基準で具体的にあげられている事項のほか、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、障害等いかなる事由によってもこどもに対して差別的取扱いを行ってはならない。こうしたこどもに対する権利が守られた一時保護先を確保し、あらかじめ入所方法、支援方法等について協議をしておく必要がある。

ア 障害のあるこどもや医療的ケアを必要とするこども

こどもの保護ができる場を用意しておくこと、また、一時保護されたこどもの食事制限や服薬について、十分な医学的アドバイスを受けられるようにしておく必要がある。

イ 国籍、文化、慣習、宗教等が異なるこども

国籍、文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどは尊重して対応しなければならない。

ウ 性的指向又はジェンダーアイデンティティに配慮が必要なこども

こどもが自ら知らせず、一時保護されてから気付く場合もあり、十分な配慮が必要である。特に、男女の居住空間が分かれているような一時保護施設や一時保護専用施設ではあらかじめどのように対応するかを検討しておく必要がある。

4 一時保護の環境及び体制整備等

一時保護については、その目的を達成し、適切な支援が行われるよう、研修などによる職員の専門性の向上と意識共有や、関係機関との連携などの体制整備や環境整備を行う必要がある。

一時保護施設設備運営基準第17条第2項においても、都道府県知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならないものとされたところであり、令和4年児童福祉法等改正法により強化されたこどもの権利擁護に関する事項（児童の権利に関する条約の内容を含む。）や、こどもの意見又は意向を尊重した支援の実施、こどもの年齢や発達の状況、特性、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等に配慮した個別ケアの実施等、一時保護が行われるこどもに対する権利擁護や適切なケアを実施するために必要な事項についての研修の機会を確保することが求められる。また、一時保護施設の正規の職員のみならず、臨時職員に対しても必要な研修が行われるべきである。

なお、一時保護施設職員の研修については、Ⅲの3を参照する。

さらに、一人一人のこどもの状況に応じて、安全確保やアセスメント等を適切に行うことができる体制や環境を整えることが必要であるとともに、一時保護を行う場合は、代替養育の場という性格も有することから、家庭養育優先原則を踏まえ、まず「家庭における養育環境と同様の養育環境」を検討し、その上で安全確保が困難な場合等には、「できる限り良好な家庭的環境」において、個別性が尊重されるべきものである。そのため、とりわけ乳幼児については未委託の里親等への委託一時保護の活用を検討することが重要である。また、ユニットケア等を推進し個別的な対応ができるようにするほか、できる限り家庭的環境のある委託一時保護を活用する、閉鎖的環境での一時保護だけでなく、開放的環境における対応もできるよう、一時保護施設内で開放的環境を確保する等、地域の実情に合わせた環境整備を行うことが望ましい。閉鎖的な一時保護施設についても、個室の整備や活用によって、こどもが個人として生活の確保が場面ごとに選択できるような体制を整備すべきである。一方で、地域によっては一時的に定員を超過して一時保護施設にこどもを入所させる事態が見られ、またこうした様々な背景等を有するこどもを同一の空間で支援することが一時保護施設の課題として指摘されている。

このため、一時保護については、

- ・ 必要な一時保護に対応できる定員設定を行い、整備すること
- ・ 里親・ファミリーホーム、児童福祉施設、障害福祉サービス、医療機関等に対する委託一時保護の活用等により、適切な支援を確保すること
- ・ 管轄する一時保護施設（複数ある場合には全ての一時保護施設）における適切な支援の確保が困難な場合には、他の都道府県等の管轄する一時保護施設の協力を仰ぐといった広域的な対応を行うこと

に努めることが重要である。

一時保護施設の定員超過は、入所しているこどもに対する支援の質の低下等につながるものであり、こどもの権利擁護の観点から、定員超過解消に向けた計画を策定の上、早急かつ計画的に定員超過解消を図る取組を行うことが必要である。

なお、児童入所施設措置費等国庫負担金における一時保護施設に係る事務費（一時保護施設を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費）については、前年度の一時保護の実績をもとに支弁されることから、定員超過している一時保護施設においては、上記計画に基づく取組を進めるとともに、近年の定員超過状況を踏まえた実際の受入れ人員に応じた職員配置を講じる必要がある。

児童相談所は、主に虐待を理由として一時保護されたこどもと主に非行を理由として一時保護されたこどもを一時保護施設に共同で生活させない

ことを理由に、主に非行を理由として一時保護されたこどもの身柄の引継ぎを拒否することはできない。

児童相談所においては、こうした体制整備により、混合での支援等を回避し、全てのこどもに適切な支援を行うことが必要である。

また、開放的環境においてこどもの安全の確保や必要なアセスメントが可能な場合には、こどもの地域での生活を可能な限り保障するため、こどもの意見も聞きながらこどもの外出や通学について可能な限り認める。特に通学については、一時保護施設設備運営基準の第29条第3項において、一時保護施設は、学校に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされた。また、「一時保護中の子どもの権利擁護について」（令和元年7月29日付け子発0729第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）においても、「保護者が、一時保護に納得せず、連れ戻しのために学校に押しかけるなど、子どもの安全が守られない場合」「子どもが学校に通うことを拒否している場合」を除き、適切に教育を受けられるよう、里親の活用を含め委託一時保護を積極的に検討するほか、学校等に通園・通学させ、必要な支援を行うこととしているところである。このように、学校に在籍しているこどもについては、こどもの希望を確認の上、それを尊重しながら、できる限り原籍校への通学が可能となるよう里親や一時保護専用施設など一時保護の場の地域分散化等を進めることや、通学への支援を行うよう努める必要があることに留意する。

また、保育所や幼稚園、児童発達支援センターに通所している乳幼児の場合も、生活や教育の連続性を保障する観点から、できる限り同一施設における通所が可能となるよう配慮すべきである。ただし、学校等への通学等がこどもの利益に反し、こどもが望まない場合はこどもの利益を優先して判断する。

なお、施設への委託一時保護においては、措置により入所しているこどもと一時保護されたこどもが混在する施設環境は、双方への影響が大きいいため、混在しないよう配慮する必要がある。このため、児童福祉施設等への委託一時保護は、一時保護専用施設を整備することなどにより、入所定員枠とは別に一時保護定員枠を確保することが望ましい。

また、一時保護専用施設の運営にあたっては、「一時保護実施特別加算費」（「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」（平成28年9月5日付け雇児発0905第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知参照））を積極的に活用し、適切な一時保護の実施に努める。

さらに、一定の重大事件に係る触法少年と思料されるこどもの一時保護

については、当該こどもの心理・行動面での課題の重篤性、一時保護中の他のこどもへの影響、当該こどものプライバシー保護等に配慮して実施することが必要であり、多くの職員の協力が不可欠であることから、当該児童相談所の職員だけで対応することが困難な場合も想定される。このような児童相談所にあつては、重大事件が起きた場合の緊急対応体制をあらかじめ整えておく必要があるので、主管部局が中心となって主管部局等の職員、他の児童相談所、児童自立支援施設等と協力して、万一の際に適切に一時保護ができる体制を整備する。

なお、警察の下にあるこどもについて通告が行われた場合、こうした委託一時保護や広域的な対応等には一定の時間を要することや、児童相談所が遠隔地にある場合などやむを得ない事情により、児童相談所が直ちに引き取ることができないときは、警察に一時保護を委託することも考えられる。

5 一時保護の手続

(1) 一時保護開始の手続

一時保護の決定は受理会議等において検討し、児童相談所長が行う。緊急の場合においても臨時の受理会議等を開いて検討する。

一時保護の開始については、一時保護部門と密接に連絡を取って相談・指導部門が行う。また、措置部門、判定・指導部門とも連絡を取り、健康診断等の必要な事項が円滑に行われるように配慮する。

一時保護の決定に当たっては、原則としてあらかじめ、こどもに対する意見聴取等措置をとらなければならない。

ただし、こどもの生命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるいとまがないときは、一時保護を行った後速やかに同措置を実施する（法第33条の3の3本文ただし書）。あらかじめ意見聴取等措置をとるいとまがないときとしては、こどもの安全を確保するため緊急に一時保護をする必要があるなど、緊急性が高い場面が想定される。緊急性が高い場面についてこどもが精神的に混乱していたり、不安が非常に強く、極度に緊張していたりする等の理由で一時保護に先立って意見聴取等をとることができないことが考えられるが、このような場合においても、こどもの心身の状況等に配慮しながらその安全を図りの状況等に配慮しながらその安全を図り、こどもの不安を受け受け止めた上で、適切なタイミングで速やかに意見聴取等を実施する。

意見聴取等措置を行うに当たっては、こども自身がその年齢や発達の状況等に応じ、自らの状況や一時保護について適切に理解した上で意見表明を行うことができるよう、こどもに対し、まずは、以下の事項につい

て、その年齢や発達の状況等に配慮して丁寧に説明を行う。

説明の際には、こどもの年齢や発達の状況等に応じて権利ノートや図、イラスト、動画等を用いることが望ましい。なお、警察からの通告により一時保護が行われる場合は、警察が児童相談所の役割や一時保護についてこどもに簡単に説明を行う場合もあり得ることから、警察に対してそうした場合のこどもへの説明内容についてあらかじめ共有し、理解を得ておくことも重要である。

- ・ こども本人の生活に対して児童相談所が果たす役割（こどもの安全確保とこどもや家族が抱える課題の解決に向けて支援したいという意図が伝わるよう説明）
- ・ こどもが置かれている現在の状況、親や家族の現在の状況
- ・ 一時保護の理由、目的、一時保護についての今後の見通し、所持品等の取扱いを含めた一時保護中の生活、一時保護中の児童相談所長の権限
- ・ 聴取した意見の取扱い（聴取内容を考慮・反映するプロセス、聴取した意見が誰に伝わるか）
- ・ 児童福祉審議会等の個別救済の仕組みやその利用方法
- ・ 意見表明等支援事業を実施している場合は、その仕組みや利用方法
こうした説明を行い、こどもから質問を受けたり、こどもが説明を理解できたことを確認した上で、一時保護についてのこどもの意見又は意向とその理由、一時保護に関する希望・不安等を聴取する。こどもに対しては、意見又は意向が変わったときはいつでもその旨を伝えてよいと説明するなど、必要に応じて複数回にわたり意見聴取等を行うことが望ましい。

こどもの年齢や発達の状況等によっては、口頭ではなく文章や図、絵で表現した方が自らの意見等をありのままに表現できることがあるため、意見表出方法は口頭に限らない。

こどもが自身の意見を言うことを希望しない場合も考えられるが、「言いたくない」と言うこともまたこどもの意見であるから、このような場合には、「言いたくないことは無理に言わなくてもよい」旨をこどもに伝えることが重要である。意見を言いたくないという気持ちを尊重し、こどもがプレッシャーを感じることをしないよう注意する。

意見聴取等措置は、こどもの意見を聴取することが原則であるが、様々な工夫や配慮を行ってもなお、言葉による意見の表出が困難なこどもに対しては、その選好等を理解したり、言葉のみならず、その態様や行動の変化など客観的な状況を汲み取ること等により、こどもの意向を推察するといった手法を用いることが想定される。このようなこどもの選好の

理解や意向の推察については、こどもの支援に携わってからの期間が短く関係構築が十分でない場合等、児童相談所職員のみで行うことが困難な場合もあると考えられる。その際は、こども本人をよく知る関係者に事前にこども本人のコミュニケーションの方法を確認しておく、必要に応じて面接場面に同席してもらう等の方法により、周囲の協力も得ながらこども本人の意向を適切に推察するべきである。

このほか、こどもの年齢・発達の状況等に応じた配慮、こどもが意見を言いやすくするための工夫等の留意点等については、権利擁護マニュアルを参照すること。

意見聴取等措置により把握したこどもの意見又は意向は、援助方針会議等の場において児童相談所の関係者で共有し、これを十分勘案した上で、こどもの最善の利益を考慮して、組織として一時保護を行うかどうかを検討する。結果的にこどもの意見又は意向を反映した決定が難しい場合でも、可能な限りこどもの意見又は意向を尊重できるよう、十分な検討・議論を行うべきである。なお、一時保護はあくまでもこどもの最善の利益を優先して考慮した上で決定すべきものであり、児童相談所が専門性にに基づき責任を持って判断するものであることは言うまでもない。

こどもから聴取した意見は、児童記録票に記録して保管する。記録には、日時場所、説明方法、説明内容、聴取内容、こどもの反応・様子、所見を記載する。聴取内容は、こどもから聴き取った内容をそのまま記載し、必要に応じて要約を行う。可能な限り、内容について相違がないか、こども本人にも確認してもらうことが望ましい。こどもの心情が揺らいだり、当初の意見等を撤回したりすることも考えられるが、そのような場合には、そうした揺れ動きも受け止め、こどもの意見等として記録すべきである。また、こどもが意見を言いたくないという態度を示しているときはその旨を記録する。そのような場合のほか、乳幼児や障害児など、言葉による意見の表出が困難なこどもについては、その泣き方や表情、しぐさや身振り等の反応や行動変化を客観的に記録する。例えば、乳幼児について、保護者が近くにいるときとそうではないときの様子の違いを観察して記録することなどが考えられる。記録に当たっては、こどもの意見等を客観的・具体的な事実として記載し、児童相談所の所見とは混同させないことが重要である。

児童相談所は、こどもの意見又は意向を十分勘案した上で、一時保護の決定をした後、こども本人に対して速やかにその決定の内容と理由を丁寧かつ分かりやすく説明し、フィードバックを行う。特に、こどもの意見又は意向と反する意思決定を行う場合には、その決定がこどもの最善の利益を守るために必要であること等について説明を尽くすことが求めら

れる。フィードバックについても、児童記録票に、日時場所、説明方法、説明内容、聴取内容、こどもの反応・様子、所見を記載することが望ましい。

また、保護者にも、一時保護の理由、目的、一時保護についての今後の見通し、一時保護中の生活、一時保護中の児童相談所長の権限、2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続等について説明し、同意を得て行うことが望ましい。ただし、緊急保護の場合等こどもの安全確保等のため必要と認められる場合には保護者の同意は必須ではない。この場合にも、こどもへの説明は十分に行う必要がある。

一時保護中必要な日用品、着替え等を準備するよう保護者等に連絡する。

原則として一時保護前にワクチンの接種状況やアレルギーの有無等について保護者等からも聞き取りをして確認し、健康診断を受けさせ、集団生活をさせても差し支えないことを確認しておく。特に感染性疾患等に留意する。

また、一時保護前に通院等により治療を行っていたこどもに関しては、担当医等から治療継続の要否や服薬の際に注意すべき事項等を事前に確認しておくことが適当である。

緊急保護した場合は、速やかに健康診断を行うほか、一時保護施設設備運営基準第27条第1項にあるとおり、必要があれば専門の医師又は歯科医師の診察を受けさせる。一時保護前に健康診断を受けてきたこどもについても、更に詳しい検査が必要な場合又は健康診断後かなり時間が経過している場合等においては、一時保護後必要に応じ医師又は歯科医師の診察を受けさせる。

身体的外傷があるこどもについては、一時保護時に傷の状況を正確に把握し、記録する。

一時保護の必要を認めたこどもについては、次の事項を記載した一時保護児童票を作成する。

- ・ こどもの住所、氏名、年齢
- ・ 事例担当者、事例の概要
- ・ 一時保護する理由、目的、予定、保護中に実施する事項
- ・ こどもの性格、行動傾向、日常生活あるいは健康管理上注意しなければならない事項（こどもの疾病やアレルギー等を含む。）
- ・ こどもの所持物

一時保護の開始を決定したときは、速やかに一時保護の開始の期日、一時保護を開始する理由となった具体的事実の内容及び場所を文書で保護者に通知する。一時保護中の児童相談所長の権限及び2か月を超えて引

き続き一時保護を行う場合の手続についても付記することが望ましい。
(別添1)

また、保護者に対してこどもの居所を明らかにした場合に、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又はこどもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、こどもの居所を明らかにしない。

なお、一時保護を行う場所を変更する場合は、新たな行政処分ではないことから、文書による通知は必須でないが、2か月の起算は一時保護を開始した当初となるので、留意する。

(2) 一時保護の継続の手続

ア 一時保護の継続

一時保護の期間は原則2か月を超えてはならないとされているが、児童相談所長又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができることとされており（法第33条第3項及び第4項）、こどもの最善の利益を確保する観点からその可否を検討する必要がある。継続が必要な場合としては、例えば、

- ・ 家庭裁判所に対し法第28条の承認を申立て又は親権喪失等の審判を請求している場合
- ・ 2か月を超えるものの更に数週間の程度の一時保護中に保護者の変化が十分に期待でき、保護者、こども共に納得した支援や家族への引取りを行える見込みがあるため、家庭裁判所への審判申立てを留保している場合
- ・ こどもを里親に委託する方向で、こどもと里親の交流や関係調整を進めているが、これらの調整に更に時間が必要な場合
- ・ 施設入所する方向のこどもであるが、当面の医療的なケア等のために入院又は継続した通院が必要であるため、当面、施設に入所できない場合

などが考えられるが、不必要に一時保護を継続すべきではない。

一時保護は、親権者等（親権を行う者又は未成年後見人をいう。以下同じ。）の意に反しても行政の判断によってこどもを保護することができる強い権限であるため、その権限行使の適正性を担保する仕組みが必要であることから、平成29年6月21日に公布された「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成29年法律第69号。以下「平成29年児童福祉法等改正法」という。）により、2か月を超えて一時保護を継続することが当該こどもの親権者等の意に反する場合には、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2か月を経過するごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならないこ

ととされた（法第 33 条第 5 項）。ただし、家庭裁判所に対して法第 28 条第 1 項の承認の申立て又は第 33 条の 7 の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは未成年後見人の解任の請求がされている場合には、承認を得ることを要しない。（平成 30 年 4 月 2 日施行）

ここで、親権者等の意に反する場合とは、法第 27 条第 4 項の場合と同様、親権者等が反対の意思を表明している場合をいい、明確な同意を必須とするものではないが、できる限り、同意を得られるよう努める（「児童相談所運営指針」（令和 6 年 3 月 30 日付けこ支虐第 164 号こども家庭庁支援局長通知）第 4 章第 5 節 1.（3）参照）。

なお、一時保護の継続は新たな行政処分ではないため、文書により通知することは必須ではないが、親権者等の意に反するため、家庭裁判所の承認を得た上で継続する場合には、その結果とともに引き続き一時保護を行う旨を親権者等に連絡することが望ましい。

イ 一時保護の継続に関する親権者等の意向の確認

一時保護の期間が 2 か月を超えることが見込まれる場合には、今後の援助方針を説明した上で、親権者等から、2 か月を超えて引き続き一時保護を行うことについての意向を確認する必要がある。

この意向の確認は、書面により得ることが望ましいが、親権者等の意向を書面で確認できない場合等もあることから、口頭による親権者等の意向や親権者等への説明の状況等について記録する。

親権者等の意向に反する場合には 2 か月を超えて一時保護を継続するに当たり家庭裁判所の承認を得なければならないことから、実情に合わせて例えば遅くとも一時保護開始又は継続後 40 日程度までに意向を確認できるよう努める。

なお、一時保護について親権者等の同意が得られないケースは、虐待ケースの中でも深刻化するリスクが高いものと考えられることから、一時保護の解除を行うことについては、特に慎重な判断を要する。

ウ 家庭裁判所に対する引き続いての一時保護の承認の申立て

親権者等の意に反し、かつ、法第 28 条第 1 項の承認の申立て又は第 33 条の 7 の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは未成年後見人の解任の請求がされていない場合には、原則として一時保護開始又は継続から 2 か月ごとに（一時保護開始から 2 か月、4 か月、6 か月等経過する前。ただし、申立てに対する審判が一時保護開始又は継続から 2 か月を超えて確定した場合は、審判が確定した日から 2 か月ごと。）、その 2 か月が経過する前に、家庭裁判所の承認を得なければならない。ただし、2 か月が経過する直前に親権者等が同意を撤

回するなど一時保護開始から2か月以内に承認を得ることができなかつた場合には、例外的に、同意撤回後等、承認が必要であることが判明した後速やかに承認を得ることとする。

なお、家庭裁判所に対する引き続いての一時保護の承認の申立てに当たっては、必要に応じて、児童相談所に配置等されている弁護士が主体となって、適切に対応していくこととする。

(ア) 承認の位置付け

この承認（引き続き一時保護を行った後2か月を超えて一時保護を行おうとする際の承認を含む。）は家事事件手続法（平成23年法律第52号）別表第一に掲げる事項についての審判事項として、同法第234条から第238条までに基づき手続を行う。

(イ) 申立先の家庭裁判所及び家事手続案内

家事事件手続法第234条の規定に従い、こどもの住所地を管轄する家庭裁判所に対して申立てを行う。

申立て後の迅速かつ適正な審理を期するため、申立てに先立って、申立予定日について家庭裁判所に連絡する。

なお、家事審判においては、管轄のない裁判所が事件を自庁処理することも可能であるので（家事事件手続法第9条第1項ただし書）、こどもの住所地を管轄する家庭裁判所に引き続いての一時保護の承認に関する審判を申し立てることについて、一時保護先が探知され、こどもの連れ戻し等の事態が予測されるなど不都合があると考えられる場合には、他の家庭裁判所に自庁処理を求めることも検討する。

(ウ) 申立ての提出書類

申立てに当たっては、家庭裁判所において適正かつ迅速な判断が可能となるように、必要かつ十分な情報を提供することが必要であり、このような観点から、申立書、証拠書類等を整理して提出することが求められる。

a 申立書

家事事件手続法第49条及び家事事件手続規則（平成24年最高裁判所規則第8号）第37条第1項に基づき、申立ての趣旨及び理由を記入する。詳細については、別添2を参考とする。

b 証拠書類

家事事件手続規則第37条第2項に基づき、申立書とともに証拠書類として、申立て事案の概要、一時保護に至った経緯、一時保護後の調査・支援の経過、こども・保護者の状況・意向、一時保護継続の必要性等を明らかにする報告書を提出する。詳細については、別添3を参考とする。

このほか、客観的に一時保護に至った理由、引き続いての一時保護が必要な理由等を明らかにするため、事案に応じて、次のものを添付することが望ましい。

- (a) 虐待等の状況を明らかにする写真（撮影者、日時、場所を記載した写真撮影報告書）等の資料
- (b) 虐待等やこどもの身体的発育等に関する医師の診断書（必要に応じてカルテ、レントゲン写真等）、意見書等
- (c) 保育所、幼稚園、学校の担任の面接録取書、学校照会書等

c 添付書類

添付書類としてbのほか、以下の書類を添付する。

- (a) こどもの戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
 - (b) 親権者（こどもと別戸籍の場合）、後見人、現に監護する者の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
 - (c) 都道府県知事又は児童相談所長の在職証明書の写し
 - (d) 委任状（手続代理人がいる場合）
- d 申立書等の提出に当たっての留意事項

(a) 申立書等の記載

申立書及び報告書の写しは、裁判所によって原則として保護者に送付される。したがって、児童相談所としては、常に開示が原則という認識で裁判所提出資料を準備する必要がある。

(b) 記録の閲覧謄写

家事事件手続法においては、家庭裁判所は当事者については原則として記録の閲覧謄写を許可しなければならない、利害関係を疎明した第三者については、相当と認めるときに記録の閲覧謄写を許可することができる（家事事件手続法第47条）。保護者等に利害関係参加が認められると、保護者が申立書、提出書類等の記録の閲覧謄写の許可の申立てをした場合、家庭裁判所は、家事事件手続法第47条第4項の不許可事由がない限り許可することになる。

このため、保護者等によって閲覧謄写がされる可能性があることを前提として、申立書をはじめ提出資料を整理する必要がある。具体的には、報告書等の記述は客観的な事実の記述を中心とすることや、閲覧謄写の対象とすべきではない部分をマスキングした上で資料を提出すること（この場合、マスキングした部分は審判の資料とならない。）等により対応することが考えられる。

また、保護者の閲覧謄写の対象とすべきでないが裁判所の審

理において考慮してほしいと考える資料については、非開示の扱いを求めることが考えられる。具体的には、申立書及び報告書とは別に資料を作成し、資料ごとに、非開示を希望する理由が家事事件手続法第47条第4項のうちいずれに該当するかを記載した「非開示の希望に関する申出書」を添付して提出する方法が考えられる。ただし、非開示を希望した場合であっても、家庭裁判所が家事事件手続法の不許可事由に該当するかを判断し、閲覧対象となるかを定めることになるため、なお閲覧謄写の可能性がある点に注意を要する。

(エ) 引き続いての一時保護の承認の申立ての際の留意事項

2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとする際に行う本申立てについては、2か月以内に家庭裁判所において審理が行われることが想定されていることから、迅速な審理を行うため、保護者の意向を確認した時点で、保護者に対して、今後家庭裁判所による審理が行われることや、審理手続の概要（保護者に対して陳述の聴取が行われること等）について説明を行うことが望ましい。また、迅速な審理を行うため、申立ての時点で、家庭裁判所が判断するために必要な資料を提出することが求められる。その上でもなお、家庭裁判所から追加資料の求めがあった際には、できる限り速やかに対応する必要がある。

しかしながら、この申立てを行ったにもかかわらず、やむを得ない事情から、一時保護開始から2か月が満了するまでの間に、家庭裁判所の審判が出ない場合や審判が出た場合であっても確定しない事態が発生することも考えられることから、児童相談所長又は都道府県知事等は、この申立てを行った場合において、やむを得ない事情があるとき（2か月经過前に申立てをしたが、審判がなされていない場合、児童相談所側が不服申立てをし高等裁判所で争っている間（家庭裁判所の審判が確定するまでの間）又は児童相談所が即時抗告を行うことができる期間（却下の審判の告知を受けた日から2週間）が満了していない場合で、却下の審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるとき）は、当該一時保護の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該一時保護を継続することができる（法第33条第6項）。

なお、承認の審判が出された場合、次の2か月はこの承認の審判の確定日から起算する（法第33条第7項）。

(オ) 家庭裁判所において申立てが却下された場合の取扱い

家庭裁判所において申立てを却下する審判（引き続いての一時保

護を認めない判断)が出されたケースであっても、やむを得ない事情があるとき(この却下の審判について児童相談所側が不服申立てをし高等裁判所で争っている間(家庭裁判所の審判が確定するまでの間)又は児童相談所が即時抗告を行うことができる期間(却下の審判の告知を受けた日から2週間)が満了していない場合で、却下の審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるとき)は、引き続き当該一時保護を継続することができる(法第33条第6項ただし書)。ただし、確定していない下級審の審判とはいえ一時保護の期間の更新を不相当とする司法判断が出ていることは一定程度尊重されるべきであり、継続の要否については慎重に検討する必要がある。

(3) 一時保護の解除

こどもの権利擁護の観点から一時保護の目的を達成したときは速やかに一時保護を解除する。

一時保護の解除にあたっては、こどもに対して、あらかじめ、一時保護の決定時と同様に意見聴取等措置を実施する。

一時保護から家庭復帰するこどもについて、一時保護の解除を行う場合には、当然のことながら、保護者等と十二分なコミュニケーションを図り、家庭復帰の環境が整った上で、さらに市町村(こども家庭センター)等とも連携し、家庭内の状況変化等によるリスクを十分に察知し得る方策を取った上で解除を行う。一時保護の解除を正式に決定したときは、速やかにその旨を保護者に通知する。また、家庭復帰後も継続的な支援を行うことができるよう、市町村のこども家庭センターや要保護児童対策地域協議会調整機関、関係機関等にも、解除の見通しについてなるべく早期の段階から連絡し、家庭復帰後の援助方針について協議し、市町村のサポートプランの作成につなげるとともに、要保護児童対策地域協議会を活用し、地域にセーフティネットを構築しておくなど必要な措置を講ずる。その際、家庭の状況変化等によるリスクを十分に察知し得るよう、こどもや保護者と日々接点を有する関係者(保育所・学校等)に注意すべきリスクサインを具体的に伝え、リスクが発生した場合には速やかに児童相談所及び市町村(こども家庭センター)に情報が寄せられるよう、危機察知の具体的方策をあらかじめ関係者間において確認しておくことが重要である。

また、一時保護中から、こどもの意向、こどもが家庭復帰するために必要な連携を保護者が十分理解できるように説明するなどの働きかけ、保護者の家庭における養育環境や状況の改善を図りつつ、円滑な家庭復帰に向けた取組を行うことが適当である。

一時保護から家庭復帰するこどもに対しては、家庭復帰前に児童福祉司等による家庭復帰後の家庭訪問等の予定や支援の内容、児童相談所やこども家庭センター等の相談機関の連絡先や、児童育成支援拠点事業、社会的養護自立支援拠点事業等の地域の居場所等についてこどもの年齢等に応じた資料等を用いてわかりやすく説明するとともに、相談機関等に相談すること自体が難しいと感じるこどもも多いと考えられることから、併せて、こどもが年齢に応じてSOSが出せるようエンパワメントすることが重要である。

さらに、家庭復帰ができた場合も、当面の期間は当該家庭の状況の変化を即座に把握し、対応するために継続した援助を続けることが必要であり、一定の期間は、児童福祉指導措置等又は継続指導を採ることが必要である。その際は、市町村（こども家庭センター、要保護児童対策地域協議会等）と役割を分担して、家庭訪問のタイミングや回数、こどもが所属する機関の役割等に関して統一的な対応方法を共有するとともに、その間、児童相談所が当該事例のケースマネジメントを担うことを明確にしておく。また、こどものみとの面談を行う等こどもの状況を適切に確認できるよう配慮し、こどもの様子等から虐待の再発等がないかを注意深く確認する。

一時保護から里親委託や施設入所等へと移行するこどもに対しては、こどもの意見や気持ちを十分に聞くとともに、新たな養育場所に関する情報の提供、養育環境の変化に対する不安や家族との生活を失うことに対する悲しみ等の情緒的反応への手当て、そうした移行が必要であることを納得するための十分な説明、その後のこどもや家族に対する支援の見通しの提示など移行期における丁寧な支援を時間をかけて継続的に行うことが必要となる。また、里親や施設等に対し、アセスメント結果などこどもを支援するために必要な情報を積極的に共有する必要がある。

家出したこども等を一時保護した場合、家出した背景要因をこども本人から適切に聞き取り、保護者が判明した場合は、保護者等からも事情を聴取するなど、必要な調査・判定を実施し、保護者による虐待がないこと等が確認され、保護者への引取りが適切と判断したときは、そのこどもとの関係を確認の上引き渡す。

なお、保護者の居住地が他の児童相談所の管内であることが判明した場合の対応については、「児童相談所運営指針」第3章第2節のとおりである。

移送に当たって旅客鉄道株式会社（JR）、バス等を利用する場合は「被救護者旅客運賃割引証」等を発行する。これについては関連の旅客営業規則等を参照する。

(4) 一時保護中の児童相談所長の権限

ア 親権者等のないこどもの場合

児童相談所長は、一時保護中のこどもで親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行うこととされている(法第33条の2第1項)。

ここで親権を行う者のない場合としては、親権を行う者が死亡した場合、親権喪失等の審判がなされた場合などの親権を行使する権限を有する者がいない場合及び行方不明である場合などの事実上親権を行使することが不可能な場合が想定される。

ただし、民法(明治29年法律第89号)第797条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事等の許可を得なければならない。

なお、養子縁組の承諾に係る手続については、「児童相談所運営指針」第4章第9節の3.を参照する。

児童相談所長が親権代行することが想定される具体的な場面としては、次のような場合が挙げられる。

- ・ こどもに多額の財産があり、親権者等があるに至るまでの間、児童相談所長が財産の管理を行う必要がある場合
- ・ こどもに医療行為(精神科医療を含む。)が必要となり、親権者等があるに至るまでの間、児童相談所長が医療行為への同意をする必要がある場合
- ・ こどもが予防接種を受けるために親権者の同意が必要なことから、児童相談所長が予防接種への同意をする必要がある場合

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号。以下「令和元年改正法」という。)により、親権者からの体罰が許されないものであることが法定化されたことにあわせて、児童相談所長についても体罰が禁止された(法第33条の2)「体罰」の範囲やその禁止に関する考え方については、「「体罰等によらない子育てのために」の周知・啓発について」(令和2年2月21日付け子発0221第6号、障発0221第1号子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長通知)を参照する。

イ 親権者等のあるこどもの場合

(ア) 児童相談所長による監護措置

児童相談所長は、一時保護中のこどもであって親権者等のあるものについても、監護及び教育に関し、そのこどもの福祉のため必要な措置をとることができることとされ、この場合について、児童相談所長は、こどもの人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に

配慮しなければならず、かつ、体罰その他のこどもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない（法第33条の2第2項）。また、こどもの親権者等は、児童相談所長の採る当該措置を不当に妨げてはならないこととされている（法第33条の2第3項）。

この規定については、里親に委託されているこどもや児童福祉施設に入所中のこどもについては、里親や施設長が保護中のこどもの監護及び教育に関してこどもの福祉のために必要な措置をとることができることとされており（法第47条第2項）、従前から、一時保護中のこどもについても、一時保護の目的の範囲内で監護及び教育に関して必要な措置をとることが可能であると考えられたが、明文の根拠規定がなかったことから親権者が不当な主張をする等により対応に苦慮することが指摘されてきたことを受け、平成23年6月3日に公布された「民法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第61号）による法の改正により、こどもの適切な保護のために明文化されたものである。これらの規定に基づき、児童相談所長は、自らがとる監護等の措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、こどもの利益を保護するために必要な監護措置をとることができる。

この親権者等による不当な妨げの考え方、具体的な事例等については、「『児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン』について」（平成24年3月9日付け雇児総発0309第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参照する。

(イ) こどもの生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要がある場合

児童相談所長による監護及び教育に関する措置は、こどもの生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反してもとることができることとされている（法第33条の2第4項）。

具体的には、一時保護中のこどもに緊急に医療を受けさせる必要があるが、緊急に親権者等の意向を把握できない場合や、親権者等が治療に同意しない場合においても、児童相談所長の判断により、医療機関はこどもに必要な医療を行うことができる。

この規定については、緊急時以外は親権者等の意に反した措置をとることができないという趣旨ではないことに留意する。例えば、上記のように、児童相談所長は、自らがとる監護等の措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわら

ず、こどもの利益を保護するために必要な監護等の措置をとることができる。

また、親権者等の意に反した措置をとる場合であっても、できる限り親権者等から措置の必要性について理解を得られるよう努める。

なお、親権者等が、こどもに必要な医療を受けることに同意しない場合の対応については、「医療ネグレクトにより子どもの生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」（平成24年3月9日付け雇児総発0309第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参照する。

(5) こどもに関する面会、電話、文書等への対応

一時保護中のこどもに関する面会、電話、手紙等の文書等への対応については、そのこどもの人権に十分配慮しつつ、その福祉向上の観点から個別的な方針の下に行う必要がある。前述のとおり、面会、通信等の児童の権利の制限は、正当な理由なく行われてはならないものであり、正当な理由がある場合にやむを得ずこうした権利の制限を行う場合には、当該児童に対し制限する理由について十分に説明し、理解を得るよう努めなければならない（一時保護施設設備運営基準第10条）。

保護者等による虐待等のために保護者等の同意が得られずに一時保護したこどもについて、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、児童相談所長又は都道府県知事等が必要と認める場合には、こどもの親権者等の同意が得られない場合でも、また、家庭裁判所の決定によらない場合でも一時保護を行うことができるとされている（「児童福祉法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和36年6月30日付け児発第158号厚生事務次官通達））。

また、一時保護が行われている場合において、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第12条の規定により児童相談所長等は、児童虐待を行った保護者について当該こどもとの面会又は通信を制限することができるものとされている。あわせて、施設入所等の措置が採られ、又は一時保護が行われている場合に、保護者に対してこどもの住所又は居所を明らかにしたとすれば、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又はこどもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、児童相談所長はこどもの住所又は居所を明らかにしないものとされている。

このため、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、これを拒む等、こどもの福祉を最優先した毅然とした対応を行う。その際、面会又は通信の制限は行政指導として対応する場合も含め、こどもと保護者等との関わりを制限するという、こどもにとって影響の大きい決定であるこ

とから、こどもの意見又は意向を把握するためにあらかじめ意見聴取等を行うべきである。

なお、保護者等の強引な面会や引取りに対しては、必要に応じ、こども又は担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な支援が得られるよう、警察に対し、児童虐待防止法第10条に準じた対応を依頼するのが適当である。

さらに、平成29年児童福祉法等改正法において、児童虐待防止法第12条の4の規定により、都道府県知事等又は児童相談所長は、一時保護が行われ、かつ、面会・通信の全部が制限されている場合において、特に必要があるときは、保護者に対し、期間を定めて、こどもへのつきまといやこどもの居場所付近でのはいかひの禁止を命令できるものとされた。(平成30年4月2日施行)

このため、こどもの福祉を最優先に考え、面会・通信の制限では不十分であり、特に必要があると判断した場合には、当該命令を行うことを検討する。

児童虐待防止法第12条の2第1項の規定により、同意入所等が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該こどもを引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者がこどもの引渡しを求めること、当該保護者が面会・通信制限に従わないことその他の事情から当該こどもについて当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、強制入所等への移行を前提として、法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事等に報告するまでの間、一時保護を行うことができる。

児童虐待防止法第12条の3の規定は、同意入所等を経ないで一時保護が行われている場合が想定されているものであるが、児童虐待防止法第12条の2と同様の趣旨で、強制入所等に移行できるよう設けられているものである。

(6) 一時保護したこどもの所持品の保管、返還等

一時保護施設設備運営基準第12条第1項においては、合理的な理由なく、児童の所持する物(以下「所持品」という。)の持込みを禁止してはならないものとされ、同条第2項において、合理的な理由がある場合に、やむを得ず持ち込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上で行うよう努めなければならないこととされている。

一時保護施設におけるこどもの所持品の持込みについては、こどもの安全や福祉の確保の観点から合理的な理由がある場合に禁止することが

できるものであり、こどもの意見も踏まえながら、定期的に当該ルールについて、合理的な理由があるかどうか、検証・見直しが必要である。その際、例えば、こども用の鍵付きの私物ロッカー等を導入する、共同生活の中での破損や紛失があり得る旨をこどもによく説明した上で預けるか否かのこどもの意思を尊重する、普段は職員に預けるが時間を決めて使用するなど、様々な工夫により持込みを禁止する私物の範囲が必要最小限のものとなるよう努める必要がある。

なお、こどもが持ち込む所持品を一時保護施設の中でこどもが実際に所持することを制限することも、持込みを禁止することに相当する行為であり、こどもへの十分な説明など同様の対応が求められる。

ア こどもの所持品

一時保護したこどもの所持品は、その性格によって、一時保護中本人に所持させることがこどもの福祉を損なうおそれがある物と、その他の物の2つに分けられるが、こどもの福祉を損なうおそれがある物以外は、可能な限りこどもが所持できるよう配慮する。

児童相談所長が警察署長にこどもの委託一時保護をした場合に、警察署から通告書に添えて送付してくるそのこどもに関わる保管物も所持品に含まれる。

盗品、刃物類、こどもの性的興味を著しく誘発するような文書類等、一時保護中本人に所持させることがこどもの福祉を損なうおそれがある物については、法第33条の2の2第1項の規定に基づき、児童相談所長は「こどもの所持物」として保管することができる。これらの物については一時保護施設設備運営基準第12条第1項にある「合理的な理由」があるものとして、こどもの意思にかかわらず保管できるが、その理由についてこどもに十分に説明し、こどもの理解を得た上で行うよう努めなければならない。なお、警察官の触法事件に関する調査手続に係る少年法第6条の5第1項の規定により、盗品等は証拠物として押収される可能性がある。この場合、これらの証拠物は警察が保管することとなることに留意が必要である。

衣類、雨具、玩具など一時保護中こどもの所持品については、記名しておく等こどもの退所時に紛失していないよう配慮する。

特に、こどもにとって一時保護は家庭や学校など慣れ親しんだ環境からの急激な変化をもたらすものであり、喪失感等から精神的に不安定になりやすいものであるため、可能な限りこどもに安心できる環境を提供するという観点から、所持していると心が落ち着く等心理的に大切な物（ぬいぐるみや、家族写真、寄せ書き等のこどもにとって大事な人や場所等とのつながりを感じられるような物等）についてはこど

もが所持できるよう最大限配慮する。

スマートフォン、携帯電話等の通信機器については、こどもにとって心理的に大切な物となっている場合もあるが、保護者等との連絡が可能となるものであるため、こどもの安全や福祉の確保の観点から合理的な理由がある場合には持込みを制限することも可能である。一方で、特に通信機器の使用が一般化している高年齢のこどもにとってはその使用ニーズも高いこと等を踏まえ、こどもの年齢や利用の必要性等のこどもの個別の事情を踏まえて、こどもの安全確保上支障がない範囲で利用が可能となる工夫（例：普段は事務所等で保管し、一定の時間・相手について職員の立会いの下で認める等）について、こどもと話し合い、こどもと職員がともに考えることが望ましい。このほか、インターネットの利用については、タブレット端末の貸与等により一定の時間可能としている例もあるところであり、こうしたツールの活用等も有用と考えられる。

また、こどもが所持する必要のない所持品については、入所時に保護者に返還することが望ましい。しかし、返還できない場合は、こどもの同意を得て、児童相談所長が保管する。

所持品の中に麻薬、覚せい剤や危険ドラッグ等がある場合には、直ちに警察に連絡する。

日用品、着替え等を持っていないこどもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを初日に支給又は貸与する。一時保護施設設備運営基準第25条第4項では、一時保護施設は、入所児童に対し清潔な衣服を提供しなければならないとされており、また、下着については、児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならないとされているところであり、特に下着を貸与する場合には、未使用のものを提供する必要がある。

イ 所持品の保管

こどもの所持品は、紛失、盗難、破損等が生じないような設備に保管し、「こどもの所持物及び遺留物の保管台帳」に記載しておく。

法第33条の2の2第1項の規定により保管を決定したこどもの所持金は、普通地方公共団体の占有には属するが、その所有に属しない現金として管理する（地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の4第2項）。

所持品の保管業務については総務部門が行うことが想定されるが、こどもの同意を得て預かるそのこどもの所持品（身の回り品等）については、こどもが希望する時に随時使用させる等の対応が可能となるよう一時保護部門で保管することが適当である。

腐敗し、若しくは滅失するおそれのある物又は保管に著しく不便な物は、これを売却してその代価を保管することができる（法第33条の2の2第2項）。

ウ 所持品の返還

（ア）こども等に対する返還

保管物がこどもの所有物であるときは、一時保護を解除する際にそのこどもに返還する。

こどもが所持することがこどもの福祉を損なうおそれのある物については、こどもの保護者等に返還することが適当である。

返還の際には受領書を徴する。

（イ）返還請求権者に対する返還

保管物中、そのこども以外の者が返還請求権を有することが明らかかな物については、これをその権利者に返還しなければならない（法第33条の2の2第3項）。

なお、アで記述しているが、警察官の調査の一環として証拠物を押収することもあることから、警察と協議の上、返還を決定する。

また、返還するに当たって、返還請求権を有する者であるか否かの決定は、返還請求人の申立て、被害事実に関する警察等の公証力のある資料等に基づいて慎重に行う。

正当な権利者と認められる場合は、当該請求者から返還請求書を求め、当該保管物を返還する。返還の際は返還請求人から受領書を徴する。

（ウ）返還請求権者不明等の場合の手続

請求権者の有無の調査によっても返還請求権者を知ることができないとき、又はその者の所在を知ることができないときは、必要な事項を記して公告しなければならない（法第33条の2の2第4項）。

公告を行った後、公告の申出期間内に返還請求権者から申出のない保管物は、都道府県等に帰属する（法第33条の2の2第5項）。

エ 所持品の移管

一時保護したこどもが他の都道府県等の児童相談所で一時保護中のこどもであることが判明して身柄を移送する場合、そのこどもに係る保管物がある場合には、原則として次により対応する。

- ・ こどもの所有物は、こどもの身柄と共に移管する。
- ・ 公告した物は移管しない。
- ・ こどもの所有に属しない物でいまだ公告していないものは、原則として移管しない。ただし、移管した方が返還請求権を有する者の利益にかなうと判断される場合には、関係都道府県等において十分に協

議し移管する。

オ こどもの遺留物の処分

(ア) こどもの遺留物

一時保護中のこどもの死亡等の場合において遺留物がある場合は、これを保護者、親族又は相続人（以下「遺留物受領人」という。）に交付しなければならない（法第33条の3）。

(イ) 処分の方法

遺留物は、盗品等他に返還請求権を有する者があると認められる物を除き、全てこれを遺留物受領人に交付する。

遺留物受領人が不明の場合は公告を行い、公告の申出期間内に申出がなければ、遺留物は都道府県等に帰属する。

腐敗し若しくは滅失するおそれのある物又は保管に著しく不便な物は、売却してその代価を遺留物受領人に交付することも可能である。交付した際には受領書を徴する。

カ 取扱い要領の作成

一時保護したこどもの所持品の保管、返還等については、本ガイドラインのほか関連法規、通知を十分参照の上、具体的な取扱要領を都道府県等で定めることが適当である。

(7) その他留意事項

一時保護したこどもに対して警察及び検察が質問等の調査をする場合もあると考えられるが、この場合には、法の趣旨を踏まえ、こどもに与える影響に鑑みこどもの心身の負担が過重なものとならないよう、こどもや保護者の意向を確認し、当該こどもの心身の状況に配慮した上で、可能な限り協力する。

具体的には事情聴取の時期、時間帯及び場所、聴取に要する時間、聴取時の接し方、児童福祉司等の児童相談所職員の立会い等について、警察及び検察と十分に調整を行い、こどもの成長・発達状況や心身の負担に十分留意した対応を行う。

Ⅲ 一時保護施設の設備及び運営

1 一時保護施設の設備及び運営の基本的考え方

一時保護施設においては、こどもの最善の利益を考慮した保護や養育を行わなければならない。

家庭的環境等の中で束縛感を与えず、こどもの権利が尊重され安心して生活できるような体制を保つよう留意する。このため、こどもが落ち着いて生活できるための施設、設備、日常生活の過ごし方や活動内容を工夫する。

一時保護施設に入所する子どもについては、その年齢も、また一時保護を要する背景も虐待や非行など様々であることから、子ども同士の暴力やいじめなど、子どもの健全な発達を阻害する事態の防止にも留意しつつ、こうした「混合処遇」の弊害の解消を行うため、子どもの年齢等に配慮しつつ、原則として個室対応を基本とし、個別対応を可能とするような職員配置や環境整備を行うなど、一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援の確保に配慮し、子どもが安全感や安心感を持てる生活の保障に努めなければならない。また、子どもの行動上の問題や精神的問題が顕著になる場合には、子どものニーズに応じてこうした問題を軽減するための治療的ケアを提供する必要がある。

なお、一時保護施設の整備については、次世代育成支援対策施設整備交付金を積極的に活用する。

一時保護施設は児童相談所に付設若しくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置し、その設備及び運営については法第12条の4第2項及び第3項の規定により、一時保護施設設備運営基準に定める基準に従い、又は参酌して定めた条例による。

一時保護施設設備運営基準第4条第3項において、一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならないとしている。子どもの最善の利益の実現のために質の高い支援を行うためには、一時保護施設の運営等に対して自己評価及び外部評価の実施し、絶えず一時保護施設の質の向上を図ることが重要である。一時保護施設職員による自己評価については毎年度実施し、外部評価については、3か年度毎に1回以上受審することが望ましい。なお、第三者評価の実施にあたっては、「一時保護所における第三者評価受審費加算費の取扱いについて」（平成29年7月10日付け雇児発0710第9号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）、「一時保護所の第三者評価に関する研究報告書」（平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）を参照する。

また、一時保護施設設備運営基準第34条第1項において、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情への対応について窓口の設置等必要な措置を講じなければならないとされていることに留意し、適切に運営する。同条第2項においては、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならないとされているところであり、例えば、社会的養護経験者や有識者等の参画を得ることが有用と考えられる。

また、特に子どもからの苦情や意見については、子どもたちの中には苦情や意見を言うこと自体ためらう子どももいることから、例えば、意見箱につ

いては単純に設置するだけでなく子どもたちが意見を提出しやすい場所に設置する、意見を言うことにより不公正な処遇につながることは決してないことを職員に徹底するとともに子どもに周知する、適切にフィードバックを行う等の運用改善を図ることや、子ども会議等子どもが参画して議論する場を設けるなど、子どもたちが苦情や意見を言いやすい環境をつくっていくことが必要である。

一時保護施設における一時保護業務は児童相談所の一時保護部門が担当するが、入退所時や入所中の調査、診断、支援等については、他の各部門との十分な連携の下に行う。

他の各部門との連携を図り、相談援助活動の一貫性を保つために、一時保護部門においても個々の子どもの担当者を決めておくことが適当である。

2 一時保護施設の設備

一時保護施設の設備については、一時保護施設設備運営基準第15条第1号において、児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場又は屋外運動場に代わるべき場所を含む。）、相談室、食堂（ユニット（居室、浴室及び便所が属し、その入居定員がおおむね6人以下であるものをいう。以下同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けることとし、同条第11号において、児童30人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けることとしている。

同条第2号においては、児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めることとしており、子どもの状況等に合わせた支援を推進する観点からも、一時保護施設における小規模化を図ることが必要である。

また、同条第5号では、少年（法第4条第3号に規定する少年をいう。）の居室の個室（8㎡以上）化に努めることとし、また、同条第6号では、少年であってもその福祉のために必要があるときは、複数の児童で同一の居室を利用できるよう、少年を含む複数の児童での利用が可能な居室を設けることとしている。きょうだいの場合や子どもによっては複数人の在室が落ち着くといった場合など、子どもの福祉のために当該居室を利用させることが適当であると認めるときは、複数の子どもでの利用が可能な居室を利用できるように努める必要がある。

また、入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする（同条第7号）、便所及び浴室は、男子用と女子用とを別にする（ただし、少数の児童を対象として設けるとときや、多機能トイレ（バリアフリートイレ）に関しては、この限りではない）（同条第9号）、居室、浴室及び

便所を設けるに際しては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティ等に配慮すること（同条第10号）としている。なお、こどもの年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティ等への配慮は、居室等を設置した後の日頃の運用・使用にあたっても同様に必要となる。また、児童の年齢等のほか、身体の状態（車椅子の使用等）等についても配慮が求められる。

さらに、同条第8号にあるとおり、学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有することが必要である。

加えて、同条第12号において、児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境としなければならないこととしている。こども自身がプライバシーを保護されているという実感が得られることが重要であることから、こどもの意見を取り入れた設備にしていくことが望ましい。

なお、一時保護施設設備運営基準附則第2条により、施行の際現に存する一時保護施設（建築中のものを含み、府令の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）の設備については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）第41条の規定を準用する旨の経過措置が設けられている。

3 一時保護施設の職員

(1) 研修の機会の確保

一時保護施設の職員は、これまで生活していた家庭や地域社会から離れて一時保護されるこどもが一時保護施設において安心して生活が送れるよう、こどもの最善の利益を考慮した支援を行うことが求められることから、都道府県等においては、その資質の向上のための取組を行うことが重要である。Ⅱの4に記載のとおり、一時保護施設設備運営基準において、都道府県知事は、一時保護施設職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見を又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならないものとされたところであり、令和4年児童福祉法等改正法により強化されたこどもの権利擁護に関する事項（児童の権利に関する条約の内容を含む。）や、こどもの意見又は意向を尊重した支援の実施、こどもの年齢や発達の状況、特性、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等に配慮した個別ケアの実施など、一時保護が行われるこどもに対する権利擁護や適切なケアを実施するために必要な事項についての研修の機会を確保することが求められる。このため、一時保護施設職員が研修受講をしやすい職場環境となるよう配慮しつつ、職員に対する研修受講の

促進、研修受講職員による一時保護施設職員への報告会（研修内容の横展開）、一時保護施設内における事例検討会の実施等あらゆる機会を通じ、一時保護施設職員の資質の向上を図ることが重要である。

また、一時保護施設職員の資質の向上については、正規の職員だけでなく、臨時職員についても重要であることから、臨時職員も含め、こどもの支援に関わる全ての一時保護施設職員に対して資質の向上を図る研修の機会の確保が必要である。

（２）職員配置

職員配置については、一時保護施設設備運営基準第 18 条第 1 項において、児童指導員、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士及び調理員を置かなければならないとしており、同項ただし書きにおいて、

- ・ 児童 10 人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、
- ・ 学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、
- ・ 児童 40 人以下を入所させる一時保護施設にあつては栄養士を、
- ・ 調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を

置かないことができることとしている。

児童指導員及び保育士の総数（夜間を除く。）については、同条第 2 項において、通じて

- ・ 満 2 歳に満たない幼児おおむね 1. 6 人につき 1 人以上、
- ・ 満 2 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 2 人につき 1 人以上、
- ・ 満 3 歳以上の児童おおむね 3 人につき 1 人以上

の配置が必要となり、児童指導員については、一時保護施設設備運営基準第 21 条第 1 項各号のいずれかに該当する者であることが求められる。

心理療法担当職員については、一時保護施設設備運営基準第 22 条に定める資格を有した者を児童おおむね 10 人につき 1 人以上（一時保護施設設備運営基準第 18 条第 3 項）配置することが必要となる。

学習指導員については、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者の配置が必要（一時保護施設設備運営基準第 23 条第 1 項）となり、その数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。（一時保護施設設備運営基準第 18 条第 4 項）

学習指導員を一時保護施設に 2 人以上配置する場合には、当該一時保護施設が入所の対象とする児童の年齢に応じ、小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び中学校の教諭の免許状を有する学習指導員を各 1 人以上配置するよう努めなければならない。（一時保護施設設備運営基準

第 23 条第 2 項)

なお、前述のとおり学習指導を委託する施設にあつては学習指導員を置かないことができるが、学習指導の委託により学習指導員を置かないことが可能となるには、学習指導員を配置する場合と同様に一時保護施設に入所している子どもへの適切な学習指導が行える委託内容であることが必要である。

また、学習指導を委託する場合には、学習指導を委託先に任せきりにせず、一時保護施設と学習指導委託先との連携により、福祉・教育両側面から子ども一人一人の状況に応じた学習支援ができる体制とするよう留意する。

(3) 夜間の職員配置

夜間の職員配置については、一時保護施設設備運営基準第 19 条第 1 項において、夜間、ユニットを整備しない場合には、職員 2 人以上置かなければならないものとし、また、同条第 2 項において、ユニットを整備する場合には 1 のユニットごとに職員 1 人以上を置かなければならず、この場合において、夜間に配置される職員全体の数は 2 人を下ることができないとしている。一時保護施設設備運営基準における「夜間」は、児童の就寝時刻から翌朝の起床時刻の間を原則とするものであり、各一時保護施設・地域におけるこれらの時刻の設定状況等を踏まえて、各自治体の実情に応じた夜間の職員配置を行うこと。

また、一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第 25 条第 1 項の規定による通告に係る対応を行う場合には、夜間、上記職員とは別に当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならないこととしている（一時保護施設設備運営基準第 19 条第 3 項）。その際は、法 25 条第 1 項の規定による通告に係る対応だけでなく、一時保護施設に入所している子どもの数のほか子どもの状況も考慮し必要な職員を置くよう留意するとともに、場合によっては、他の部門の職員の協力を求める。

(4) 管理者、指導教育担当職員

一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を一時保護施設の管理者として置かなければならない。（一時保護施設設備運営基準第 20 条第 1 項）

また、一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。（一時保護施設設備運営基準第 20 条第 2 項）

指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務に通算しておおむね 5 年以上従事した経験を有する者でなければならない（一時保護施設設備運営基準第 20

条第3項) こととしているが、5年以上従事した経験年数のうち、一時保護施設における業務を2年以上従事した経験を有することが望ましい。

一時保護施設の管理者は、一時保護施設の定員の数、都道府県における職員の適正な配置等の観点から必要と認められ、かつ、一時保護施設の適切な運営に支障がない場合に限り、指導教育担当職員を兼ねることができる。

一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、2年に1回以上、一時保護施設の運営に必要な知識の習得及びその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者（国立武蔵野学院附属人材育成センター及び西日本こども研修センターあかし）が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない（一時保護施設設備運営基準第20条第4項、一時保護施設の設備及び運営に関する基準第二十条第四項の規定に基づきこども家庭庁長官が指定する者（令和6年こども家庭庁告示第7号））が、年度途中の人事異動等により上記研修の受講機会がなかった等やむを得ない理由があるときは、この限りではない。ただし、その場合も次年度の研修を速やかに受講するなど可能な限り速やかに研修を受けることが必要である。なお、「こども家庭庁長官が指定する者が行う研修」及び「これに準ずる研修」の取扱いについては、おってお示しする予定である。

(5) 経過措置ほか

一時保護施設設備運営基準附則第3条により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制について、職員の確保が困難であること等から一時保護設備運営基準に定める規定により難しい場合、令和8年3月31日までの間は、児童福祉施設設備運営基準第42条又は第46条の規定を準用する旨の経過措置が設けられている。

また、一時保護施設設備運営基準附則第4条により、令和8年3月31日までの間は、児童福祉司であって、職員の指導及び教育を行うための知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員としておくことができる旨の経過措置が設けられている。

なお、職員配置については、一時保護施設設備運営基準に規定する職員のほかに、一時保護施設における小規模ユニットケアの推進（児童入所施設措置費等国庫負担金）や、一時保護機能強化事業における各種一時保護等対応協力員の配置（児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金）等を活用し、手厚い支援体制を講ずることが望ましい。

4 入所時の手続

一時保護施設に初めて到着した際のこどもは、これからの状況の展開がわからない中で大きな不安を抱き、極度に緊張していることが多い。こうし

た緊張を解きほぐすプロセスを十分踏まらずに、無機質なインテーク室において脱衣や所持品の提示等を促すことは、こどもに恐怖感を与えかねない。一時保護の開始に当たっては、まず、こどもの様子をよく確認し、緊張を解きほぐしながら、一時保護施設はこどもの権利が守られ、安心して過ごすことのできる場であることを説明する。また、こどもの権利擁護の観点から、こども向けのしおり等にこどもの権利について明記することや、こどもの権利ノートを配布することにより、こどもの権利や権利が侵害された時の解決方法について説明する。

担当者は必ずこどもや保護者等に面接し、入所中の生活、生活上のルール等の注意事項やその理由等を、こども向けのしおり等の説明資料を用いてその年齢や発達の状況等に応じて丁寧に説明し、十分に理解させ気持ちを安定させる。

こどもの所持物の取扱いについては、Ⅱの5（6）を参照する。

こどもの健康診断等の取扱いについては、Ⅱの5（1）を参照する。

5 こどもの観察

担当者は、援助指針（援助方針）を定めるため、一時保護したこどもの全生活場面について行動観察を行う。その場合種々の生活場面の中でこどもと関わりながらこどもの状況を把握し、定期的に他の職員と観察結果の比較検討をする等して、総合的な行動観察を行う。

6 保護の内容

（1）一時保護施設における生活

一時保護施設の運営は、入所期間が短期間であること、こどもに年齢差や問題の違い等があること、こどもの入退所が頻繁であること等により計画的な運営には困難が多いが、こども一人一人に合った支援を行う。

一日の過ごし方の例として、学齢児に対しては学習支援、未就学児に対しては保育を行う。スポーツ等レクリエーションのプログラムを組んだり、自由遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境を提供する。

一時保護中に日課を設定することは、こどもの生活を構造化し、こどもにこれから先の見通しを持たせることで、安心感を提供するための一つのツールである。一方でそれぞれの背景が全く異なるところから保護されたこどもたちに対して、こどもの状態や背景を踏まえ、一律に集団生活のルールを課すことは、こどもに過度な緊張やストレスを与えることとなる。このため、日課を設定する際には、こども一人一人の年齢・発達の状況や特性等（例えば音・光の過敏等の発達障害特性やコミュニケーション

ヨンの困難さ等)を含めた状態像や背景、希望等に応じて、柔軟な運用となるよう留意して対応する。また、過度な日課の設定によりこどもの負担とならないよう、自由時間とのバランスにも十分留意するとともに、こどもの文化・ジェンダーアイデンティティ等にも配慮する。また、日課の予定については、こどもの心理的な安定を図る観点等から、こどもに対してあらかじめわかりやすく伝達しておくべきである。

夜尿等特別な支援や治療的ケアを必要とするこどもへの対応等にも配慮する。特に、入所時にはこどもは精神的に不安定な状態になっている場合が多く、心理的ケアを行うなどにより、安定した生活を送れるよう配慮する。

個別対応しなければならない事例の場合、個別対応プログラムを作り対応する。

加えて、前述のとおり、一時保護施設における生活上のルール(服装・髪型に関するものも含む。)についてもこどもの権利制限に当たりうることを踏まえた上で、当該ルールがこどもの安全や福祉の確保の観点から正当な理由に基づくものなのか、定期的に点検・見直しを行う。生活上のルールは、こども一人一人の心身の状態や背景等の個別事情に応じて柔軟な運用となるよう留意し、一律にルールを課すことによりこどもにとって過度な負担とならないよう対応する。また、服装・髪型に関するルールについては、こどもの健康面や文化・ジェンダーアイデンティティ等に配慮し、一時保護施設での生活する上で必要最小限のものとなるよう留意する。

担当者は、援助指針(援助方針)を定めるため、一時保護したこどもの全生活場面について行動観察を行う。その場合種々の生活場面の中でこどもと関わりながらこどもの状況を把握し、定期的に他の職員と観察結果の比較検討をする等して、総合的な行動観察を行う。

(2) 生活面のケア

生活面のケアは、個々のこどもの状態に合わせて、洗面、排せつ、食事、学習、遊びなど毎日の生活全体の場面で行うが、こどもたちが一時保護施設での生活を通して徐々に生活習慣を身につくように支援することが重要である。

幼児に対する保育は、情緒の安定、基本的な生活習慣の習得等に十分配慮して行う。

無断外出等の行動や反応を示すこどもに対しては、その背景要因を丁寧に探り、そのこどもが抱える問題解決を最優先にした上で、こどもの心に寄り添った生活面のケア及び必要な指導を行う。その際は、こどものこれまでの家庭環境やこどもの発達上の特性、心身の状況等を踏まえて、こ

どもの気持ちや事情を共感的に受け止めながら、こどもが自己肯定感を持てるような言葉がけ等に十分配慮することが必要である。例えば、一時保護になったのはこども自身のせいだと思わせるような言動や他のこどもと比較するといったこどもの自己肯定感を下げるような言動、単なる罰として作業や運動等を科したり個室に入れて個別対応を行う、といった対応等は厳に慎むべきである。

(3) レクリエーション

入所しているこどもの年齢、こども自身の意向を考慮の上、卓球、野球、バトミントン、バスケットボール等のスポーツ活動及びゲーム、創作活動、読書、トランプ、将棋、テレビ、ビデオ等の室内遊戯等を計画し、こどもがその希望や体調等に応じて参加できるよう配慮する。また、必要に応じ、事故防止に留意しつつ野外活動等を実施することもこどもの安定化等に有効である。これらのための道具、備品、設備等については、こどものニーズ等を踏まえ、その整備・更新にも十分配慮する。レクリエーションに用いる道具等の更新に当たっては、地域におけるリユースの仕組みを活用する等の工夫を行うことも有用と考えられる。

(4) 食事（間食を含む。）

食事については、一時保護施設設備運営基準第 26 条各項において規定している。一時保護施設は他の施設と異なり、こどもの入退所が多いので、食事について特に配慮する。一時保護施設に入所するこどもは、家庭で十分な食事をとれていない場合も多く、一時保護施設における食事はこどもの健全な発育や心理的な安定、生活習慣の習得等にとって非常に重要である。このため、食事は衛生が確保され、栄養のバランスはもちろんこどもの嗜好にも十分配慮したできる限り変化に富むものとし、あらかじめ一定期間の予定献立を作成し、団らんして食事を楽しめるなど温かい雰囲気の中で提供する。

入所前の生活や入所時の不安等から偏食、少食、過食、拒食等の問題も生じやすいので、個々のこどもの日々の心身の状態に即した食事への配慮を行う。

食物アレルギー等については、アセスメントができていないこどもが突然入所することもあるため、特に配慮を要する。

栄養士、調理員等食事に携わる職員については、日常の健康管理に十分配慮するとともに毎月定期的に検便を実施する。

(5) 健康状態の把握等

入所した児童の健康状態の把握等については、一時保護施設設備運営基準第 27 条第 1 項及び第 2 項において、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その

他の必要な措置を講じなければならない旨等を規定している。こどもにとっては新しく慣れない環境に入るため、心身の変調をきたしやすいので、医師、歯科医師のほか、保健師、看護師とも十分な連携を図り、健康管理について配慮する。

毎朝、こどもの健康状態を観察するほか、必要に応じ健康診査や看護師等による保健指導を受けさせる。また、応急の医薬品等を備え付けておく。

(6) 衛生管理

衛生管理については、一時保護施設設備運営基準第 25 条各項において規定しており、これらの規定に基づき、児童の使用する設備等の衛生的な管理に努める等の対応を行う必要がある。

この点、同条第 3 項において、一時保護施設は、入所児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に入浴又は清拭しなければならないとしている。こどもの希望、年齢、ジェンダーアイデンティティ等に配慮の上、洗髪等入浴に必要な消耗品、備品を用意するとともに、浴室や洗面所等について定期的に清掃を行い、清潔を保つこと。

また、同条第 4 項では、一時保護施設は、入所児童に対し清潔な衣服を提供しなければならないと、下着は、児童の私物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならないとしており、こどもが身に着けた衣服は洗濯を行い、清潔を保つとともに、こどもに下着を貸与する場合には、未使用のものを提供することが必要である。

(7) 教育・学習支援

教育については、一時保護施設設備運営基準第 29 条第 2 項、第 3 項において規定している。Ⅱの 4「一時保護の環境及び体制整備等」に記載のとおり、同条第 3 項において、一時保護施設は、学校に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないとしていることから、一時保護施設においては、こどもの希望を確認の上、それを尊重しながら、学校への通学に必要な支援を行うとともに、こどもの置かれている環境等から通学が困難な場合には、教育委員会、学校等と調整して、リモート授業の実施や分教室の設置など適切な教育が受けられるようにするために必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

また、同条第 2 項においては、一時保護施設における教育は、児童がその適正、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならないものとされている。一時保護しているこどもの中には、学習をするだけの精神状況にない、ある

いは学業を十分に受けていないために基礎的な学力が身につけていない子どもなどがある一方、学習意欲が高い子どももいるなど、子ども一人ひとりの習熟状況が異なる。このため、こどもの状況や特性、学力に配慮した支援を行うことが必要であり、在籍校と緊密な連携を図り、どのような学習を展開することが有効か協議するとともに、取り組むべき学習内容や教材などを送付してもらい、こどもが学校で使用している教科書を持ち込んで使用できるようにする、画一的な学習教材ではなくタブレット学習端末の活用等こども一人ひとりの習熟状況に応じた学習教材を提供するなど、創意工夫した学習を展開する必要がある。

このほか、職員派遣や教材提供などについて、都道府県又は市町村の教育委員会等と連携し、一時保護施設にいるこどもの学習支援が実施できる体制整備を図る。

また、特にやむを得ず一時保護期間が長期化するこどもについては、特段の配慮が必要であり、都道府県又は市町村の教育委員会等と連携協力を図り、具体的な対策について多角的に検討し、就学機会の確保に努める。

学習指導を委託する場合の取扱いについては、Ⅲの3(2)を参照する。

(8) 特別な配慮が必要な事項

一定の重大事件に係る触法少年と思料されるこどもについては、警察からの通告又は送致を受けて一時保護することとなるが、当該一時保護の期間においては、児童相談所における各種調査・診断を経た上で、支援の内容を決定することが必要である。

7 安全対策

一時保護施設設備運営基準第5条第1項のとおり、火災等の非常災害に備え具体的な避難計画を作成する。また、同条第2項のとおり、避難及び消火に対する訓練を毎月1回以上実施する。

避難計画の作成に当たっては、少人数勤務となる夜間について他の職員の協力を求める体制を整える等の配慮を行う。

また、一時保護施設設備運営基準第6条第1項において安全計画を策定することとしており、一時保護施設における設備等の安全点検、地域や関係機関との連携や協力体制、緊急時における保護者への連絡方法、こどもが無断外出した際の対応、職員の安全対策に関する研修等こどもの安全の確保を図る必要な項目を安全計画に盛り込む。また、同条第2項にあるとおり、策定した安全計画については、実際に児童を保護する職員に周知するとともに、当該職員に対し研修や訓練を定期的実施する。加えて、同条第3項にあるとおり、PDCA サイクルの観点から、定期的に安全計画の見直しを行

うとともに、必要に応じて安全計画の変更を行う。

また、一時保護施設設備運営基準第7条にあるとおり、一時保護施設に入所しているこどもに対し、通学や施設外活動等のために自動車を運行する場合は、こどもの自動車への乗降車の際には、点呼等によりこどもの所在を確認する。

日頃から消防署、警察署、病院等関係機関との連携、調整に努め、緊急事態発生の場合に迅速、適切な協力が得られるようにしておく。

その他、こどもの安全の確保については、不審者への対応等も含め、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日付け雇児総発第402号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）による。

8 無断外出への対応

一時保護施設からの無断外出はこどもの最善の利益を損なうことにもつながりかねないものであり、児童相談所としても、できる限りこれらの防止に努める。

一時保護中のこどもが無断外出したときは、児童相談所職員が自らそのこどもの発見、保護に努めるとともに、保護者その他の関係者に連絡し可能な限り捜索する。また、必要に応じ警察署に連絡して発見、保護を依頼する。一時保護を解除する場合においても原則として保護者等の了解を得てから行き、一方的な一時保護の解除は避ける。

一時保護中のこどもが無断外出し、他の都道府県等の児童相談所等に一時保護された場合には、こどもの福祉を十分勘案し、いずれが移送あるいは引取りをするかを決定する。原則として、元の児童相談所が現にこどもの身柄を保護している児童相談所に引取りに行くことが望ましい。

無断外出したこどもが保護され、帰ってきた場合には、こどもの意見又は意向を丁寧に聴き、こどもの行動の背景にある様々な感情を受け止め、寄り添うことが重要である。

9 観察会議等

職員は業務引継ぎを適切に行い、その担当するこどもの状況について十分把握する。

原則として、週1回は一時保護部門の長が主宰する観察会議を実施し、個々のこどもの行動観察結果、聴取できたこどもの意見、そこから考えられるこどもの行動の背景、それに基づく一時保護施設内における援助方針について確認するとともに行動診断を行い、判定会議に提出する。

なお、観察会議には、原則として担当の児童福祉司や児童心理司等も参加

する。

10 他の部門との連携

一時保護中に児童福祉司、児童心理司、医師等によるこどもとの面接、検査等が行われる場合も多いので、日時等について十分打ち合わせをしておく。また、こどもの行動観察、生活面のケア等についても十分な連携を行う。

IV 委託一時保護

1 委託一時保護の考え方

Ⅱの1に記載のとおり、一時保護についても、平成28年児童福祉法等改正法に定める家庭養育優先原則を踏まえ、「家庭における養育環境と同様の養育環境」（当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては、「できる限り良好な家庭的環境」）において養育されるよう必要な措置を講じる必要がある。

とりわけ乳幼児の一時保護については、愛着形成において重要な時期であることを踏まえ、家庭養育優先原則を十分に踏まえる必要がある。このため、こどもの状態に応じて、できる限り里親・ファミリーホームへの委託を検討するが、緊急保護のため委託先の里親・ファミリーホームが即座に見つからない場合、または、虐待の影響や心身の疾患や障害があり、よりきめ細かな専門的なアセスメントが必要な場合は、「できる限り良好な家庭的環境」である委託先を検討する。

学齢以上のこどもの場合は、こどもの行動上の問題や虐待の影響等への専門的なケアの必要性を踏まえて、里親・ファミリーホーム、一時保護施設、施設を選択することが必要である。また、一時保護前に学校に通学しているこどもの場合、Ⅱの4に記載のとおり、適切に教育を受けられるよう、里親・ファミリーホームの活用を含め委託一時保護を積極的に検討する必要があることに留意すること。

このほか、次に掲げる理由で委託一時保護を行うことが適当と判断される場合には、そのこどもを警察署、医療機関、児童福祉施設、里親・ファミリーホームその他適当な者（児童委員、そのこどもが通っている保育所の保育士、学校（幼稚園、小学校等）の教員等）に一時保護を委託することができる。この場合においては、受理会議等で慎重に検討し決定する。

- ・ 夜間発生した事例等で、直ちに一時保護施設に連れてくるのが著しく困難な場合
- ・ 乳児、基本的な生活習慣が自立していないため一時保護施設において行うことが適当でないと判断される幼児の場合

- ・ 自傷、他害のおそれがある等行動上監護することが極めて困難な場合
- ・ 非行、心的外傷等のこどもの状況を踏まえれば、一時保護後に、児童自立支援施設、児童心理治療施設あるいは医療機関等のより専門的な機関において対応することが見込まれる場合
- ・ これまで育んできた人間関係や育ってきた環境等の連続性を保障することが必要な場合（例えば、そのこどもが住んでいる地域の里親・ファミリーホーム、児童委員、そのこどもが通っている保育所の保育士、学校（幼稚園、小学校等）の教員等に委託することが適当な場合）
- ・ 現に里親・ファミリーホームへの委託や児童福祉施設等への入所措置が行われているこどもであって、里親・ファミリーホームや他の種類の児童福祉施設等あるいは専門機関において一時的に支援を行うことにより、そのこどもが抱える問題について短期間で治療効果が得られることが期待される場合
- ・ その他特に必要があると認められる場合

また、現に児童相談所において一時保護しているこどもで、法第 28 条第 1 項又は第 33 条の 7 の申立て等により一時保護期間が相当長期化すると推測される場合においても、里親・ファミリーホーム、児童養護施設等への委託一時保護を検討する。

なお、現に里親・ファミリーホームへの委託や児童福祉施設等への入所措置が行われているこどもを他の種類の児童福祉施設や里親・ファミリーホームあるいは専門機関に委託一時保護する際には、措置を解除又は停止した上で委託する。

一時保護施設設備運営基準については、一時保護施設を対象にしているものであるが、特にこどもの権利擁護等こどもの適切な処遇を確保するための運用に関する内容については、一時保護の委託先においても同基準に沿った対応が行われることが適当である。このため、児童相談所長又は都道府県知事は、委託一時保護を行うに当たっては、委託先の性質等を踏まえつつ、同基準の特にこどもの適切な処遇を図るための運用に関する内容について、委託先に対してこれに沿った対応が行うよう求めるとともに、定期的に順守状況を確認すること。また、本ガイドラインの内容についても同様である。

2 委託一時保護の手続等

(1) 委託一時保護の手続

委託一時保護については、相談・指導部門が措置部門等の協力を得て行う。

具体的委託先の選定に当たっては、環境、設備又はこどもや保護者の状

況等を十分勘案し、そのこどもに最も適した者を選ぶことが必要である。

委託期間については、一時保護の原則として必要最小限度の期間とし、一時保護施設に入所する場合と同様に、定期的にその必要性を確認するとともに速やかに他の支援等を行う。

委託一時保護を行うに当たっては、委託の期間等について保護者、委託先に通知する。委託一時保護を解除した場合も同様である。また、委託一時保護決裁簿を備え付け、こどもの氏名、生年月日、住所、委託理由等を記載しておく。委託先に対しては、上記通知のほか、一時保護が必要な理由、委託が必要な理由、こどもへの説明内容とこどもの意向、こどもの性格や特性、親子関係、同年齢のこどもとの関係など、十分な情報提供を行う。

(2) 保護者等との親子交流

委託一時保護における面会場所や面会手段については、こどもや保護者の状況を踏まえ工夫する必要がある。特に里親については、里親支援センターの親子交流支援等の活用も含めて検討する。

なお、頻繁な面会や家庭復帰に向けた親子関係再構築支援が必要な場合は、その対応が可能な里親を選択すべきであり、適切な里親がない場合は、児童養護施設等への委託一時保護を選択する。

V 一時保護生活におけるこどもへのケア・アセスメント

1 一時保護時のケア・アセスメントの原則

一時保護のケアは短期間のケアであるが、その大原則は、生活を通してこどもの安全を確保して安心感を与えるケアを行うことである。しかしながら、過酷な環境で生きてきたこどもは安全に守られても、安心感が持てないことが多い。また、自分に関わる人を信頼できないことも少なくない。こどもにとって安心できる距離で関わる必要があるとともに、こどもの尊厳を大切にし、過酷な環境を生き抜いてきたことに対して共感的に理解し、時には、こどもの大人に対する怒りを受け止めなければならない。

職員が常に見える場所にいていつでもこどもが話しかけられる状態とする、職員が適切に目配りをするなど、「こども自身がここでは守られていて安心できる」と感じられる場とすることが必要である。

特に、一時保護はこどもにとって、これまで生活していた環境からの急激な変化、突然の分離・喪失体験により、非常に不安な状態であることが考えられ、こどもに何らかの行動上の課題が現れている時には、その背景を理解し、一緒に考えることがアセスメントの根幹をなすことも少なくない。こどもの行動はそれが課題のあるものであっても、それをこどもからのSOS

と受け止め、こどもへの理解を深めるきっかけにしなければならない。

このような一時保護のケアは専門性を必要とするものである。短期間でこのような対応を行い、今後の支援の方針を決めていくため、こども自身が家庭状況に対するこどもの認識や希望を聞き取り、それらを十分に考慮しながら分離・喪失体験への反応の理解、心的外傷の反応の理解、アタッチメント問題の理解、学習した不適切な認知や行動パターンの理解、それまでにこどもを支えてきた資源の理解等を踏まえて、こどもの課題と強みを総合的にアセスメントしていく能力が求められる。大人を信頼しないこどもとの関わりはケアを提供する側の無力感や怒りを生み出すことも少なくないが、そうした心理や反応を意識しておかないと、こどもの権利を侵害する危険に陥ることを十分認識しなければならない。

また、一時保護から保護者の元に帰るこどもにとって、一時保護された場所が、家庭生活で虐待などの問題が再発した場合には助けを求めることのできる場となるよう、こどもが信頼感を持つことができるようなケアを提供しなくてはならない。

2 一時保護が決まってから一時保護初期までのケア

(1) 背景情報の収集

こどもの家庭の状況、心身の状況、性格、それまでの成長・発達の状況等を十分把握する必要がある。特に、一時保護施設や一時保護専用施設では集団養育となるため、感染症など健康状態に関する情報は欠かせない。家庭・保育所・幼稚園・学校での感染症者との接触に関する情報もできるだけ収集する必要がある。

中には保護者から十分な情報が得られないこともあるため、こどもに直接確認できることがあれば、こどもの状況を踏まえた上で、聞いて情報を確認する。

(2) 一時保護されたこどもの不安・怒り・悲しみを受け止める安心できるケア

保護者等の下で生活していたこどもが家庭や地域社会から離れ、一時保護される場合、児童相談所は、一時保護施設などへの入所後も関係者からの適切な支援を一貫して受けることができ、こどもが安心して生活を送れるように、こどもの最善の利益を考慮した支援を行うことが求められている。

保護者による虐待、非行、保護者の疾病・死亡・行方不明など一時保護に至る背景には様々な理由があるが、こどもにとっては家庭や学校など慣れ親しんだ環境の急激な変化、分離・喪失の体験となるものであり、こどもに及ぼす影響は大きく、多くの場合ショックを受けたり、怒りや悲し

みを感じている状態である。

一時保護の場への移行を余儀なくされたこどもの心理としては、次のような不安などがあると考えられる。

- ・ 保護者や友人などと共に生活できなくなる不安（分離不安）
- ・ これから先、誰も世話をしてくれないのではないかという不安（見捨てられ不安）
- ・ 自分はこの先どうなるのだろうという不安（見通しが持てない不安）
- ・ 新しい場所で新しく関係を持つ人に受け入れられるのかという不安（新たな関係性に対する不安）
- ・ 自分が変わる事・変わらないのではないのかという不安や抵抗（自己変容への不安）

そのため、一時保護における、こどもに対する関わりで大切なことは、「こどもの不安を軽減し、解消すること、こどもが安心すること」ができるようにこどもの気持ちに寄り添い、支援することである。つまり、一時保護先での不安や一時保護に対する怒り、悲しみについて、共感的に受け止められたと実感できるように傾聴することが大切である。

また、こどもの中には様々な理由により複数回一時保護施設に入所するこどももおり、こうしたこどもも含めて入所時に肯定的・共感的に迎える言葉がけを行うなど、職員自身がこどもの立場に立った場合にどのような言葉をかけられることが不安の解消につながるかを考え、こどもの心情に十分配慮して対応することが必要である。

加えて、こどもが大切な人やこれまでの居場所等とのつながりを感じられるよう、前述のとおり心理的に大切な物（ぬいぐるみや、家族写真、寄せ書き等のこどもにとって大事な人や場所等とのつながりを感じられるような物等）については引き続き所持できるように最大限配慮する等、こどもの喪失感・不安感に寄り添った対応を行うことが重要である。

(3) こどもに安全感・安心感を与えるためのケア（心理教育、権利教育等）

こどもに安全感・安心感を与えるためのケアや関わりを最優先すべきである。虐待を受けるなど、心に傷を負う体験があるこども等には以下のようなことが起きても当然であることを職員は認識した上で、そのことを、こどもの年齢や特性を踏まえて丁寧に説明する。併せて、職員はその解決を図る人であることをこどもに理解してもらい、そのような状況が起りそうになった場合は必ず職員に声をかけるよう伝えておく。また、リラクゼーションの方法を教える等により、こどもが不安に対して自分で対処できる方策を身に付け、取り組んだことが解決につながっていくと実感できる支援により、こどもがエンパワーされることが大切である。

- ・ 一時保護になったことが自分のせいであると考えがちなこと

- ・ ある言葉を聞いたり、ある状況になると、昔の怖かったことがフラッシュバックして頭が真っ白になって暴れてしまったり、暴力を振るってしまうこと
- ・ 自分を傷つけたくなってしまうこと
- ・ 怖い夢を見てしまうこと
- ・ 聞こえるはずのない声が聞こえたり、誰かがそばにいるように感じてしまうこと
- ・ 自分がしたと指摘されても覚えていないこと
- ・ 突然理由もなく怖くなったり、泣きたくなったりすること

一時保護の初期段階からこどものこうした不安感を受け止めて適切な対応を行えるよう、児童心理司とのこどもとの面接を設定し、こどもの思い・不安を十分傾聴して安心感を与えられるように支援していくことが重要である。また、これらの症状の程度によっては、児童心理司のほか、医師などによる、安心できる部屋での面接、認知行動療法や遊戯療法などを念頭に置いた、こどもの年齢に応じた治療やケアが必要となることもあることから、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて適切な対応を行う。

また、一時保護された全てのこどもに対し、こども自身が持っている権利及びその権利が守られるべきであることや、守られないと感じた場合は、職員や第三者に相談ができる具体的な連絡先や方法等を、こどもの年齢や理解に応じて説明を行う等の権利教育を行う。

(4) 一時保護の理由や目的の説明

一時保護の理由や目的等を説明する際に、一時保護はこどもが安全で安心できる場所を提供し、その後の安全・安心な生活を作っていくことが目的であることを分かりやすく説明する。その際、こどもが一時保護になったことが自分のせいであると感じないように十分配慮する。

そのこどもの年齢や発達の状況等に応じた丁寧な説明が必要であるが、こどもによっては落ち着いて話を聞けないこどももいる。タイミングを見計らって、上手に伝える技術が求められる。非行等の行動上の課題による一時保護の場合は、上記のような安全を守りたいという気持ちとともに、こどもが課題のある行動をしなくて済むような方法を一緒に考えていくことが目的であることを付け加える。

さらに、こどもから聞いた話は、原則として他の職員や担当児童福祉司が共有すること等を説明する。

(5) 先の見通しに関する説明

いつまでどのような生活をするのかを、こどもの年齢や状況に合わせて伝えることは、こどもの不安をできるだけ少なくすることにつながる。

こどもに一時保護の目的を理解してもらおうと同時に、一時保護施設や委託先の里親家庭や施設等の中を案内しながら、そこでの生活について丁寧に伝えることも大切である。加えて、そこでの生活がおおむねどの程度の期間となるかも、こどもが理解できるようにできるだけ具体的な見通しを伝えることが望ましい。こうした見通し等に関することは、一時保護中においても定期的に伝えるとともに、継続の手続を行っている場合にもこどもが理解できるように伝えることが望ましい。

3 一時保護中のケア

(1) 個別ケア

一時保護中のこどものケアの大前提は個別ケアである。日課は、前述のとおり、生活を構造化し、こどもにこれから先の見通しを持たせることで、安心感を提供するための一つのツールであるが、それぞれの背景が全く異なるところから保護されたこどもたちに対して、こどもの状態や背景を踏まえず、一律に集団生活のルールを押し付けることは権利侵害に当たると考えるべきであり、例えば、本人の安全を守るために外との連絡を制限する場合等には、こどもに十分説明をして行うべきである。

一時保護施設や委託一時保護先の里親や施設等において定めた一定のルールやスケジュールの中で共に生活し、こどもの一日の生活やその背景を把握することは、一時保護として重要なアセスメントにつながる。例えば、食事の時間が家庭での時間と全く異なるため、時間を合わせる事が困難であることや、ネグレクトされたこどもの中には3食を家族と食べる習慣はなく、戸惑いを感じる事等が考えられる。そのような場合、こどもの状態に応じて最初は個別で食事を取ることとし、徐々に一緒に食事を取る楽しさを伝えていく等の対応が必要となる。

(2) 家から分離された特別な環境であることへの配慮

こどもによっては不安で寝付けない、ホームシックで気持ちが不安定になることも考えられる。そのような場合には、こどもが愛着を感じるぬいぐるみやタオルなど安心感につながるものを手元に置くなどの配慮が考えられる。こどもの所持品の取扱いについては、Ⅱの5(6)のとおり、合理的な理由なく、こどもの所持品の持込みを禁止してはならず、特に、心理的に大切な物(ぬいぐるみや、家族写真、寄せ書き等のこどもにとって大事な人や場所等とのつながりを感じられるような物等)についてはこどもが所持できるよう最大限配慮すべきであることに留意する。

一方、アタッチメントに課題のあるこどもはその場その場での刹那的適応を行うことがあり、自分が帰属している家庭への思慕が見られないこともあるが、こうした状態を把握することはアセスメントの重要な基

本になる。

(3) 保護者・家族への感情、家族の情報、家族との面会等

こどもの保護者への感情は複雑であり、保護者を大切に思う言葉の裏に怒りがあることや、保護者に対して怒りの言葉がある裏に思慕の思いがあることがある。また、一時保護に至る過程で家族に起きたことは自分のせいだと思っているこどもは少なくない。このようにこどもは常に家族のことを気にかけているため、一時保護中も、こどもの安全・安心と最善の利益を前提に、こどもの意思や気持ちも踏まえて総合的に判断しながら、状況に応じて家族に関する情報を提供する。

児童福祉司や児童心理司との面談により自分の思いを聞いてもらいたい、家族の状況を教えてもらいたいという気持ちを強く持っているこどもも多いことから、担当児童福祉司や児童心理司は、委託一時保護である場合等は時にオンラインツールの活用等も図りつつ、可能な限り積極的にこどもとの面談を行うことが望まれる。担当児童福祉司等は家族に対する支援や対応に関して、こどもの年齢に応じた説明を行い、その説明や面談で確認したこどもの思いを一時保護施設や委託一時保護先の里親や施設の職員も共有する。

家族との面会等に関しては、こどもの安全・安心と最善の利益を前提に、こどもの意思や気持ちも踏まえ総合的に判断する必要がある。また、こどもの意見を十分に聴取し、面会等を拒否してもよいことを伝え、拒否することによる保護者の反応を不安に思っているこどもには安心感をもたらすケアが必要である。その際には、現状や今後の見通しについてこどもに説明し、こどもの不安の軽減や疑問に答えるようにする。

児童相談所として面会等を制限する場合にはこどもにその説明をしっかりと行う。

(4) エンパワメントにつながるケア

一時保護につながるこどもたちの中には、自己評価が低く、自尊感情が持てないこどもも少なくない。また、自分の思いを自分から表現することが少ないこどもも多い。一時保護のケアの中で、「あなたは大切な存在」であることを言葉でも行動でもメッセージとして伝える必要がある。表現の機会を多く作り、それが受け止められる体験を通して、自己表現を促すことも必要である。

(5) こどもの被害の可能性に配慮したケア

一時保護を受けているこどもの中には暴力や暴言を受けているこどもが少なくない。性的な被害を受けているこどももいる。また、発達障害の傾向があってコミュニケーションに難しさのあるこどもも存在する。しかし、一時保護の段階ではこれらが全て明らかになっていないこともあ

ることから、全てのこどもが被害を受けている可能性があること、コミュニケーションに難しさのあるこどもがいる可能性があることを考えて、PTSD 等の心身の状況や発達状況等に通常以上に配慮したケアを行わなければならない。

こどもが混乱して暴れてしまい、それを落ち着かせる必要がある時など、どうしても身体接触が必要な時には、できるだけ同性の職員が対応する。身体接触を要する場合は、同性の場合でも複数の職員で対応することが望ましい。

(6) ケアを通じたアセスメント

こどもと職員・里親等の関係や、生活の一つ一つへの反応などを通して、こどもの行動の背景を考えることが最も重要なアセスメントとなる。

特に、一時保護の支援に携わる職員においては、関わりながら行動観察によるこどもの全体像の把握を行っていくことが重要であり、こうした状態像に至った背景として家族の状況や生育歴、身体的成長の状況等の情報も必要となる。

アセスメントに際しては、職員が一人で把握するのではなく、チームで情報共有しながら行うことが必要である。その際には、こどもをケアしていく中でそのこどもを共感的に理解しようとすることで、こどもの発達段階や抱える問題等を知り、アセスメントにつなげていくことが必要である。

特に、虐待やネグレクト等の不適切な養育を受けてきたこどもは、その体験が基となり、心的外傷関連の障害やアタッチメント関連の障害として、こどもの日常生活において、感情の調整障害や自傷行為、対人関係の歪んだパターン等、いわゆる「問題行動」として表出されることがある。こどもが「問題行動」を表出した際には、心的外傷に係る体験やアタッチメントの問題等との関連性を吟味することが、こどものアセスメントに有効となる。

また、行動観察では、日常生活をこどもと共にするなかで、こどもに積極的に関わりながら、こどもの言動、認知、感情、関係性等の特徴を把握することが必要となる。

不適切な養育体験のあるこどもたちの中には、日課とされる行為を適切に行うことが困難なこどもも少なくない。職員は、「こどもが日課にしたがって生活できない」という事態に寄り添い、こどもと共にその「意味」を読み解くことが必要である（※）。

※ 例えば、あるこどもは、食事の時間が近づくと不穏な状態となり、食卓での他のこどもとの激しいトラブルが頻発したが、職員が個別に関わり、丁寧に対応することによって、このこどもが家庭内

で「食事作法のしつけ」と称する激しい暴力を保護者から受けていたことが明らかとなった。

また、別の事例では、入浴時になると激しい行動上の問題が生じることも、自宅の浴室で継父から性虐待を受けていたことが明らかになった。なお、この事例では、こどもの一時保護の理由は父母間のDVの目撃であり、このエピソードがあるまでは性虐待は疑われていなかった。

このように、一時保護では、こどもに対する丁寧で温かい生活支援を提供しながら、こどもとの細やかなやりとりを通して、過去の経験や家族関係を含めたこどもの理解を行うことになる。

(7) こどもからの生育歴の聴取

こどもの生育歴は、周囲の大人や保護者から聞き取るだけでなく、こども自身から生育歴や家族歴を聞き取ることで、他の機関や保護者から得られなかった、重要な情報を得られることがある。

こうしたこどもからの生育歴の聞き取りを行う際には担当児童福祉司や児童心理司等と、誰がいつ、どのように行うか等を検討した上で行う必要がある。

こどもからの聴取については、職員が、こどものペースを尊重した非誘導的な受け答えによって進められることが基本となる。こうしたやりとりにおいて、こどもが職員に苦しみや不安などの否定的な事柄を話すようになるには、こどもが「この人は私のことを心配してくれていて、なんとか助けようとしてくれている」と認識していることが重要である。職員は、こうしたことを念頭に、日々の生活でこどもに関わり、またこうしたやりとりにおける応答に細心の注意を払う必要がある。こどもとのやりとりでは、特に被害事実に関する場合、誘導や暗示となる応答に注意し、こどもの自発的な話の聞き取りを心がける。

こうした手法については、司法面接のトレーニングやそれに類した面接技法の研修を受けることも考えられる。

4 特別な配慮が必要なこどものケア

(1) 性被害を受けたこども

性被害を受けたこどもは様々な症状や心的外傷の反応、他者との適切な距離に関する問題を抱えていることがある。そのため、性被害を受けたこどもに関しては一時保護の初期は個室を提供し、人間関係に不安を感じたときには個室に入ることができるようにすべきである。また、性被害を受けたこどもの症状等への対応、心理教育や性教育を含む安全教育はこどもの状態により適切に行わなければならない。

ただし、刑事事件としての立件が想定される事案については、こどもの

心理的負担を軽減する等のために警察・検察と連携して協同面接を実施することが想定される。協同面接の実施までの間は、まず子ども自らによる被害開示等の情報について適切に記録する。また、職員側からの被害事実に係る質問に当たってはその後協同面接等を予定している場合には、被害事実の聞き取りを最低限とするなど配慮するとともに誘導・暗示等による記憶の汚染を生じさせないように留意しつつ、あらかじめ警察・検察と連携の上、協同面接の実施に当たっての体制整備に努める。

(2) 刑事告訴・告発を伴うときのケア

性被害への告発、重大被害、きょうだいの虐待死等で、警察及び検察からの事情聴取や現場検証等が行われることがある。その際には子どもの気持ちに配慮し、心理的負担をできる限り少なくすることが必要となる。このため、「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」（平成27年10月28日付け雇児総発1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）等に基づき、警察、検察を含めた三機関での協同面接が実施できるよう警察・検察とあらかじめ連携体制を構築しておく。また、例えば、性虐待被害女児の場合の事情聴取は女性の警察官等に行ってもらうこと、事情聴取の場には子どものことをよく理解している職員が同席すること等の対象者の状況、特性、年齢及び性別等に応じた配慮を警察、検察にあらかじめ依頼する。

児童心理司、虐待等の問題に詳しい医師等の専門家と十分に協議し、子どもの不安を軽減させるため、事情聴取や現場検証等これから起きることを、子どもに対して十分に説明することも有益である。また、そのような体験で起きがちな心理反応等を含め、児童福祉司や、生活支援を行う人、医師等チームで子どもの反応へのケアを行う必要がある。

(3) 重大事件触法少年

特に重大事件の場合はメディア対応に加えて、他児との関係に関して配慮が必要である。また、事件を起こした子どもは起こした事件の重大さからかなりの混乱した状態にあることも稀ではない。まず、刺激の少ない部屋で、安心させる対応が必要となる。専門的な支援が必要となる場合等もあることから、事件の内容、子どもの状態等に応じて、初期から専門家のバックアップチームを作って対応することも求められる。

5 特別な状況へのケア

(1) 他害

職員や他児への暴力や著しい暴言があった時は、逸脱行動には毅然と対応しつつ、そこに至った心理的状況や、どのようにしたら他害につながる行動を止めることができるかを子どもと一緒に考えることも重要であ

る。

何が逸脱行動の刺激になっているのかをこどもの感情変化とともに考えていく必要があり、それがこどものアセスメントにもつながる。

(2) 性的問題への対応

一時保護施設におけるこどもの性的問題には、一時保護施設で性的問題行動・性加害を起こすこどもへの対応、在宅で性的問題行動・性加害を起こして一時保護されてくるこどもへの対応、性的虐待・性被害を受けたこどもが入所してくる際の対応等がある。

様々な背景要因を抱えるこどもたちと関わる職員が、こどもの性的問題を理解した上でその行動の見立てを行い、適切な対処を多職種で検討することが重要である。

ア 性的問題行動・性加害を起こすこどもへの対応

(ア) 性的問題行動・性加害の背景要因

児童福祉施設内での性的問題行動・性加害は、以前に被害を受けたこどもが加害に回る被害加害の連鎖のケースもある。虐待等の背景要因を抱えたこどもたちが入所している一時保護施設でも性的問題行動が起りやすいことを職員が理解して関わる必要がある。

(イ) 予防

一時保護施設では、入所当初に具体的な身体的部位の名称や役割も教えながら、「水着着用時に隠れる場所」を「プライベートパーツ」とし、プライベートパーツのルールや人との距離感、身体接触のルール等を教えることも有効である。

(ウ) 性的問題行動が起きた時の対応

万一一時保護施設のこどもの中で性的問題行動が起きた場合は、まず、こどもたちを分離する。こどもたちにやってはいけないこと（プライベートパーツのルール違反）であることをもう一度教え、他のこどもたちと親しくするのは別の方法があることを伝える。

イ 在宅で性的問題行動・性加害を起こして一時保護されてくるこどもへの対応

一時保護を要する場合、以下のような対応を行う。

(ア) 児童福祉司、児童心理司、保健師、医師等の医療職、一時保護施設職員でカンファレンスを開き、こどもが行った性的問題行動の内容やその背景要因を共有し、一時保護期間に誰がどんな内容の評価や支援を行うのか、個別処遇にするのか集団に入れていくのか、監督はどの程度必要か等を話し合う。

(イ) こどもの問題に応じた治療教育、性教育等の支援を行い、他のこどもと合流する場合には、他のこどもとの関係性も評価する。

(ウ) 一時保護中の面接、行動観察等を検討し、今後の支援内容を決める。

売春や援助交際等の性的問題行動がある子どもについては、これまで大切にしてもらえた経験が少なく、自分を大切にできないことももいることから、自分が大切な存在であることが実感できるように生活できることが重要である。一時保護施設職員、児童福祉司、児童心理司、医師等との面接、規則正しい安全が守られている生活自体が治療的に働く。

ウ 性的虐待・性被害を受けた子どもへの一時保護中の対応

中には不眠、フラッシュバックなどの PTSD (心的外傷後ストレス障害) の症状を持っている子どももいることから、そのような訴えや症状が見られれば、一時保護施設職員や児童心理司、医師等に早めに報告する。

警察による事情聴取や検察官の面接がある子どももあり、面接等が行われた後不安定になることもある。児童福祉司、児童心理司、医師等と協力して子どもの不安を軽減し、丁寧なケア、フォローを行う必要がある。

(3) 自傷

一時保護される子どもには、自傷行為がみられることがある。自傷行為については、悩みやストレスのほか、虐待、精神疾患や発達障害等、様々な背景が考えられるため、医師など医療職も含めて丁寧にアセスメントを行い、それぞれに応じた対応を取ることが必要である。虐待を受けた子どもは、自己肯定感の低下が背景にあることや、解離症状の一部であるなど、自傷行為への気づきが、子どもの背景を理解し、ケアを充実させることにつながる。

(4) 無断外出

ア 無断外出の発生予防

無断外出については、発生予防が重要であるが、子どもが一時保護についてある程度納得できるようになるまでには時間が必要であり、子どもの状態や特性等について一時保護先の養育者間で情報を共有し、連携して未然防止に努めることが必要である。

イ 無断外出発生時の対応

一時保護中に、無断外出等の行動上の課題が発生した場合には、その影響を受けている子どもたちも含めて適時適切に対応することが求められる。

ウ 無断外出した子どもが保護され、帰ってきた場合の対応

職員は、子どもの顔を見て「良かった、安心した」といったメッセージ

ジをかけ、温かく迎え入れ、帰ってきてくれた喜びを伝えることが大切である。

そして職員は、無断外出等の行動上の課題はこどもからの必死なサインであり、そうせざるを得なかった気持ちなどに寄り添いつつ、こどもからの説明にじっくりと傾聴し、その意見又は意向を丁寧に聴いて様々な感情を受け止めていくことが必要である。

こうした対応をとる際には、無断外出等の行動化をしているこどもに対して、主体的に自分の行動をコントロールできることを支援したいということを常に伝え続けることが大切である。

このような無断外出等の行動上の課題に対して、作業や運動等を罰として科すといった対応をとるべきではなく、支援の過程を通して、こどもが失敗したが成長できたといった成長感や自己肯定感につなげるような支援を展開することが重要である。

6 一時保護解除時のケア

一時保護解除により、こどもは、一時保護で新たに構築した人間関係を失うこととなり、最初に抱いた不安・怒り・悲しみの再現につながることもある。こどもが見通しを持てるよう、解除について伝える時期についても、十分配慮しなければならない。関わった職員が、こどもを大切に思う気持ちを伝える等の丁寧なケアが重要である。

また、令和元年改正法により、こどもの権利の保障の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該こどもの状況の把握その他の措置により当該こどもの安全を確保することが児童相談所の業務であることが明確化された（法第11条第1項第2号へ）ことから、適切に対応されたい。

(1) 家庭復帰の場合

一時保護中に、保護者の疾病の回復や親子関係の修復・改善など家庭環境調整がなされ、他に養育・支援上の問題がなければ、児童相談所はこどもの家庭復帰の準備をすることになる。

一時保護中は児童福祉司・児童心理司は一時保護施設や一時保護専用施設の職員、委託一時保護先里親等とチームを組んで、こどもの持つ家族像を含めたこどもへのアセスメントを行う一方で、市区町村のこども家庭センター等とも連携して家族のアセスメントを行い、こどもが家庭に帰った時に備えて、要保護児童対策地域協議会を活用し地域にセーフティネットを構築しておく。

児童相談所を中心としたチームは、家庭復帰のための準備としてどのような支援が必要なのか、虐待や非行等の問題の再発生リスクの把握、保

護者に対する支援の効果、特にこどもに安全な家庭環境を提供できるように改善したのかどうか、関係機関や地域による継続的な支援体制の確保、これまで生活してきた一時保護先でのこどもへの養育・支援の効果など多方面からのアセスメントを踏まえて、関係機関と協議をして復帰後の支援計画を立て、家庭復帰後にこどもとその家族を支援していくための地域サポートシステムや相談支援のあり方について確認しておく必要がある。

その際、児童相談所を中心としたチームは、こどもの家庭復帰への期待と不安といった相反する感情等の心理状態、あるいは保護者や家族の心理状態に対して配慮しつつ、こどもや保護者の意見を聴取しながら復帰時期、復帰後の生活等について検討することが重要である。その上で、必要に応じて面会や家族面接を行うなど、家庭環境を無理なく調整しながら、こどもにとって最も良い家庭復帰方法を考える必要がある。

特に、家庭復帰すると児童相談所等からの支援がなくなるのではないかという心配や不安を持つこどもも少なくないことから、こどもに安心感を持たせるために、家庭復帰後も、相談や支援をしていくことを分かりやすく伝える必要がある。

このため、家庭復帰をする際には、事前に、こどもに対して、家庭復帰後の家庭訪問等の予定や支援の内容、児童相談所やこども家庭センター等の相談機関の連絡先や、児童育成支援拠点事業、社会的養護自立支援拠点事業等の地域の居場所等についてこども向けの資料等を用いてわかりやすく説明しておく。

一方で、相談機関等に相談すること自体が難しいと感じることも多いと考えられることから、併せて、こどもが年齢に応じてSOSが出せるようにエンパワメントすることが重要である。例えば、低年齢のこどもには保育所や幼稚園の職員へのSOSの出し方や、小学生以降のこどもでは児童相談所虐待対応ダイヤル（189）の使い方を練習させておく等の対応もしておくことが考えられる。

（2）里親や施設等に措置する場合

こどもが家庭に帰れない場合、その理由、今後の生活の見通し、家庭復帰計画の状況等を十分に伝え、こどもが納得できるよう、時間をかけて疑問に答える必要がある。

その際、こどもが安心感を持てるよう、こどもと里親や施設等との交流を深めながらこどもの受入れ態勢を整えることも考えられる。このため、可能な場合は委託、入所予定先の里親や職員等が訪問することや、こどもが訪問することなども考えられる。

また、施設のパンフレットやホームページ等を用い、施設での具体的な

生活、行事、約束事、地域の様子等をこどもと共に見ながら話し合い、一時保護の生活の場から新たな生活先にどのようなことを伝えたいか伝えてほしいか、こどもと話すことも大切である。例えば、食べ物の好き嫌い、趣味や好きな遊び、得意なこと、衣類の好み、これから希望する呼ばれ方等について伝える方が良いことを提案することが考えられる。

さらに、新たな生活先からは、「あなたが来てくれるのを心待ちにしている。」「あなたと共に過ごしていくことを楽しみにしている。」といった歓迎のメッセージを伝えてもらうよう配慮することが必要である。

特に、里親等への委託までには、こどもの気持ちや状態に十分配慮しつつ、交流を深めていくなど、丁寧にこどもとの関係調整を進めていくことが必要になる。

なお、この時期から、里親や施設職員等は、可能な限り、保護者とこどもの養育についての情報を共有する等、常に連携・協働できる関係作りを進めていくことが必要である。

(3) 情報などの引継ぎ

一時保護中に得られたこどもが生活し生きていくために必要な大切な情報（生育歴、強み・長所、継続的な取組等）や大切にしているもの等については、丁寧に分かりやすく引き継ぐことが必要である。

別添 1 (様式例) <一時保護決定通知書>

発第 号 年 月 日						
殿						
児童相談所長						
あなたが保護者となっている下記の児童を児童福祉法第 33 条の規定により <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; border: none;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;"> 一時保護 一時保護を委託 </td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> </table> しましたので通知します。				{	一時保護 一時保護を委託	}
{	一時保護 一時保護を委託	}				
記						
児童氏名	男 年 月 日生 歳 女	措置番号	号			
住 所						
一 時 保 護	場所	名 称				
		所在地				
	年月日	年 月 日				
	一時保護を開始する理由となった具体的事実の内容					
備 考	1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇県を被告として（訴訟において〇〇県を代表する者は〇〇県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。 3 一時保護を開始した日から2か月を超えて引き続き一時保護を行うことが、親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」といいます。）の意に反する場合においては、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならないこととされています。ただし、児童福祉法第28条第1項の承認の申立て又は同法第33条の7の規定に基づく親権喪失若しくは親権停止の審判請求若しくは同法第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求がなされている場合は、この限りではありません。（児童福祉法第33条） 4 児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権者等のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等はこの措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています。（児童福祉法第33条の2）					

(注) 一時保護を開始する理由となった具体的事実の内容については、児童福祉法第33条第1項に規定する一時保護の目的に照らして具体的に記載すること。

別添2 (様式例) <家事審判申立書>

受付印		家事審判申立書	
		事件名 (引き続いての一時保護の承認)	
		(この欄に申立手数料として1件について収入印紙800円分を貼ってください。)	
		(貼った印紙に押印しないでください。)	
収入印紙	円		
予納郵便切手	円		
家庭裁判所 御中		申立人 (手続代理人など) の記名押印	
申立人	住所 連絡先	〒	— 電話 ()
	氏名		
手続 代理人	住所 連絡先	〒	— 電話 ()
	氏名		
児 童	本籍 (国籍)		
	住所	〒	—
	フリガナ 氏名		〇〇年〇月〇〇日生 (〇 歳)
	フリガナ 氏名		〇〇年〇月〇〇日生 (〇 歳)
親権を 行う者 ・ 未成年 後見人 ・	住所 連絡先	〒	— 電話 ()
	フリガナ 氏名		〇〇年〇月〇〇日生 (〇 歳) <input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 監護者
現に監 護する 者	住所 連絡先	〒	— 電話 ()
	フリガナ 氏名		〇〇年〇月〇〇日生 (〇 歳) <input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 監護者

(注) 太枠の中だけ記入してください。 □の部分は、該当するものにチェックしてください。

申立ての趣旨

児童について、申立人が ○○年○月○日以降も引き続き一時保護を行うことを承認する。
との審判を求める。

申立ての理由

1 当事者等

(1) 児童

氏名	年齢	学校名及び学年、又は職業	備考

(2) 児童の家族（児童と同居している者に加え、事案に応じて別居家族を記載）

親権	続柄	氏名	年齢	職業又は学校名	同居・別居の別	備考
<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	

2 一時保護

(1) 一時保護を開始した日

○○年 ○月 ○日

直近に引き続いての一時保護の承認の審判事件

あり なし

事件番号：○○家庭裁判所 ○○年（家）第○○号

承認の審判確定の日： ○○年○○月○○日

(2) 当初の一時保護の必要性

ア 当初の一時保護の目的（複数選択可）

- 児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図る目的
- 児童の安心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握する目的

イ 当初の一時保護の理由（複数選択可）

- 安全確保・緊急保護のため
- 棄児、迷子、家出した児童等適当な保護者又は宿所がなかったため

- 虐待、放任等により児童を家庭から一時引き離す必要があったため
- 児童の行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼしていた、又は及ぼすおそれがあったため
- 警察から児童について、児童福祉法第25条に基づき通告又は少年法第6条の6第1項に基づき送致があり、保護する必要があったため
- その他（ ）

3 引き続いての一時保護の必要性

(1) 現時点における一時保護の必要性

- 当初の一時保護の目的・理由は、現時点においても継続して認められる。
- 事情の変更があり、当初の一時保護の目的・理由とは異なる目的・理由が認められる。
(異なる目的・理由：)

(2) 一時保護継続の理由（複数選択可）

- 調査継続中
 - 児童に対する調査
 - 親権者又は未成年後見人に対する調査
 - その他関係者等に対する調査（ ）
- 児童の家庭復帰にあたり協議中
 - 親権者又は未成年後見人と協議中
 - その他関係機関と協議中（ ）
 - 児童に対する短期的な指導を継続中
- 親族等による引取りに当たり協議中
 - 親族等と協議中
 - 親権者又は未成年後見人と協議中
 - その他関係機関と協議中（ ）
 - 児童に対する短期的な指導を継続中
- その他（ ）

4 親権者又は未成年後見人の意に反すること

親権者又は未成年後見人（ ）は、 ○○年 ○月○○日、児童について、引き続き一時保護を行うことにつき、申立人に対し、意に反することを明らかにした。

5 小括

よって、申立ての趣旨欄記載のとおり of 審判を求める。

添 付 書 類

- | | |
|--|-----|
| <input type="checkbox"/> 児童の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書） | 通 |
| <input type="checkbox"/> 親権者，後見人，現に監護する者の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書） | 通 |
| <input type="checkbox"/> 児童相談所長の在職証明書（写し） | 通 |
| <input type="checkbox"/> 申立てに係る報告書 | 通 |
| <input type="checkbox"/> （ | ） 通 |
| <input type="checkbox"/> （ | ） 通 |
| <input type="checkbox"/> （ | ） 通 |
| <input type="checkbox"/> （ | ） 通 |
| <input type="checkbox"/> （ | ） 通 |

児童の状況（一時保護中の様子を含む）・意向

* 児童の健康状態，成長・発達の状況，一時保護中の様子，一時保護継続
に対する児童の意向等を簡単に記載

親権者（未成年後見人）・家族の状況・意向

* 親権者（未成年後見人）・家族の状況，家庭環境や一時保護継続に対す
る親権者（未成年後見人）・家族の意向等を簡単に記載

関係機関の状況・意向

* 関係機関の関わり・支援の内容，一時保護継続に対する関係機関の意向
等を簡単に記載

引き続いての一時保護の必要性

* 申立書で選択した一時保護継続の必要性・理由の具体的な内容を記載

今後の支援の見通し（期間も提示）

* 今後の児童，親権者（未成年後見人），関係機関等に対する調査・支援
の内容，必要な期間の見込み等を簡単に記載

以上

被措置児童等虐待対応ガイドライン
～都道府県・児童相談所設置市向け～

厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課
厚生労働省 社会・援護局 障害福祉部障害福祉課

令和5年3月

目次

I	被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点	
1.	被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨	1
2.	基本的な視点	4
	1) 虐待を予防するための取組	
	2) 被措置児童等が意思を表明できる仕組み	
	3) 施設における組織運営体制の整備	
	4) 里親による子どもの権利保障と養育実践	
	5) 発生予防から虐待を受けた子どもの保護、安定した生活の確保までの 継続した支援	
3.	留意点	8
	1) 被措置児童等の安全確保のための優先・迅速な対応	
	2) 都道府県の組織的な対応・関係機関との連携	
II	被措置児童等虐待に対する対応	
1.	被措置児童等虐待とは	10
2.	児童虐待防止法との関係	12
3.	被措置児童等虐待対応の流れ（イメージ）	15
4.	早期発見のための取組と通告・届出に関する体制	16
	1) 通告等受理機関及び通告等への対応を行う機関	
	2) 被措置児童等虐待に関する窓口の周知	
	3) 早期発見のための体制整備	
	4) 都道府県児童福祉審議会の体制整備	
5.	初期対応	18
	1) 相談・通告・届出への対応	
	ア 情報の集約・管理の仕組みの整備	
	イ 通告等の受理時に確認する事項等	
	ウ 守秘義務及び個人情報保護との関係並びに通告による不利益取扱いの 禁止等について	
	2) 通告等受理機関及び届出受理機関から都道府県（担当部署）への通知	

3) 通告等を受理した後の都道府県（担当部署）等の対応		
4) 措置等を行った都道府県と被措置児童等の所在地の都道府県が異なる等の場合		
6. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認	26
7. 被措置児童等に対する支援	27
8. 施設等への指導等	28
9. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応	34
1) 都道府県（担当部署）による都道府県児童福祉審議会への報告		
2) 都道府県児童福祉審議会による意見、調査等		
3) 都道府県児童福祉審議会の体制		
10. 被措置児童等虐待の状況の定期的な公表	36
11. 被措置児童等虐待の予防等	37
1) 風通しのよい組織運営		
2) 開かれた組織運営		
3) 職員の研修、資質の向上		
4) 里親・ファミリーホームにおける予防的な視点		
5) 子どもの意見をくみ上げる仕組み等		
Ⅲ 参考資料		
・被措置児童等虐待通告等受理票（例）	42

I 被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点

1. 被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨

(はじめに)

「児童の権利宣言」(1959年)においては、児童は、「健康に発育し、かつ、成長する権利」及び「適切な栄養、住居、レクリエーション及び医療を与えられる権利」を有することとされており、全ての子どもについて、これらの権利が守られる必要があります。また、「児童の権利に関する条約」においても、「児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的な虐待を含む。)からその児童を保護する」ことが規定されています。

何らかの事情により家庭での養育が受けられなくなった子ども等被措置児童等についても、これらの権利が守られる必要があります。施設等※は、子どもたちが信頼できる大人や仲間の中で安心して生活を送ることができる場でなければなりません。

しかし、子どもが信頼を寄せるべき立場の施設職員等が入所中の子どもに対して虐待を行うということが起きており、こうしたことは子どもの人権を侵害するものであり、絶対にあってはならないことです。このため、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)により被措置児童等虐待の防止のための枠組みが規定されており(平成21年4月施行)、この枠組みに基づいた取組が進められています。

被措置児童等虐待防止の対策を講じるに当たっては、子どもの権利擁護という観点から、子どもたちが安心して生活を送り、子どもの意見が聴かれ、その一人一人の育ちのニーズが満たされる適切な支援を受けながら、自立を支えるために環境を整えるとの観点を持って、取組を進める必要があります。

このガイドラインは、「被措置児童等虐待」に着目した、都道府県・政令市・児童相談所設置市(以下単に「都道府県」とする。)が準拠すべきガイドラインとして作成したものです。各都道府県においては、このガイドラインを参考とし、都道府県内の関係者と連携して幅広く被措置児童等のための適切な支援策を推進することが求められます。

こうした児童福祉法における被措置児童等虐待対応の制度化は、施設等における被措置児童等虐待の防止に向けた「枠組」を規定したものです。今後、国や都道府県の行政や施設等の関係者が協働して具体的な取組・事例を積み重ね、子どもの権利擁護を促進するための取組について、関係者間で共通認識を図りながら、対策を実効性のあるものとしていくことが必要であることを申し添えます。

※施設等～小規模住居型児童養育事業者、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護所

(経緯)

施設等における被措置児童等虐待に関しては、平成19年5月にとりまとめられた「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会中間とりまとめ」において、「昨今、相次いで施設職員による虐待事件が起こっているが、子どもの抱える課題の複雑さに対応できていない職員の質や教育に問題があったこと、施設におけるケアを外部から評価・検証する仕組みがなく施設運営が不透明になっていること等がその要因として指摘されています。関係者にはこのような問題が二度と起こらないようにするための真摯な努力が求められることはもちろんですが、さらに、このような課題を解決するため、制度的な対応も視野に入れて検討する必要がある」ことが指摘され、平成19年6月に公布された「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成19年法律第73号）」においても、「政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、・・・児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策・・・その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」ことが附則で規定されて、政府における検討事項とされました。

さらに、平成19年11月にとりまとめられた社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書においては、「社会的養護の下にいる子どもたちは、措置によりその生活が決定されること等を踏まえ、また、近年起こっている施設内虐待等を予防するとともに、これに対応するため、下記のような施策を講じることにより、子どもの権利擁護の強化、ケアの質の確保を図る必要がある。」ことが指摘されました。

これらを受け、平成20年の児童福祉法改正においては、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、被措置児童等の権利擁護を図るため、適切な対応のための仕組みを整備しました。

また、平成28年の児童福祉法改正においては、児童の権利に関する条約の一般原則である第12条「子どもの意見の尊重」および第3条「子どもの最善の利益」がその総則に位置づけられました（児童福祉法第2条第1項）。これに伴い、子どもはおとなから一方的に保護されるだけの存在ではなく、意見表明と参加の権利を行使する主体として尊重される存在であること、それを通しておとなは子どもの最善の利益を目指しうることが確認されました。社会的養護のもとにある子どもの権利擁護についても、その理念に基づき、更なる推進が求められているところです。

これに伴い、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）において、「親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。」ことが規定されました。

(主な内容)

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）が対応していない、施設職員等による虐待に対応することをはじめとして、社会的養護に関する質を確保し、子どもの権利擁護を図るという観点から、下記のような事項が規定されています。

- ・ 被措置児童等虐待の定義
- ・ 被措置児童等虐待に関する通告等
- ・ 通告を受けた場合に都道府県等が講ずべき措置
- ・ 被措置児童等の権利擁護に関して都道府県児童福祉審議会の関与

そもそも、保護を要する子どもたちの権利擁護を図るということは、当然、施設等の役割に含まれているものであります。児童福祉法においても、「施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。」ことが明確に規定されています（児童福祉法第33条の11）。

さらには、事業者や施設の設置者、里親は、子ども、事業を利用する者及び施設に入所する者の人格を尊重するとともに、児童福祉法又は同法に基づく命令を遵守し、忠実に職務を遂行しなければならないことも明確に規定されています（児童福祉法第44条の3）。

都道府県においては、このような基本となる考え方を踏まえ、子どもの福祉を守るという観点から、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなどの場合には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境を確保する必要があります。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設、里親を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応を採る必要があります。

本ガイドラインは被措置児童等虐待に着目したものであることから、指導監査全般に係る具体的内容には言及していませんが、都道府県における指導監査体制を見直し、被措置児童等虐待や不適切な取り扱い、権利侵害のおそれのある事案が発生していないかを確認するなどの各施設等におけるケアの質についても適切に監査を行い、施設等と関係機関がケアの質についての理解・認識を高めながら改善を図ることも重要です。

子どもの権利擁護を図り、子どもの福祉の増進を進めることが目的であることをすべての関係者がしっかりと認識し、法律事項についてはもちろんのこと、運用面での取組も含め、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応や再発防止のための様々な取組が総合的に進められることが重要です。

2. 基本的な視点

1) 虐待を予防するための取組

被措置児童等の中には、保護者から虐待等を受けて心身に深い痛手を受け、保護された子どももあり、また、そのような背景はなくても、施設職員等から虐待等を受けた場合の心の傷は計り知れないものがあります。したがって被措置児童等虐待への対応で最も重要な課題は、被措置児童等虐待を予防するため、子どもの権利擁護の観点も踏まえた取組を進めることであるといえます。

被措置児童等虐待の予防については、直接的に被措置児童等虐待に対応するという観点だけではなく、被措置児童等に対するケアについて、子どもの意見を施設職員等一人一人がしっかりと受け止め、施設等では組織として対応し、里親は子どもの意見を尊重する姿勢を常日頃から心がけることで被措置児童等の様子を見守り、コミュニケーションがとれる体制を作ること等、ケアの質の向上や、施設等における適切な体制整備を進めることが被措置児童等虐待の予防へつながることになります。

具体的には、施設等での養育実践において負担が大きいと感じている職員や経験の浅い職員などに対し、施設内外からスーパービジョンを受けられるようにすることや、里親に対し、里親支援機関や里親会などが関わること等により、施設職員や里親等が一人で被措置児童等を抱え込まず、複数の関係者や機関が被措置児童等に関わる体制が必要です。

また、被措置児童等からの苦情や意見（願いや希望、提案）に対して適切な解決に努めるため、施設においては、苦情解決体制（苦情解決責任者、第三者委員の設置等）を確保するほか、第三者による評価や子どもの意見聴取の機会を導入するなどの取組が必要です。

被措置児童等は学校に通ったり、医療機関を利用するなど地域で生活を送っています。このため、在宅の子どもと同じように、固有の権利が認められ、学校の関係者、地域福祉の関係者、医療関係者等が常に連携を取りながらチームとして被措置児童等に関わるようにし、チームの構成員として各々が適切な役割分担をしつつ、なすべきことをなすという認識の下に、対応することが重要です。

また、都道府県や児童相談所、市町村、学校、医療関係者、児童家庭支援センター、里親支援機関・児童委員など被措置児童等と関わる機会が多い関係者が定期的に集まり、被措置児童等の権利擁護や虐待への対応等に関する研修やケーススタディを実施すること、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機会を利用して、被措置児童等虐待の防止や権利擁護に関しても協議する機会を設けることなども必要です。関係者が普段から子どもの権利の実現に向けた共通の認識を持ち、具体的な取組が図れるように積極的な取組を進めることが重要です。

<被措置児童等虐待予防のための取組例>

- ・ 子どもの育ちの背景を勘案する養育実践
- ・ 研修を通じた子どもの権利についての施設職員等の意識向上
- ・ 「子どもの権利ノート」の作成、被措置児童等への配布
- ・ 被措置児童等虐待について説明するための「しおり」などの作成、施設等を利用している子どもの保護者や子どもへの説明、配布
- ・ 被措置児童等を対象とした「子どもの権利ノート」を活用することなどによる子どもの権利についての学習会の開催（年齢に応じた理解・周知の反復）
- ・ 「子どもの権利ノート」に関するポスター掲示
- ・ 第三者による定期的な意見聴取の機会の設定と意見の実現に向けた取組の実施
- ・ 「子どもの自治会」等の開催を通じた被措置児童等による主体的な取組や、「意見箱」の設置など、子どもの意見を汲み取る仕組みづくり
- ・ 困難事例への対応についてのケースカンファレンスの開催、専門家によるスーパービジョン等施設職員の資質向上のための取り組み
- ・ 児童相談所による定期訪問調査、その際の被措置児童等との面接
- ・ ケアの孤立化・密室化の防止（複数体制の確保）
- ・ 職員のメンタルヘルスに対する配慮
- ・ 法人・施設や団体で定める倫理綱領、行動規範などについて、保護者や子どもに説明する
- ・ 子どもの所有する物品・金銭等の適切な管理
- ・ 子どもの現状に即した養育の見直し

など

- * 例えば滋賀県においては、子どもが施設等で安心して生活できるよう、子どもの権利擁護部会が全ての施設等を対象に実地調査を行い、施設職員および子どもと意見交換を通じて子どもの権利の実態を評価し、子どもの権利擁護に向けて必要な助言指導を行う「滋賀県児童養護施設等の子どもの権利擁護事業」が実施されています。

特に被措置児童等の状態の変化などが発見のきっかけとなることから、児童相談所や里親支援機関（フォスターリング機関）は平素から被措置児童等と面接を行い、その意見や状況を適時に把握することが必要です。

また、被措置児童等と関わる機会が多い関係者が、前述のように普段から子どもの権利の実現に向けた共通の認識を持つことが、虐待の防止と早期発見につながります。

その上で、虐待が起こった場合には、早期に事実関係を確認し対応することが、最も重要です。

2) 被措置児童等が意思を表明できる仕組み

被措置児童等が安心して生活を送るためには、被措置児童等が自身の置かれた状況をよく理解できるように日頃から説明するとともに、被措置児童等の意見や意向等の実現も含め、自らの存在が尊重されていると感じられる環境の中で生活を送ることができるようにすることが重要です。(暮らしのここちよさ)

このような子どもの意見や意向等に沿った支援を行う際、子どもと大人の間に大きな葛藤が起こるのではないかと、という危惧もありますが、大人の義務として子どもの意見や意向等を適切に受けとめ、子どもと向き合って客観的な視点で、かつ、子どもの最善の利益の視点から支援していくという姿勢が必要です。

具体的には、一時保護した際や、入所措置の際に、子どもの意見や意向等をしっかりと受けとめつつ、自分(子ども)の置かれた状況や今後の支援の見通しを可能な限り分かりやすく説明すること、自立支援計画の策定や見直しの際には、子どもの意見や意向等を確認し、確実に反映すること、子どもが理解できていない点があれば、さらに分かりやすく繰り返し説明すること、「子どもの権利ノート」等の活用により、子どもの発達に応じて、被措置児童等が自らの権利や必要なルールについて理解できるよう学習を進めることなどが重要です。

このほか、都道府県や都道府県児童福祉審議会による電話相談を周知する、「子どもの権利ノート」にはがきを添付する、第三者による意見聴取の機会を設定するなど、権利侵害があった場合や、子どもの意見と施設職員の意見が異なる場合に被措置児童等が都道府県児童福祉審議会や第三者に意見を表明しやすい仕組みを整えることが重要です。

さらに、虐待の届出が行われた場合には、届け出た被措置児童等の権利が護られるようにするなど適切な対応を取る必要があります。

このようにして、都道府県、児童相談所、施設、里親等それぞれがケアの質の向上という観点からも、子ども自身の意見や意向等を尊重しつつ、支援を進める必要があります。

3) 施設における組織運営体制の整備

施設において被措置児童等に適切な支援を行うためには、養育者としての責任意識と個別の職員のケア技術が必要です。その上で施設の管理者は、組織として子どもを支援する体制を整えることが重要です。

施設運営そのものについては、子どもと施設職員、施設長が意思疎通・意見交換を図りながら方針を定めること、相互理解や信頼関係を築き、チームワークのとれた風通しのよい組織作りを進めること、第三者委員の活用や、第三者評価の積極的な受審・活用など、外部の目を取り入れ、開かれた組織運営としていくことが重要です。

また、職員各々のケア技術の向上のための研修、スーパービジョンやマネジメント

の仕組み、職員の意欲を引き出し、活性化するための取組等も進めることが必要です。

このように、組織全体として、活性化され風通しがよく、また地域や外部に開かれた組織とすることによって、より質の高い子どもへの支援を行うことが可能となり、被措置児童等虐待も予防されるものと考えられます。

逆に言えば、組織全体としてこのような体制ができていない施設で被措置児童等虐待が起こった場合には、個々の職員のケア技術や資質の不足等の問題にとどまらないことが想定されます。都道府県においては、子どもの保護や施設に対する指導等を行った後にも、法人・施設の運営や組織体制等の見直し・改善が適切に進み、再発が防止されるよう、法人・施設側からの提案も促しながら継続して指導を行っていく必要があります。

被措置児童等虐待については、問題を個々の子どもに対する個々の職員のケア技術の不足等の問題と決めてかからず、組織運営とその体制に関し、必要な検証を行い、改善を図ることが重要です。

4) 里親による子どもの権利保障と養育実践

里親は、社会的養育機関としての役割にあることを自覚するとともに、主体となる子どもの最善の利益保障を念頭に暮らしの保障を追求することを意識することが大切です。個別対応を基本とする分、自己の裁量が日常的に求められることから、子どもの課題対応や養育の悩み等を抱え込み、第三者に相談しづらくなる恐れがあるため、平時から里親会、児童相談所、里親支援機関、里親支援専門相談員等、支援を得られる相談者との関係を構築しておくことが大切です。

また、里子がどのような思いを持ちながら家庭生活を送っているかを確認できるよう、日頃から子どもとのコミュニケーションを図ることを習慣として、子どもとの関係構築に努めることも大切です。

5) 発生予防から虐待を受けた児童の保護、安定した生活の確保までの継続した支援

被措置児童等虐待への対応における基本的な目標は、被措置児童等を心身に有害な影響を及ぼす行為から守り、被措置児童等が安全で安心できる環境の中で、適切な支援を受けながら生活を送ることができるようにすることです。

被措置児童等虐待の発生予防から始まり、虐待の早期発見、虐待発見後の適切な保護、さらに保護後も被措置児童等が安心して生活できるようになるまでの継続した支援が必要です。

特に、施設等の複数の子どもが生活を送る場で被措置児童等虐待が発見された場合には、被害を受けた被措置児童等のほかにも、当該施設等で生活を送っている他の被措置児童等に対しても、適切で分かりやすい経過説明ときめ細かなケア

を実施することが必要です。

個々の被措置児童等のケアの具体的な方針については、基本的に児童相談所が責任主体となります。施設運営そのものの見直し、改善等については、都道府県（担当部署）が責任主体となって、児童相談所と連携して対応することが求められます。その場合、外部の専門家や都道府県児童福祉審議会の委員等からの協力を得ながら、法人や施設等が主体的に行う改善に向けた取組に対し、継続して支援を行うという姿勢が必要です。

3. 留意点

1) 被措置児童等の安全確保のための優先・迅速な対応

被措置児童等虐待については、在宅の児童虐待と同様、被措置児童等の生命に関わるような緊急的な事態が生じる可能性もあり、そのような状況下での対応は一刻を争うものとなります。

虐待の発生から時間が経過するにしたがって虐待の内容が深刻化することや当該児童に与える影響が大きくなることも予想されるため、通告や届出がなされた場合には、都道府県における迅速・的確な対応が必要です。

このような事態に対応できるよう、夜間や休日においても、在宅の児童虐待に関する夜間・休日通告受理体制を活用するなど、被措置児童等虐待に係る相談や通告・届出に対応できる仕組みを整え（緊急的な一時保護体制も含め）、関係者や住民などに十分周知する必要があります。

2) 都道府県の組織的な対応・関係機関との連携

被措置児童等虐待については、都道府県（担当部署）においては、担当者が1人で対応するのではなく、組織的な対応を行うことが必要であり、相談、通告や届出（情報提供、連絡も含む）があった場合にはどのような体制で事実確認等を行うかについてあらかじめルールを定めておき、組織内で認識を共通にしておく必要があります。

また、被措置児童等虐待への対応については、都道府県（担当部署）はその内容等を速やかに都道府県児童福祉審議会へ報告することとされていることから（児童福祉法第33条の15第2項）、報告の内容、緊急の際の報告体制等のルールをあらかじめ定め、的確な対応が取れるようにする必要があります。

実際に虐待が起こってからではなく、あらかじめよく情報を共有することにより、実際に被措置児童等虐待が起こった場合において迅速に対応することができるようになるものと考えられます。

被害を受けた被措置児童等はもちろんのこと、同じ施設を利用している他の被措置児童等についても適切な支援を行うことができる体制を組むこと、施設運営等の見直しに関し、施設に都道府県児童福祉審議会等の専門家を加えた検証・改善委員会の設置を促すことなど組織全体に関わる対応が必要となる場合も想定されるため、関係者が連携しながら取り組むことが求められます。

都道府県（担当部署）において、それらを確実なものとするためには、具体的な事態を想定したマニュアル等を作成しておくことも有効であり、関係機関とも連携し、実践事例の収集や蓄積、研修等の取組を通じて被措置児童等虐待に対する認識の共通化を図るとともに、都道府県内における関係機関の連携及び体制についてあらかじめルールを定めておくことや、適宜その見直しを行い、確認することなどが必要です。

また、都道府県（担当部署）や児童相談所等の被措置児童等虐待の通告・届出の受理機関においては、改めて、被措置児童等からの権利侵害の声を都道府県知事へ通知すること（児童福祉法第33条の15）、それについて速やかに児童福祉審議会に報告することによって、はじめて子どもが意見や苦情を述べやすい環境を保障することになります。都道府県児童福祉審議会の第三者的、客観的な視点に基づいた公正な判断によって、子どもの権利の救済が図られることを念頭に置いた対応が求められます。

<被措置児童等虐待、事故などに関するマニュアル等を作成し、関係機関の間で認識の共有等を進めている自治体の取組例等>

- ・ 事件、事故 ～埼玉県「児童養護施設危機管理マニュアル」
- ・ 被措置児童虐待 ～大阪府「児童福祉施設における人権侵害等対応マニュアル」

II 被措置児童等虐待に対する対応

1. 被措置児童等虐待とは

被措置児童等虐待の防止等（児童福祉法第2章第6節）における「施設職員等」、「被措置児童等」の範囲は以下のとおりです。「施設職員等」については、児童福祉法第27条第1項第3号又は第2項に規定される事業者・里親・入所施設・医療機関・一時保護施設で業務に従事する者（同居人も含む。）が対象となります。

○ 「施設職員等」とは、以下の①～⑤をいいます。

- ①小規模住居型児童養育事業に従事する者
- ②里親若しくはその同居人
- ③乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者
- ④指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者
- ⑤児童福祉法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者

○ 被措置児童等とは、以下の①～③をいいます。

- ①以下の者に委託され、又は以下の施設に入所する児童
 - ・小規模住居型児童養育事業者
 - ・里親
 - ・乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設
 - ・指定発達支援医療機関

※なお、自立生活援助事業（自立援助ホーム）や母子生活支援施設については契約により入所する施設であり、法律上は対象事業者・施設には含まれていませんが、対象事業者・施設の対応に準じた対応をするものとします。

②以下の施設等に保護（委託）された児童

- ・児童福祉法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設
- ・第33条第1項又は第2項の規定により一時保護委託を受けた者

③①、②については、児童福祉法第31条第2項から第3項及び第33条第8項に定める18歳を超えて引き続き在所期間の延長等をした者についても含むものとします。

○ 被措置児童等虐待とは、施設職員等が被措置児童等に行う次の行為をいいます。

- ① 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- ④ 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

① 身体的虐待

- ・ 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこによる火傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為を指すとともに、首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的に子どもを病気にさせる行為などを指します。

② 性的虐待

- ・ 被措置児童等への性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行うなど
- ・ 被措置児童等の性器を触るまたは被措置児童等に性器を触らせる性的行為（教唆を含む）
- ・ 性器や性交を見せる
- ・ ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せるなどの行為を指します。

③ ネグレクト

- ・ 学校等に登校させない、重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児のみを残したままにするなど
- ・ 適切な食事を与えない、下着など長時間ひどく不潔なままにする、適切に入浴をさせない、極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど
- ・ 同居人や養育家庭等に入出入りする第三者、生活を共にする他の被措置児童等による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
- ・ 他の職員等が子どもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する
- ・ 泣き続ける乳幼児に長時間関わらず放置する
- ・ 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらずに授乳や食事介助を行う

などの行為を指します。

④ 心理的虐待

- ・ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど
 - ・被措置児童等を無視したり、拒否的な態度を示すなど
 - ・被措置児童等の心を傷つけることを繰り返し言う
 - ・被措置児童等の自尊心を傷つけるような言動を行うなど
 - ・他の被措置児童等とは著しく差別的な扱いをする
 - ・適正な手続き（強制的措置）をすることなく子どもを特定の場所に閉じ込め隔離する
 - ・他の子どもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う
 - ・感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする
- などの行為を指します。

2. 児童虐待防止法との関係

児童虐待防止法においては、保護者がその監護する児童に対し、その身体に外傷を生じるおそれのある暴行やわいせつな行為、ネグレクト、著しい心理的外傷を与える行為等を行うことを「児童虐待」として定義しています。

ここで言う「保護者」とは、親権を行う者のほか、子どもを現に監護する者とされており、子どもが施設を利用している場合又は里親に委託されている場合には、当該施設の長又は里親は一定の監護権を有し、かつ、現に監護していることから、保護者に該当するものです。

一方、施設等養育者として養護に従事する者については、施設長の指揮命令に従い、一定の業務に従事していることから、保護者には該当するものではありません。

したがって、

- ① 施設等養育者が行う虐待については、児童虐待防止法に規定する児童虐待の対象ではありませんが、被措置児童等虐待の対象に該当することになります。
- ② 里親や施設長については、子どもを現に監護する者として、児童虐待防止法に規定する「保護者」となることから、これらの者が行う虐待については、児童虐待防止法に規定する児童虐待であるとともに、さらに被措置児童等虐待に該当することになります。

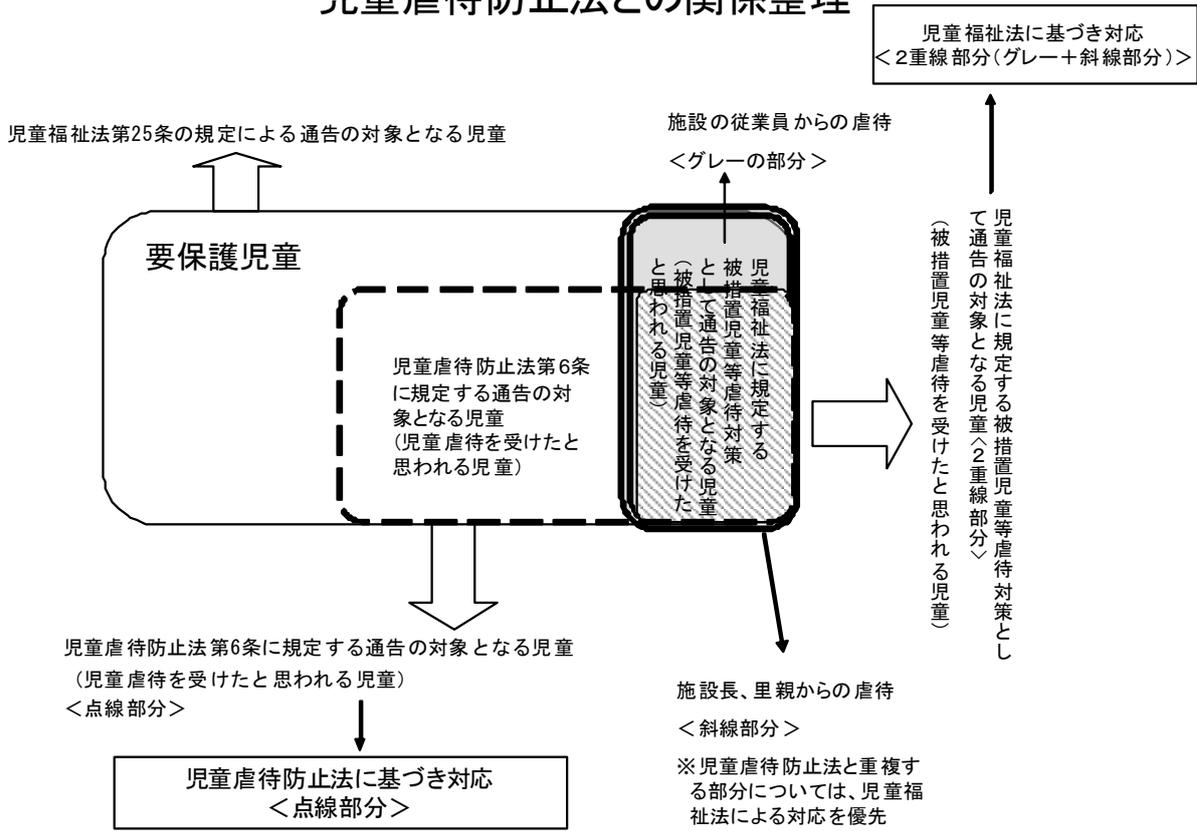
児童虐待防止法及び児童福祉法の双方が適用される里親や施設長による虐待については、行政が措置した子どもについて措置や委託中もその養育の質の向上と権利擁護を図るという観点から、措置を行う根拠法である児童福祉法において被措置児童等虐待の対策を講じるという法律の趣旨を踏まえ、第一義的には、児童福祉法に基づく措

置を優先して講じることとします。

ただし、万が一、「保護者」に該当する里親や施設長が虐待を行い、児童福祉法に基づく事業規制等による対応を行っても、十分に対応できないような事態が起こった場合は、さらに児童虐待防止法に基づく臨検・捜索等の対応も行うことが可能です。

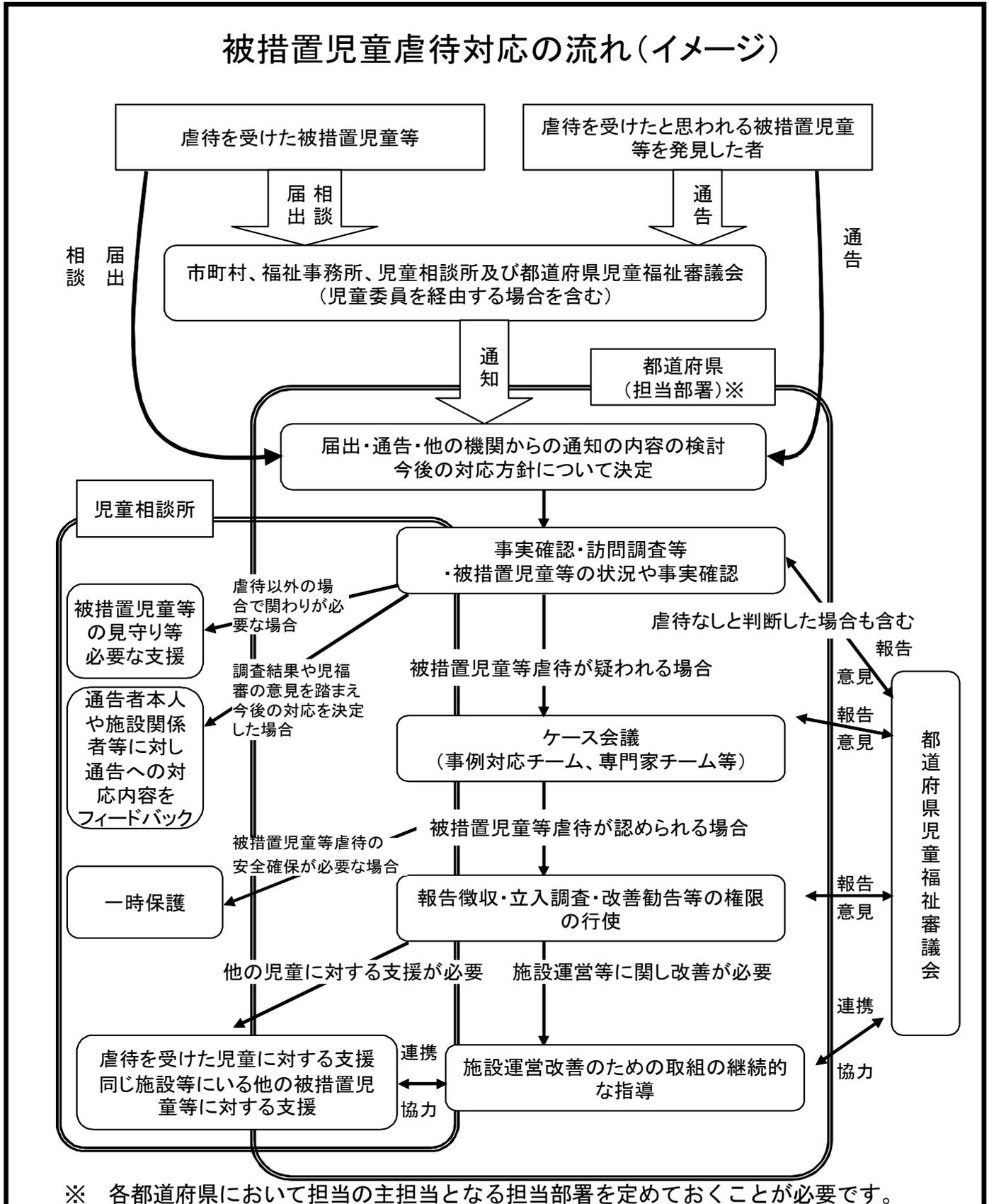
なお、児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待であっても、被措置児童等虐待のいずれかに該当すると考えられるケースについては、児童福祉法に基づく被措置児童等虐待として通告すれば、別途児童虐待防止法第6条第1項の規定に基づく通告をすることを要しないものとされています。(児童福祉法第33条の12第2項)

児童虐待防止法との関係整理



3. 被措置児童等虐待対応の流れ（イメージ）

以下4. ～9. に記載する対応等に関する全体の流れのイメージは以下の通りとなります。



4. 早期発見のための取組と通告・届出に関する体制

被措置児童等虐待を受けたと思われる子どもを発見した者については、通告義務が課せられており、発見した者は速やかに、1)の①の通告受理機関へ通告しなければならないこととされています。発見者が施設職員等の場合であっても同じです。この際、施設等が被措置児童虐待か否かに判断を要するといった理由で、適切な措置を講じず、いたずらに疑わしい状態を放置するということがないようにしなければなりません。このうち「都道府県の設置する福祉事務所」及び「市町村」（政令市及び児童相談所設置市を除く。以下同じ。）は、都道府県（担当部署）に通知します。「都道府県（担当部署）」、「都道府県児童福祉審議会」及び「児童相談所」は、1)の③の対応を行います。

また、被措置児童等は、1)の②の届出受理機関へ虐待を受けた旨を届け出ることができます。

これらの詳細や通告の前段階としての取組等については、2)以下のとおりとなっています。

なお、都道府県によっては、施設等の監督を行う部署、都道府県児童福祉審議会を所管する部署など担当課が複数にまたがることがあるため、被措置児童等虐待の通告・届出・通知を受ける担当をあらかじめ定めておくことが必要です。

1) 通告等受理機関及び通告等への対応を行う機関

①発見者からの通告受理機関

- ・ 都道府県の設置する福祉事務所
- ・ 児童相談所
- ・ 都道府県（担当部署）（あらかじめ主担当を都道府県において定めること）
- ・ 都道府県児童福祉審議会
- ・ 市町村

（なお、児童委員を介して上記機関が通告を受理することもある。）

②被措置児童等からの届出受理機関

- ・ 児童相談所
- ・ 都道府県（担当部署）
- ・ 都道府県児童福祉審議会

③通告等への対応を行う機関における対応

- ・ 都道府県（担当部署）は、発見者からの通告、通告受理機関からの通知、被措置児童等からの届出を受け、調査や必要に応じて児童相談所に対し一時保護等の子どもの安全確保の指示、事案の内容や調査結果について都道府県児童福祉審議会への報告、同審議会からの意見聴取、施設等に対する必要な指導等を実施します。

- ・都道府県児童福祉審議会は、通告や届出を受理した場合の都道府県（担当部署）への通知、対応についての意見陳述、必要に応じ関係者からの意見聴取や資料提供を求める等の対応を行います。
- ・児童相談所は、通告や届出を受理した場合には必ず都道府県（担当部署）への通知を行うとともに、都道府県（担当部署）の求めに応じ、被措置児童等の調査や一時保護等の子どもの安全確保、施設等に対する必要な指導、家族、関係機関との調整等を行います。

2) 被措置児童等虐待に関する窓口の周知

都道府県（担当部署）、児童相談所においては、施設等で被措置児童等虐待を受けた場合は、児童自身からも、都道府県児童福祉審議会の担当部署等の第三者に相談・通告ができることを、連絡先電話番号等と併せて、各施設等において周知する等により、児童の年齢や障害等の状況も考慮した方法で被措置児童等へ確実に届くよう工夫する必要があります。併せて被措置児童等虐待に関する情報が速やかに集まるような体制を整える必要もあります。

具体的には、

- ① いわゆる「子どもの権利ノート」を活用する（相談先電話番号の記載、相談内容を記載して送ることができるはがきの添付等により被措置児童等が届出を行いやすくする）
- ② 休日・夜間においても対応できる電話相談を設ける
- ③ メールやはがき等様々な方法で届出ができるよう工夫する
- ④ 関係機関においても、周知・広報を行うよう依頼する等

また、発見者から速やかに通告が受けられるように、被措置児童等虐待を発見した者に通告義務がかかることについて、十分な周知・広報を行います。具体的には、通告受理機関の機関名や連絡先、夜間・休日の連絡先となる電話番号などを市町村や学校、その他の公的な機関などを通して周知する必要があります。

被措置児童等虐待の通告受理機関は、都道府県（担当部署）と都道府県児童福祉審議会以外は、児童虐待防止法の通告受理機関と同様の機関としていることから、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）などによく連携を図りつつ、在宅の児童虐待に関する通告の連絡先が被措置児童等虐待の通告の連絡先も兼ねるようにするなど、適宜工夫しながら適切な体制を整備することが必要です。

3) 早期発見のための体制整備

都道府県（担当部署）においては、被措置児童等虐待の早期発見・早期対応を図

るため、虐待が起こる前から、関係者の連携と対応の体制を整え、被虐待児童等も地域の子どもと同様地域で見守るという共通認識をつくっておく必要があります。

都道府県（担当部署）や児童相談所は、定期的に関係者が集まる場（例えば、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会））などを活用し、被措置児童等の状況についての認識の共有を働きかけるほか、子どもの通う学校と、子どもの担当の児童相談所が普段から連絡を取り合うなど、子どもの状況の変化に関係者がすぐに気づくことができるような体制としておくことが必要です。

また、都道府県（担当部署）や児童相談所は、被措置児童等の措置・委託先である施設等ともよく連絡・コミュニケーションを図り、被措置児童等の状況や、施設等における養育の体制等についてよく把握するとともに、勉強会の開催等を通じて子どもの権利擁護の観点からの認識共有を進めることが必要です。

こうした取組を通じて、被措置児童等虐待がどのような場合に起こりやすいか、子どもがどのようなシグナルを発するのか、虐待に気づいた場合にはどのような対応が必要か等について、関係者に十分に理解してもらっておくことが必要であるとともに、それぞれの関係者の役割分担や対応方法についてルールを定め、具体的な対応のシミュレーションをしておくことが考えられます。

4) 都道府県児童福祉審議会の体制整備

被措置児童等虐待について、都道府県児童福祉審議会は、通告受理機関、届出受理機関とされています（児童福祉法第33条の12第3項）。同審議会が受理した通告や届出については、都道府県（担当部署）へ速やかに通知することになります（児童福祉法第33条の15第1項）。

また、都道府県（担当部署）は、被措置児童等虐待に関する事実確認や保護等の措置を採った場合には、都道府県児童福祉審議会へ報告しなければなりません（児童福祉法第33条の15第2項）。

被措置児童等虐待に対応するため、都道府県児童福祉審議会の体制（都道府県児童福祉審議会そのもので審議するのか、専門の部会を設置するのか、現行の被措置児童等の措置を決定する部会の審議事項を拡大するのか等）については、各都道府県において判断いただくこととなりますが、通告・届出の受理を適切に行うことや都道府県（担当部署）からの報告に速やかに応じることができることなどを含め、実効性の高い体制を整えておく必要があります。

※ 都道府県児童福祉審議会の体制等についての詳細は9. を参照

5. 初期対応

1) 相談・通告・届出への対応

ア 情報の集約・管理の仕組みの整備

被措置児童等虐待については、都道府県（担当部署）において、通告や届出の受理から、情報収集、決裁・方針決定などに至る仕組みについての基本的なルールを定め、通告や届出がされた事案に係る子ども等の情報から個別ケースへの対応の内容に及ぶ記録等を整備し、運用の管理を行うことが必要です。

最終的に情報を集約・把握し、必要な対応を講じるのは都道府県（担当部署）であるので、各都道府県（担当部署）が主体となって、本ガイドラインを参考に、通告や届出があった際に何を把握する必要があるのか、受理機関は、都道府県（担当部署）の誰にいつまでに何を連絡する必要があるか等についてあらかじめ定め、通告や届出の受理機関のいずれもが都道府県（担当部署）へ必要な事項を連絡することができるようにしておくことが重要です。

イ 通告等の受理時に確認する事項等

（通告受理機関及び届出受理機関が通告等を受理する際に留意すべき点について）

被措置児童等虐待に関する通告者や届出者は、通告や届出をすることによって責任を問われたり、恨まれることがあるのではないかなどの不安をもっている可能性もあります。また、通告や届出の内容が虚偽であったり、事案が過失による事故である可能性も考えられます。

いずれにしても、通告受理機関及び届出受理機関においては、通告者や届出者に不安を与えないように配慮するとともに、正確な事実を把握することが必要です。

このため、通告や届出を受理した場合は、まず通告者や届出者から虐待を発見した状況等について詳細に説明を受け、被措置児童等虐待に該当するかどうかなどの判断材料となるよう情報を整理します。

また、被措置児童等虐待を受けているかどうかの確証が得られていない状況であっても、通告や届出のあった場合においては同様に、「虐待を受けたと思われる」状況について詳細に説明を受け、被措置児童等虐待に該当するかどうかなどの判断材料となるよう情報を整理します。

被措置児童等本人からの通告の場合には、自分のことではなく、友人のこのように装ったり、いたずらやふざけているような内容で連絡がある場合があります。特に、性的虐待のケースの場合、最初から性的虐待を受けているという訴えをすることは少ないと考えられます。

このような電話の場合には、被措置児童等虐待かどうかの結論を急がず、子ど

もが安心して話せると感じるように受容的に話を聞き、子どもの訴えの内容が把握できるまで、また、子どもの居場所等が特定できるような情報を子どもが話すようになるまで丁寧に配慮をもって話を聞くことが必要です。さらに、相談の電話に対しては、まず、よく電話してくれたこと、その勇気をたたえることが大切です。

また、被措置児童等に関する一般的な相談を装った電話がある場合もあります。施設職員の場合、他の職員等との関係から、被措置児童等虐待の疑いを持っていても通告をためらっていることも考えられます。

このような場合、通告者が「虐待」という言葉を使わないとしても、少しでも気になる点があれば、よく話を聞き、子どもが特定できるような情報を可能な限り把握するほか、情報が不足しているままで電話を切られそうになる場合などには、再度電話をしてもらうことをお願いするなど、被措置児童等の安全が確保されるように留意します。

いずれの場合であっても、相談を受けた職員は、被措置児童等の状況等相談の内容から虐待が推測される場合には、その後の対応を念頭において相談を進める心構えが必要です。

また、通告者や届出者が匿名を希望する場合もありますが、匿名による通告や届出、情報提供や連絡であっても、できるだけ丁寧に内容を聞く必要があります。

この場合、匿名でも良いことを伝え、安心感を与えた上で、相談者との関係が切れないように繋ぐことを最優先とします。

このほか、措置解除後に被措置児童等虐待の相談が寄せられることも想定されます。施設利用や里親委託中には、通告や届出が困難であり、措置や委託解除直後や一定期間を経たのちに被措置児童等本人が虐待経験について表明し、又は周囲からの助言等により相談、通告や届出等に至ることもあります。その場合にも通常の被措置児童等虐待に準じた受理手続きやその後の対応を行います。

(通告受理機関及び届出受理機関が受理の際に確認する事項)

被措置児童等虐待に関する通告や届出を受けた職員は、相談受付票等に記入し、虐待の状況や被措置児童等の状況、通告者や届出者の情報等可能な限り詳細な情報を記録しておきます。単なる相談であっても、受付票による記録を取ることが必要です。

なお、相談受付票の例については、「被措置児童等虐待通告等受理票」(Ⅲ参考資料)を参照して下さい。

以下は、被措置児童等本人以外の者からの相談・通告を受理する際に最低限確認すべき情報の例です。

- ・虐待を受けていると思われる被措置児童等の氏名、居所(施設名等)
- ・虐待の具体的な状況(虐待の内容、時期、施設等の対応)

- ・ 被措置児童等の心身の状況
 - ・ 虐待者と被措置児童等の関係、他の関係者との関係
 - ・ 相談者、通告者の情報（氏名、連絡先、虐待者や被措置児童等との関係等）
- 特に、被措置児童等の生命や身体等に危険がないか等の被措置児童等の状況については、可能な限り詳細に把握します。

被措置児童等本人が届出を行ってきた場合には、届出受理機関が必ず被措置児童等の安全や秘密を守ることを伝えた上で、以下の事項について子どもの状況を把握します。

- ・ 虐待の内容や程度
- ・ 被措置児童等に協力してもらえる人がいるか
- ・ 被措置児童等との連絡方法

また、可能な範囲で、上述の被措置児童等本人以外の者からの相談・通告を受理する際の確認事項と同じ事項について把握します。

（児童相談所において確認する事項）

被措置児童等から電話により届出があった場合においては、可能であれば被措置児童等が児童相談所へ来所するよう、あるいは来所できないとしても、児童相談所から被措置児童等の居所に出向くことを伝え、具体的な段取り等について相談し、またその際に被措置児童等の意思を尊重して対応することを十分に伝えます。届出を受理する際には、子どもに二次被害（届出受理機関の職員の配慮に欠ける対応によって傷つくこと）が生じないように、配慮することが必要です。

手紙による届出があった場合には、子どもが特定できる場合には、子どもの状況を把握するとともに、可能であれば子どもに連絡を取り、電話等による場合と同様、児童相談所への来所等について子どもと相談します。届出をした子どもに施設職員等に知られたくないというような意向がある場合には、学校の登下校時等に子どもに接触する等の配慮も必要です。

被措置児童等が児童相談所に来所等した場合には、被措置児童等の状況や意向等をよく確かめ、被措置児童等の状況の緊急性に応じて児童相談所においてすぐに一時保護を行う必要があるかなどについて判断します。ただちに一時保護を行う必要があるとは判断されない場合でも、今後の連絡方法や対応について子どもが理解できるよう丁寧に説明します。

ウ 守秘義務及び個人情報保護との関係並びに通告による不利益的取扱の禁止等について

前述のとおり、被措置児童等虐待を受けたと思われる子どもを発見した者については、通告義務が課せられています。（児童福祉法第33条の12第1項）

通告義務と、公務員や医師等の守秘義務、行政機関や事業者等における個人情報保護の関係は以下のとおりです。また、施設職員等による通告については、通告を理由として不利益な取扱いを受けないこととされています。

(守秘義務との関係)

都道府県職員や市町村職員は、法律で守秘義務を課せられています。地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第34条は、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」と規定し、違反した場合は、同法第60条で罰則がかかります。さらに、児童相談所の職員の場合は、児童福祉法第61条で、「児童相談所において、相談、調査及び判定に従事した者が、正当の理由なく、その職務上取り扱ったことについて知得した人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。」と規定されています。

医師、助産師、弁護士等についても、刑法第134条で、「医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。」と規定されています。

在宅の児童虐待に関し、児童福祉法第25条（要保護児童発見者の通告義務）の通告を行うことは、守秘義務違反や秘密漏示には当たらないとの解釈が平成9年の厚生省児童家庭局長通知（平成9年6月20日児発第434号）で示されていましたが、現実には通告者が躊躇することがあり得るのではないかとの観点から、児童虐待防止法の制定の際に、「刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」ことが規定されました。

（児童虐待防止法第6条第3項）

被措置児童等虐待についても、児童福祉法に通告義務が規定されていますので、地方公務員や医師等が通告を行うことは「正当な理由」に該当し、守秘義務違反や秘密漏示には当たらないと解されますが、さらに、児童虐待防止法と同様の観点から、被措置児童虐待を発見した者が都道府県等に通告することは守秘義務違反に当たらないことを法律上明記し、躊躇なく通告を行うこととしています。（児童福祉法第33条の12第4項）

なお、児童福祉法第33条の13においては、「・・・都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と規定されています。

これは、被措置児童等虐待を行っている施設職員等に対して通告をしたことが漏れることにより、同じ施設の施設職員等が、通告を躊躇することがあつてはな

らないとの趣旨から設けられたものです。

(個人情報保護との関係)

「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」をいいます。(個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)、以下「個人情報保護法」という。)

被措置児童等虐待の通告は、こうした個人情報を含むことが通常ですが、民間医療機関や私立学校等民間事業者の職員等が、被措置児童等虐待の通告を行う場合、個人情報保護法の「個人情報取扱事業者」として、同法の規制との関係が生じます。公立学校等地方公共団体の機関の職員等が被措置児童等虐待の通告を行う場合も、各自治体の個人情報保護条例の規制との関係が生じます。

民間事業者については、個人情報保護法で、あらかじめ本人の同意を得ないで、①特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないこと(同法第18条第1項)、②個人データを第三者に提供してはならないこと(同法第27条第1項)が規定されています。ただし、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされているので(同法第18条第3項第1号、第27条第1項第1号)、被措置児童等虐待の通告を行う場合は、この「法令に基づく場合」に該当するものであり、個人情報保護法に違反することにはならないものと考えられます。

地方公共団体の機関については、各自治体の条例の規定によりますが、個人情報の目的外の利用や外部への提供の制限についてはほとんどの自治体の条例で「法令等に定めのある場合」は制限の対象外としているなど、基本的には支障が生じることはないものと考えられます。

(通告による不利益取扱いの禁止)

児童福祉法第33条の12第5項においては、「被措置児童等虐待を通告した施設職員等は、通告をしたことを理由に解雇その他不利益な取扱いを受けないこと」が規定されています。

この規定は、被措置児童等虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

ただし、この規定が適用される「通告」については、「虚偽であるもの及び過失によるもの」が除かれていることに留意が必要です。(児童福祉法第33条の12第4項カッコ書き)

被措置児童等虐待の事実もないのに虚偽の通告した場合には、そもそも同法第33条の12第1項に規定する「被措置児童等虐待を受けたと思われる児童」について通告したことにはなりません。通告が「虚偽であるもの」については、不

利益取扱いを受けないとする第33条の12第5項は適用する理由がないこととなります。

また、「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通告」と解されます。虐待があったと考えることに合理性がないと認められる場合も、同規定を適用する対象とはなりません。

都道府県においては、施設職員等に対して、虚偽や過失によるものでない限り、通告を理由とする不利益な取扱いを受けないことを周知し、施設や法人に対しても啓発に努めることが必要です。

なお、「虚偽であるもの及び過失によるものを除く」との取扱は、通告と守秘義務との関係を規定した同法第33条の12第4項でも規定されています。法律で守秘義務を課せられている者が、虚偽の通告や過失による通告を行った場合は、守秘義務違反を問われうることとなります。

2) 通告受理機関及び届出受理機関から都道府県（担当部署）への通知

都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県児童福祉審議会、市町村（児童委員を介して通告等がされた場合を含む。）において通告や届出を受けたものについては、通告や届出の受理機関は速やかに都道府県（担当部署）に通知する必要があります（児童福祉法第33条の14第3項、第33条の15第1項）。

このため、通告受理機関及び届出受理機関は、都道府県（担当部署）が適切な対応を採ることができるよう、必要な情報の的確な把握に努めなければなりません。通告受理機関及び届出受理機関と都道府県（担当部署）は互いに連携し、通告等に対応する必要がありますので、あらかじめ各都道府県でルールを定め、それぞれの担う役割を明確にしておくとともに、通告対応時にはその規定に基づき、適切な対応がとれるような体制を構築しておくことが重要です。

具体的には、都道府県（担当部署）は、通告受理機関及び届出受理機関からの通知を速やかに受け取ることができるよう、通知を受け取る体制をあらかじめ整え、夜間・休日も含めた連絡先を周知しておく必要があります。

また、被措置児童等からの届出を受理する機関は児童相談所、都道府県（担当部署）、都道府県児童福祉審議会ですが、仮に、市町村等に相談があった場合には、届出受理機関ではないからと言って、当該子どもからの話を聞かないということではなく、可能な限り子どもからの聴き取りを行い、通告された場合と同様に速やかに都道府県（担当部署）へ連絡する必要があります。

さらに、虐待されている子どもを「被措置児童等」と通告者が認識せずに通告し、通告受理機関が児童虐待防止法に基づく対応を講じている過程において、当該子どもが被措置児童等であったことが明らかになった場合には、速やかに都道府県（担当部署）へ連絡し、被措置児童等虐待としての対応を講じることが必要

です。

3) 通告等を受理した後の都道府県（担当部署）等の対応

都道府県（担当部署）は、通告、届出、通知を受けた場合には、速やかに担当部署の管理職（又はそれに準ずる者）等に報告します。

また、①当該県内の児童相談所が担当する被措置児童等に係る通告、届出、通知であれば、速やかに担当児童相談所へ連絡し、②県外から措置された被措置児童等に係る通告、届出、通知であれば、措置した都道府県（担当部署）へ連絡します。

個別の事案の緊急性等を踏まえ、都道府県（担当部署）は、担当チームの編成や児童相談所との連携・役割分担を行うなど体制を整備し、被措置児童等の状況の把握や事実確認等を的確に実施できるようにします。

この際、

- ・被措置児童等について生命・身体に危険が及んでいる
- ・施設等を利用する他の被措置児童等についても危険がある
- ・被措置児童等が精神的に追いつめられている

など、緊急的な対応が必要な場合には、直ちに一時保護等の必要な措置を講じることができるよう児童相談所と連携します。

また、通告、届出、通知からは緊急的な対応の必要性が認められない場合にも、速やかに事実確認を行うための体制を整え、対応方針を立てます。

4) 措置等を行った都道府県と被措置児童等の所在地の都道府県が異なる等の場合

被措置児童等が利用等している施設等の所在地と当該児童の措置等を行った都道府県が異なる場合（例：A県の児童相談所からB県の施設に措置）や、施設の所在地と所管する都道府県が異なる場合（例：児童相談所設置市C市（D県内）が所管する施設がD県内のE市に設置されている）があります。この場合、いずれの都道府県の受理機関に通告や届出が寄せられるかは予測できません。

通告や届出への最終的な対応は、被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県（担当部署）が行うこととし、措置等を行った都道府県内にある受理機関や施設が所在するが当該施設を所管していない都道府県内にある受理機関に通告や届出がなされた場合には、速やかに被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県（担当部署）に引き継ぐこととします。被措置児童等が住民票を移していない場合にも、通告や届出への最終的な対応は、被措置児童等が実際に在籍する施設等を所管する都道府県が行います。

里親についても、里親認定を行った都道府県の所在地と当該児童を委託した都道府県が異なる場合は、通告や届出への具体的な対応は、里親認定を行った都道

府県（担当部署）が行います。当該都道府県（担当部署）においては、当該都道府県内の里親への委託状況等を日頃から十分把握しておく必要があります。

事実確認や保護等必要な対応を被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県（担当部署）が行った後、被措置児童等について措置変更等が必要な場合には、措置を行った都道府県が、被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県（担当部署）と連携を図りながら、対応することとします。

6. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認

都道府県（担当部署）と児童相談所は協力して、虐待を受けていると思われる被措置児童等の安全の確認を速やかに行い、事実を的確に把握します。

その際、必ず複数の職員による体制を組み、対応することとします（都道府県の施設監督担当者と児童相談所の児童福祉司等がチームを組むなど）。

また、通告、届出、通知の内容から被措置児童等に対する医療が必要となる可能性がある場合には、施設等を訪問した際に的確な判断と迅速な対応が行えるよう、医療職（嘱託医、保健師等）が立ち会うことも望まれます。

一時保護所における虐待の通告、届出、通知があった場合には、当該一時保護を実施している児童相談所の職員以外の職員が調査を行うことや事実確認の段階から都道府県児童福祉審議会委員の協力を得るなど、調査の客観性が担保できる体制となるように配慮することが必要です。

また、同様に県立施設等における虐待についても客観性を担保できるような体制で調査を実施するよう配慮することが必要です。

調査に関しては以下の項目を実施します。

（調査手法の例）

- ・虐待を受けたと思われる被措置児童等や他の被措置児童等への聴き取り
- ・施設職員等への聴き取り
- ・施設等における日誌等の閲覧
- ・被措置児童等の居室等の生活環境の確認

（把握が必要な情報の例）

- ・被措置児童等の状況（被害の訴えの内容、外傷の有無、心理状態等）
- ・当該被措置児童等に対する施設等の対応（医師の診断等を受けている場合には治療の状況、当該被措置児童等へ謝罪等を行っている場合にはその対応状況）
- ・被措置児童等虐待が疑われる事案に対する施設としての判断（被害の訴えの内容に対する認識、意見）

- ・被措置児童等の保護者等に対する施設等の対応
- ・施設等から関係機関への連絡の状況（被措置児童等の措置等を行った都道府県が異なる場合には当該都道府県、事案によっては警察）
- ・他の被措置児童等の虐待被害の有無
- ・他の被措置児童等への影響

なお、聴き取り調査を行う際には、全ての被措置児童等や施設職員等に実施するなど、通告者や届出者が特定できないように十分配慮した方法で実施する必要があります。特に、子どもからの聞き取りでは、二次被害（調査に際しての配慮に欠けた対応によって傷つくこと）が生じないように、子どもの状況や心情に配慮した対応が必要です。また、聴き取りを行う際に、複数の職員が行う場合、質問事項をあらかじめ決めておき、職員の間で差異が生じないように工夫することも必要です。

場合によっては、被措置児童等虐待を行ったと思われる施設職員が聴き取りを拒否したり、事実を認めない場合や、被措置児童等虐待を受けたと思われる子どもが、聴き取りを拒否したりするなどの場合も考えられますが、改めて聴き取りを行う、他の子どもや職員からできるだけ多くの情報を収集するなどの工夫が必要です。また、被措置児童等虐待を受けているかどうかの確証が得られていない状況であっても、通告者や届出者をはじめできるだけ詳細に聞き取りを行い、被措置児童等虐待に該当するかどうか等の判断材料となるよう情報を整理します。

被措置児童等や施設等について把握した状況と事実を踏まえ、都道府県（担当部署）と児童相談所において方針を検討します。また、施設等において通告された内容に疑義のある場合や子どもからの被害の内容と施設との受け止めが相反する場合には、問い合わせや追加報告を求めるなどして、客観的な判断を行えるよう情報を精査し、都道府県児童福祉審議会に報告します。

なお、事実が隠蔽されたり、被措置児童等に対する影響があるなどの懸念がある場合には、調査の方法や時期等について慎重な検討が必要となりますが、その場合においても、被措置児童等の安全の確保に十分な配慮が必要です。

7. 被措置児童等に対する支援

事実確認等を踏まえ、被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合には、都道府県（担当部署）は児童相談所等と協力し、都道府県児童福祉審議会等の第三者からの意見も取り入れながら被措置児童等に対し、以下のような支援を必要に応じて行います。

- ・虐待を受けた被措置児童等の心情等の聴取と事実の説明
- ・当該被措置児童等や他の被措置児童等の心的外傷の状況の把握と対応
- ・必要な場合には当該被措置児童等や他の被措置児童等の措置変更や一時保護

- ・当該被措置児童等や他の被措置児童等に対し、専門機関や医療機関による支援が必要である場合には支援を受けられるような条件整備
- ・被措置児童等同士の間での加害－被害等の問題※がある場合には、被害を受けた子どもはもちろん、加害した子どもへのケア

など

※施設等における子ども間の性的暴力等の事案への対応

子ども間の性的暴力等の事案を施設職員が放置することは、児童福祉法第33条の10第1項第3号の規定により、被措置児童等虐待に該当すると考えられます。こうした事案への対応については、現行の被措置児童等虐待対応や施設職員以外の者の関与等の仕組みの中で、子どもから都道府県担当課やその他の窓口安心して相談できるよう、各施設において子どもへの周知・説明に関する取組を進めて行く必要があります。

特に、緊急に保護が必要であると認められる場合には、虐待を受けた被措置児童等について直ちに一時保護等の措置を講じるとともに、同じ施設を利用している他の被措置児童等についても、一時保護等の措置や、加害者として特定された職員を指導から外す等の対応の必要がないかを確認し、子どもの安全を確保します。

施設で被措置児童等虐待の事案が発生した場合には、当該施設に入所する他の被措置児童等への影響等があることから、継続した支援を行う体制が必要になることが多いと考えられます。

さらに、都道府県（担当部署）は、被措置児童等（虐待を受けた被措置児童及び必要な場合は当該施設に入所する他の被措置児童）への対応方針を検討し、児童相談所、施設等とよく連携した上で、被措置児童等の保護者に対して対応方針の説明を行い、了解を得ます。

また、子どもの意見表明や知る権利などにも配慮し、都道府県（担当部署）は児童相談所、施設等と連携し、当該被措置児童等や施設関係者等に対し、都道府県による事実確認の結果や児童福祉審議会での検討の結果及び今後の対応方針等について、適切にフィードバックを行います。

8. 施設等への指導等

被措置児童等虐待の事実確認等を踏まえ、都道府県（担当部署）は、児童相談所等と協力し、都道府県児童福祉審議会等の第三者からの意見も取り入れながら、以下の観点から当該被措置児童等虐待に関する検証を行うこととします。

- ・当該被措置児童等虐待が起こった要因
- ・施設等のケア体制や法人の組織運営上の問題
- ・再発防止のための取組（施設等における関係者への処分、職員への研修、施設や法人における組織・システムの見直し等）

これらの検証を踏まえ、施設等や法人に対し、児童福祉法第46条の規定に基づく権限を適切に行使しながら、必要な対応を行います。

再発防止策については、特に、施設の場合は、引き続き利用を継続する被措置児童等への影響や施設職員への影響等にも留意しながら、施設全体として、被措置児童等虐待等の問題が起こりにくい組織・システムとすること等が必要です。

組織・システムの見直しを進める場合には、例えば、法人として子どもの権利擁護に関して詳しい第三者を加えた「検証・改善委員会」を立ち上げる等の対応が求められるところですが、その際には都道府県（担当部署）としても人選などについて協力・アドバイスしたり（例：弁護士、学識経験者、当該法人以外の施設関係者等）、委員会の議論をフォローすること（再発防止に向けた施設の再建の過程での運営への助言や職員のメンタルヘルスへの配慮等についての助言）等が必要です。

また、都道府県において施設に対する指導・勧告・命令等を行うに当たっては、法人が、実際に虐待を行った職員等に対する処分のほか、必要な場合には法人の理事や施設長に対する処分等、組織としてどのように対応しているかを踏まえ、行政としての対応を行う必要があります。

都道府県においてこれらの対応を行った後は、速やかに都道府県児童福祉審議会に報告する必要があります。

また、これらの対応については、口頭や文書による指導、勧告、命令等を一度限り行って終わるのではなく、都道府県（担当部署）は、都道府県児童福祉審議会ともよく連携を図りながら、当該施設等や法人のケアのあり方、運営のあり方の見直しの進捗状況を継続して見守り、確認していく必要があります。最終的には、施設等や法人からの報告を求め、具体的にどのように改善されたか等について実際に確認することが必要です。

里親・ファミリーホームについては施設と異なり、児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者と認定された場合は、里親の欠格事由に該当することとなり（児童福祉法第34条の20第1項3号）、これに基づき里親登録の抹消の処分が行われます。そうした対応に至る前に、里親・ファミリーホーム養育者には、自らが行った養育に関し、委託児童からの苦情その他の意思表示について、迅速かつ適切に対応すること、都道府県（児童相談所等）から指導又は助言について必要な改善を行うことが定められています（里親が行う養育に関する最低基準第13条）。

こうした初期の対応は、問題の深刻化や被措置児童等の傷つきを早期に回避できる

ことに加え、他の委託児童等への影響を最小限にとどめられることから、必要と判断される場合には躊躇せず対応することが肝要です。

また、児童相談所や里親支援機関、施設の里親支援専門員等は、里親・ファミリーホーム養育者への定期的な訪問や委託状況調査を行い、里親の状態に応じたスキルアップのための研修等への参加の勧奨などを行います。

<児童福祉法による権限規定>

第30条の2		都道府県知事	小規模住居型養育事業を行う者、里親、児童福祉施設の長、一時保護を行う者に対する必要な指示又は報告徴収
第34条の4	第1項	都道府県知事	小規模住居型児童養育事業を行う者、児童自立生活援助事業を行う者に対する報告徴収、立入検査等
第34条の5		都道府県知事	小規模住居型児童養育事業を行う者、児童自立生活援助事業を行う者に対する事業の制限又は停止命令
第46条	第1項	都道府県知事	児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対する報告徴収、立入検査等
	第3項	都道府県知事	児童福祉施設の設置者に対する改善勧告、改善命令
	第4項	都道府県知事	児童福祉施設の設置者に対する事業停止命令

なお、被措置児童等虐待のうち、身体的虐待は、刑法の「傷害罪」、「暴行罪」にあたり、死に至れば、「殺人罪」や「傷害致死罪」などに問われます。また性的虐待の場合は、「強制性交等罪」、「強制わいせつ罪」、「準強制わいせつ罪」などに問われます。刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第239条では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思科するときは、告発する義務のあることが規定されています。

被措置児童等虐待においては、都道府県（担当部署）が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、子どもの最善の利益の観点から告訴、告発が必要な場合には躊躇なく判断し、被害者による告訴の支援や行政として告発を行うことが必要です。（なお、被害者による告訴の支援については、二次被害が生じないよう配慮した対応が必要です。）

また、警察との連携については、何かあってから突然に連絡するのではなく、日頃から意見交換等の機会を持ち、円滑な協力関係を作ることが必要です。

被措置児童等虐待事案の対応例

①施設長も含めた複数の職員による体罰、暴言の事案の対応例

発見・通告（届出）	<p>○施設を利用している3名の子ども（小学生男児1名、女児2名）が権利ノートに記載されていた児童福祉審議会の連絡先の電話番号に連絡(届出)。児童福祉審議会の事務局である県児童福祉課が届出を受け、児童福祉審議会委員に緊急連絡。</p>
事実確認（調査）	<p>○児童福祉審議会委員の指示の下、県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司は、子どもの通っている学校に出向き、事実確認を実施</p> <p>○3名の子どもからの聴き取り調査の結果、施設長や指導員2名、保育士3名がたたき、蹴る等の暴力や、暴言等の行為を訴えのあった子ども以外の児童にも日常的に行っていたことが確認された。</p> <p>○県児童福祉課は、被措置児童等虐待の疑いがあるとして立入調査を実施し、施設長及び職員に調査を実施したところ、虐待行為について事実を認めた。</p>
被措置児童等に対する支援	<p>○最初の訴えを行った子どもらは、訴えたことにより不安が高くなり、情緒不安定になったため、児童相談所の児童心理司によるケアを開始した。</p>
児童福祉審議会への報告・意見聴取	<p>○県児童福祉審議会において検証委員会を開催し、今回の事態が起きた背景や施設の管理・指導体制について検証を行い、改善に向けての提言を受けた。</p>
都道府県による指導	<p>○県児童福祉審議会検証委員会の提言を受け、具体的な再発防止に向けての取組を実施するよう指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人に対し改善勧告 ・法人の設置する「検証・改善委員会」の人選や運営等についての助言や参画
施設の対応	<p>○法人及び施設は、県児童福祉審議会検証委員会の提言に基づく県からの指導により、以下の対応や取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時に理事会を開催し、施設の指導体制の改善に向けて第三者も含めた「検証・改善委員会」の設置と、施設長の交代と施設長及び職員の処分を決定 ・施設運営についての改善計画書の作成、提出 ・法人の他施設から職員を配置転換するなど指導体制の強化 ・体罰によらない援助技術獲得のための研修の実施

フォロー	<p>○県と児童相談所が協力し、再発防止のための事後指導を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県児童福祉課による施設の改善状況の確認 ・ 児童相談所による被措置児童等の経過観察及び心理ケア <p>○法人及び施設の「検証・改善委員会」の継続、改善状況の確認</p>
------	--

②職員による性的虐待の事案の対応例

発見・通告（届出）	<p>○施設を利用している子ども（中2女兒）が中学校の教員に施設の男性職員から性的虐待を受けているとの訴えがあり、教員が児童相談所に相談</p>
事実確認（調査）	<p>○児童相談所は通告の事実について県児童福祉課に連絡。</p> <p>○県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司は、子どもの通っている学校で事実確認を実施</p> <p>○子どもからの聴き取り調査の結果、半年にわたり、性関係を強要されていることが判明</p> <p>○女兒は、事実を打ち明けたことで、その日は施設に帰りたくないと訴えたため、児童相談所の一時保護所で一時保護を開始</p> <p>○県児童福祉課は、施設長に対し当該職員を指導から外すよう指示するとともに、事実関係や他の被害を受けた子どもがいなかどうかについての報告を求め、施設長から当該職員に確認したところ、当初は否認していたが、被害を訴えた子どもからの具体的な聴取内容を突きつけるとようやく事実を認めた。また、調査の結果、他の子どもへの被害については確認されなかった。</p>
被措置児童等に対する支援	<p>○被害を受けた子どもに対しては、被害状況や妊娠及び性感染症について確認するために婦人科の受診をさせるとともに、児童心理司によるケアを実施</p> <p>○被害を受けた子どもの意向を十分聴取した上で刑事告訴を支援し、後日男性職員が強制わいせつ罪で逮捕された。</p> <p>○施設を利用している他の子どもに対し、同様の被害を受けていなかどうか確認するとともに、本件について、被害を訴えた子どもの立場に配慮しつつ説明を行った。</p>
児童福祉審議会への報告・意見聴取	<p>○県児童福祉審議会に報告し、検証委員会を開催し、今回の事態が起きた背景や施設の管理・指導体制について検証を行い、改善に向けての提言を受けた。</p>
都道府県による指導	<p>○検証委員会の提言を受け、具体的な再発防止に向けての取組を実施するよう指導（管理指導体制の改善）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人に対し改善勧告

施設の対応	<p>○法人及び施設は、検証委員会の提言に基づく県からの指導により、以下の対応や取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該職員の処分（懲戒免職） ・施設運営についての改善計画書の作成、提出
フォロー	<p>○県と児童相談所が協力し、再発防止のための事後指導を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県児童福祉課による施設の改善状況の確認 ・児童相談所による被措置児童等の経過観察及び心理ケア ・子どもの権利擁護をテーマとした研修会の開催

③他の被措置児童等による身体的虐待と心理的虐待を放置した事案の対応例

発見・通告（届出）	<p>○施設を利用している子ども（小1男児）が、同じ施設を利用している子ども（中1男児）から暴力をふるわれ、言葉の暴力もあると施設職員に相談した。施設職員が子ども（中1男児）に確認したが事実を否認したため特に指導せず、被害が継続する。小学校の担任が、子ども（小1男児）の顔面に内出血があることから、確認したところ、これまでの経過について担任に話した。校長は施設長に事情を説明し、子ども（中1男児）への指導をするよう話をしたが、施設長からも子ども（中1男児）に事実を確認するも否定したため、その後は特に指導をしなかった。その後、再度子ども（小1男児）が足に怪我をしていたため、担任が確認すると、子ども（中1男児）から蹴られたと判明し、校長が児童相談所に相談</p>
事実確認（調査）	<p>○児童相談所は通告の事実について県児童福祉課に連絡</p> <p>○県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司による子ども（小1男児）からの聴き取り調査の結果、1年間にわたる暴力・暴言の被害を確認</p> <p>○県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司は、施設長及び施設職員に調査</p> <p>○児童相談所児童福祉司は、子ども（中1男児）に事実を確認したところ、加害行為を否認したが、他の子どもに対し、被害を受けていないかどうかについても確認したところ、他の子どもも含め数名が子ども（中1男児）からの暴力被害を継続的に受けていたことが判明した。</p>
被措置児童等に対する支援	<p>○子ども（小1男児）に対しては、児童心理司による面接と心理検査の実施後、施設の心理療法担当職員が心理ケアを実施</p> <p>○子ども（中1男児）については、心理検査や行動観察のため一時保護を実施。子ども（中1男児）は、これまで言わなかった在宅時の父親からの被虐待経験について話し出し、一時保護解除後は</p>

	施設から児童相談所に通所し、心理ケアを継続的に実施
児童福祉審議会への報告・意見聴取	○県児童福祉審議会に報告し、検証委員会を開催し、今回の事態が起きた背景や施設の管理・指導体制について検証を行い、改善に向けての提言を受けた。
都道府県による指導	○検証委員会の提言を受け、具体的な再発防止に向けての取組を実施するよう指導（管理指導体制の改善） ・法人に対し改善勧告
施設の対応	○法人及び施設は、検証委員会の提言に基づく県からの指導により、以下の対応や取組を実施 ・施設運営についての改善計画書の作成、提出 ・職員研修の実施（テーマ：児童間暴力、児童相談所との連携）
フォロー	○県と児童相談所が協力し、再発防止のための事後指導を実施。 ・県児童福祉課による施設の改善状況の確認 ・児童相談所による被害児童の経過観察と加害児童への心理ケア

9. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応

1) 都道府県（担当部署）による都道府県児童福祉審議会への報告

被措置児童等虐待について、事実確認等や被措置児童等の保護等の必要な措置を講じた場合は、都道府県（担当部署）は、以下の事項について都道府県児童福祉審議会へ報告しながら引き続き対応を行います。（児童福祉法第33条の15第2項）

<報告事項>

- ①通告・届出等がなされた施設等の情報
（名称、所在地、施設種別等）
- ②被措置児童等虐待を受けた（または受けたと思われる）子どもの状況
（性別、年齢、家族の状況、その他心身の状況）
- ③確認できた被措置児童等虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）
- ④被措置児童等虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種
- ⑤都道府県において行った対応の内容
- ⑥虐待があった施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

これらの報告については、数か月に1回程度定期的開催する審議会の場で実施するほか、重大な事案の場合や審議会の委員が求めたときには、緊急に審議会を開催し、報告することが必要です。

こうした被措置児童等虐待の通告・届出等の対応について、都道府県（担当部署）は都道府県児童福祉審議会にその内容を報告するといった一連の手続きを経ること

が求められています。これは、届出・通告がなされたことについて、行政が行う手続きとしての客観性・透明性を確保するとともに、子どもの権利を擁護し、適切な対応が講じられるために重要であることを意味します。

都道府県は、社会的養護のもとにある子どもの最善の利益を護るという観点から、こうした手続きが確実に行われるよう確認に努める必要があります。

2) 都道府県児童福祉審議会による意見、調査等

都道府県児童福祉審議会においては、必要に応じて都道府県の対応方針等について意見を述べます（児童福祉法第33条の15第3項）。

これは、被措置児童等虐待に対する対応等について、専門的・客観的な立場から意見を述べる仕組みを取り入れることで、都道府県によるよりの確な対応が可能となるよう設けられた仕組みです。

都道府県（担当部署）においては、例えば、施設職員等からの聴き取り内容と被措置児童等からの聴き取り内容に乖離がある場合、施設等が調査に拒否的な場合、専門的・客観的な立場からの意見が有効な場合などについて、専門的・客観的な立場からの意見を踏まえて調査・対応を進めることが可能となります。

さらに、都道府県児童福祉審議会は、都道府県（担当部署）や児童相談所だけでは調査が困難な場合や都道府県から報告された事項だけでは不十分な場合等には、必要に応じて、関係者から意見の聴取や資料の提供を求めることができます。（児童福祉法第33条の15第4項）

こうした多様な視点からの資料や情報を収集することは、都道府県児童福祉審議会においての事実確認をより進めやすくするとともに、事案発生の原因や過程を検証するための重要な判断の材料となり、また施設等においても改善や再発防止に資するものにもなります。

虐待等の問題が起こったときに、被措置児童等を含む関係者が可能な限り納得し、協力してその解決と施設等における養育・ケアの改善に取り組むことができるよう、都道府県は、積極的に都道府県児童福祉審議会の意見を求めながら、対応を進めることが必要です。

3) 都道府県児童福祉審議会の体制

都道府県児童福祉審議会には大きく分けて4つの役割があります。

- ①被措置児童等虐待の通告・届出を受けること。
- ②都道府県の講じた措置等について報告を受けること。
- ③必要に応じ、都道府県に対し、意見を述べること。
- ④必要に応じ、調査を行うこと

都道府県児童福祉審議会の体制については、

- ①児童福祉、法律、医療等の専門家を含めた数名からなる被措置児童等虐待対応専門の部会を設置する。
- ②児童福祉法第27条第6項に規定する措置に関する事項について審議する部会において被措置児童等虐待についても審議する。
- ③①、②の部会に被措置児童等虐待対応専門の機動性のある実動チームを置く。などいくつかの方式が考えられます。それぞれの都道府県において実効性が高いと判断した体制で実施します。被措置児童等虐待に関し、専門的・客観的な立場からの意見を必要とする際には速やかな審議ができるよう、可能な限り頻回開催できるような形態を工夫することが必要です。

都道府県児童福祉審議会の委員については、弁護士、医師、児童福祉の専門家（学識経験者、児童福祉行政経験者、児童福祉施設関係者等）、ケアリーバーも含め、子どもの心の状態やアタッチメント、発達について専門的に分析できる方や施設の状態を適切に判断できる方になっていただくことが必要です。

また、都道府県児童福祉審議会は、被措置児童等虐待の通告や届出の受理機関となりますが、同審議会の委員が夜間も含めて全ての通告や届出を受けることは困難であると考えられます。

このため、例えば、

- ① 電話受付は審議会事務局が行うが、受理された通告や届出を速やかに委員へ連絡する仕組み
- ② 審議会から一定の権限を委嘱された者が電話により通告や届出を受理し、軽微な案件については権限の範囲内で対応・事後報告し、重大・困難な事案についてはその都度委員に判断を仰ぐ仕組み

等の対応が考えられます。

なお、電話以外にもはがきやメール等の手段を活用し、委員が速やかにその内容を確認できるようにするなどの仕組みも有効と考えられます。

いずれの場合であっても、一時保護所における虐待に関する通告や届出もあり得ることから、電話受付の際、審議会委員自身が電話を受け付けず、事務局などが受け付ける場合には、審議会事務局（又はその委嘱を受けた者、代理者）という第三者の立場で対応することが求められます。

このほか、一時保護所における虐待に関する通告や届出が行われた場合には、事実確認等の段階から審議会委員や第三者のより積極的な協力を求めることが考えられます。

10. 被措置児童等虐待の状況の定期的な公表

都道府県は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとされています（児童福

祉法第33条の16)。

この定期的な公表制度は、各都道府県において、被措置児童等虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、各都道府県における被措置児童等虐待の防止に向けた取組を着実に進めることを目的とするものです。したがって、被措置児童等虐待を行った施設名等を公表して施設等に対し制裁を与えるとの趣旨ではありません。

こうした点に留意しつつ、制度を運用することが必要です。

公表の対象となる被措置児童等虐待は、都道府県が事実確認を行った結果、実際に虐待が行われたと認められた事案を対象とし、次の項目を集計した上で、公表します。

(都道府県が公表する項目)

①被措置児童等虐待の状況

- ・虐待を受けた被措置児童等の状況（性別、年齢階級、心身の状態像 等）
- ・被措置児童等虐待の類型（身体的虐待、性的虐待、養育放棄、心理的虐待）

②被措置児童等虐待に対して都道府県が講じた措置（報告聴取等、改善勧告、改善命令、事業停止等）

③その他の事項

- ・施設種別・小規模住居型養育事業・里親・一時保護所の別
- ・虐待を行った施設職員等の職種

なお、この制度は、個別の被措置児童等虐待の事案の発生・発覚の際に、都道府県が虐待を受けた被措置児童や他の子どもへの影響に配慮した上で適切に事案の公表を行うことを何ら妨げるものでもありません。

1 1. 被措置児童等虐待の予防等

「2. 基本的な視点」で前述した内容とも重なりますが、施設における被措置児童等虐待を予防し、また、虐待が発生した場合も再発防止を図るためには、以下のような取組が進められるよう、都道府県として常に配慮することが必要と考えます。

さらに、本ガイドラインも参考としつつ、各都道府県において、ケアのあり方や権利擁護を図るための取組方法などについてガイドラインを作成すること、関係者の勉強会を行うことなどを通じ、都道府県内の関係者が共通の認識と、連携を深め、それぞれの各地域でよりよいケアが行うことができる体制作りを進めていくことが何よりも重要です。

1) 風通しのよい組織運営

施設においては、被措置児童等の支援には、必ずチームを組んで複数の体制で臨むこととし、担当職員一人で抱え込むことがないようにします。

このためには、ケアの体制を考える際に、様々な職種がチームとなって1人の子どもに対応するシステムとするとともに、被措置児童等の自立支援計画等の見直しや対応方法の検討が必要な場合には、チームで意思疎通を図りながら行うことが必要です。

被措置児童等の支援に当たっては、個々の職員のケア技術や資質の向上等が求められることはもちろんのことですが、法人の理事会や第三者委員会が十分機能していなかったり、施設長に職員が意見を言えない雰囲気があったり、又は子どもに対する不適切な処遇が日常的に行われており、これが当然という雰囲気があるなど、組織全体として問題があると、深刻な虐待につながる可能性があります。

施設職員と施設長などが意思疎通・意見交換を図りながら、子どものケアの方針を定め、養育内容の実践、評価、改善を進めていくなど、風通しのよい組織作りに努めます。

また、小規模化を進めている施設のグループホームや地域小規模児童養護施設については、その構造や限られた人員配置の問題から、第三者的な他者の視点が入りにくく、子どもに対する不適切な対応や独善的な処遇が常態化してしまうおそれがあるといったことに留意する必要があります。

そのため、施設のグループホーム等については、応援職員の派遣や管理職員らの巡回等により本体施設との連携・連絡を密にするといった配慮に加え、グループホーム等職員の資質向上を目指した子どもの権利擁護や被措置児童等虐待に関する研修の機会を確保したりすることやスーパービジョンの体制を整えたりすることも重要です。

2) 開かれた組織運営

都道府県の監査においては、会計面の監査のみならず、ケアの内容に関しても監査を実施することが必要です。被措置児童等虐待の防止に向けた体制整備状況について確認することはもちろんのこと、指導監査時に被措置児童等虐待の端緒を把握する事案もあることから、被措置児童等虐待や不適切な取り扱い、権利侵害のおそれのある事案が発生していないかという視点を持って確認することに加え、必要に応じて、被措置児童等から聴き取りを行うなどして点検に努めます。

また、施設においても、第三者委員の活用や第三者評価の活用など、外部からの評価や意見を取り入れることにより運営の透明性を高めるようにします。

透明性を高めるに当たっては、第三者委員を入れるだけ、第三者評価を受けるだけ、というようにそれぞれの仕組みをバラバラに使うのではなく、第三者委員

が述べた意見が、法人の理事会、施設の基幹的職員（スーパーバイザー）に伝わる仕組みを作ることや、それぞれの仕組みで検討した改善事項について関係者が共通認識をもって、取り組むことなどが重要です。

3) 養育者の研修、資質の向上

養育者の子どもに対する対応方法が未熟であったり、養育者が子どもを抱え込むことなどが要因となり被措置児童等虐待が起こることがあります。職員個人の主観としては、「子どものため」に行っていることであっても、結果的には被措置児童等虐待につながってしまうこともあります。

このようなことが起こらないよう、まず、職員の意欲を引き出し、これを活性化するための研修や施設の組織的な運営・体制を整えるための研修が必要です。このほか、職員のケア技術向上のための研修を実施することが必要です。また、特定の職員が子どもを抱え込むことがないよう、基幹的職員（スーパーバイザー）が指導することや自立支援計画のマネジメントを実施することなどが必要です。

また、都道府県や地域単位で関係者が集まり、研修会の開催やケーススタディ等を行うことにより、個々の施設職員等の視野が広がるとともに、関係者全体として、被措置児童等虐待への対応や予防に関する認識の共有化やノウハウの蓄積が期待できます。

4) 里親・ファミリーホームにおける予防的な視点

里親家庭やファミリーホームにおいては、里親や養育者及び補助者のみの限られた者による養育であるため、子どもの問題を里親や養育者等だけで抱えこむといった状況に直面することが多くなります。養育に関する悩みを感じ始めた場合には、なるべく早い段階で児童相談所や里親支援機関、施設の里親支援専門相談員、所属する里親会等の相談支援を活用することが重要です。そのためには、日頃からそれら相談機関との連携を密にし、軽微な問題や養育以外の問題についても気軽に話せる関係性を構築しておくことが望まれます。

日々の養育疲れ等のストレスにより、一時的なリフレッシュが必要と感じた場合には、積極的にレスパイトのサービスを活用することも効果的です。

また、子どもが委託されて間もない段階では、子どもの試し行動として、敢えて養育者を困らせるような問題行動を起こすこともあります。子どもとの関係で困難場面に陥った場合には、タイムアウトの手法を用いることで、子どもと養育者双方にクールダウンの効果が図られます。こういったアンガーマネジメントの手法を取り入れるといった工夫も、不適切な養育に陥らないためにも有効であると考えられます。

このほか、社会的養育機関が開催する研修・学習会へ積極的に参加して、養育

の在り方、課題対応等について学習をすすめ、家庭の暮らしに反映させる工夫も大切です。

5) 子どもの意見を実現する仕組み等

子どもの意見や意向等を聴き取り、子どもが置かれている状況を可能な限り説明すること、子どもが自らの置かれた状況や今後の支援の方向性について理解できていない点があれば、児童相談所の児童福祉司の協力を得るなどして再度分かりやすく説明すること、暮らしの環境や日々の過ごし方に子どもの意見を確実に反映していくこと、子どもが持つ自らの権利や必要なルールについて理解できるよう学習を進めることなどが必要です。

具体的には、

- ・措置・委託を実施する際に、子どもの置かれている状況の説明、今後の生活についての理解を深めるようにする。
- ・定期的に個別に子どもとコミュニケーションを持つ機会を設け、子どもが現在置かれている状況に関する意見や疑問等に応える。
- ・自立支援計画の策定や見直しに当たっては、子どもの意見を聴き取り、確実に反映させる。
- ・措置変更や措置解除を行う際には、事前に子どもの意見も踏まえて話し合うこと。
- ・子どもが現在受けている対応がおかしいと思ったら、それを外部に伝えても訴えても良いということを伝える。
- ・第三者による子どもの意見聴取の機会を設け、暮らしの環境や日々の過ごし方について、子どもたちと話し合いながら、子どもの意見を確実に反映させる。
- ・施設等の運営について、子どもたちの意見を反映させる機会を設ける。

等の取組が必要です。

また、子どもの置かれた状況や子どもの権利などを記したいいわゆる「子どもの権利ノート」等を活用し、措置・委託を行う際や措置・委託中に子どもが自らの権利を理解するための学習を進めることも重要です。

いずれの場合でも、自らの意見を明確に述べることと、「わがまま」を言うことは区別されること、権利として主張すべきことと守るべきルールがあることなどについて、子どもがよく理解できるように分かりやすく丁寧に繰り返して説明することが必要です。これらの取組を進めるためには、管理者や職員等に対して定期的に子どもの権利に関する学習機会を設け、研修を実施することが必要です。

<具体的な権利ノートへの記載事項や子どもの権利の学習に関する取組例>

- ・ 被措置児童等を対象とした「子どもの権利ノート」や子どもの権利についての学習会の開催（再掲）
- ・ 「子どもの自治会」等の開催を通じた被措置児童等による主体的な取組や、「意見箱」の設置、第三者による意見聴取機会の設定、意見を実現するための委員会の設置等、子どもの意見を聴き取る仕組みづくり（再掲）

なお、自らの力では被害を訴えることが難しい子ども（例：乳児・重度の障害児）もいます。そうした子どもの状況に配慮し、意見を察知するといったことも重要であり、そのためには子どもの権利の実現に向けて、職員の意識向上を図り、相互啓発していくことがより一層望まれるところです。

Ⅲ 参考資料

被措置児童等虐待通告等受理票（例）

受付日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分	受理者	
------	--------------------	-----	--

通告内容

虐待の種類	1 身体的虐待 2 性的虐待 3 ネグレクト（養育の怠慢・放棄） 4 心理的虐待
通告の内容及び子どもの状態 （虐待の内容、時期、子どもの心身の状態、施設等の対応、特に注意を要する事項について）	

子どもについて

氏名		男・女	年齢	歳	生年月日	令和 年 月 日
学校等	保育所・幼稚園・（ ）学校・その他				学年等	
施設等名称						
施設等住所						
施設等代表者				担当者名・職名		

虐待者について

氏名		男・女	年齢	歳	
児童との関係				役職名	

通告者について

氏名		男・女	児童との関係	
匿名希望	あり・なし	所属		連絡先

体罰等によらない子育てのために

～ みんなで育児を支える社会に ～

令和2年2月

厚生労働省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」

目次

I	はじめに	3
1	子どもの権利が守られる体罰のない社会へ	3
2	体罰は「やむを得ない」のか	4
3	体罰等によらない子育てを社会で応援.....	4
II	しつけと体罰は何が違うのか.....	5
1	しつけと体罰の関係	5
2	体罰以外の暴言等の子どもの心を傷つける行為.....	6
III	なぜ体罰等をしてはいけないのか	9
1	体罰等が子どもに与える悪影響.....	9
2	子どもが持っている権利.....	10
3	体罰等による悪循環	10
IV	体罰等によらない子育てのために	11
1	体罰等をしてしまう背景.....	11
2	具体的な工夫のポイント.....	12
3	子育てはいろいろな人の力と共に.....	15
V	おわりに.....	17
	体罰等によらない子育ての推進に関する検討会 構成員名簿	18
	<文末脚注>	19

I はじめに

1 子どもの権利が守られる体罰のない社会へ

- 児童相談所への児童虐待の相談対応件数は増加の一途をたどっており、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いています。この中には、保護者が「しつけ」と称して暴力・虐待を行い、死亡に至る等の重篤な結果につながるものもあります。
- 我が国においては、「しつけのために子どもを叩くことはやむを得ない」という意識が根強く存在します¹。そうしたしつけの名の下に行われる体罰が、徐々にエスカレートし、深刻な虐待を引き起こす事例も多く見受けられます。
- 国際的な動きを見ると、1979年に世界で初めてスウェーデンが体罰を禁止して以降、1990年に発効した児童の権利に関する条約に基づき、58か国(2019年10月末現在)が子どもに対する体罰を法律で禁止しています。我が国も、1994年に児童の権利に関する条約を批准し、条約に基づき設置された国連児童の権利委員会から、1998年から数回にわたり、体罰禁止の法制化とともに啓発キャンペーン等を行うべきとの見解が示されてきました。
- こうしたことを踏まえ、2019年6月に成立した児童福祉法等の改正法¹において、体罰が許されないものであることが法定化され、2020年4月1日から施行されます。
- 法律の施行を踏まえ、子どもの権利が守られる体罰のない社会を実現していくためには、一人ひとりが意識を変えていくとともに、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいかななくてはなりません。

¹ 公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが実施した調査結果によると、全国の20歳以上の男女2万人の回答者のうち、しつけのために、子どもに体罰をすることに対して、「積極的にすべきである」が1.2%、「必要に応じてすべきである」が16.3%、「他に手段がないと思った時にすべきである」が39.3%、「決してすべきではない」が43.3%であった。(子どもに対するしつけのための体罰等の意識・実態調査結果報告書「子どもの体やこころを傷つける罰のない社会を目指して」2018)

2 体罰は「やむを得ない」のか

- 子どもが思ったとおりに行動してくれず、イライラしたときに、「子どものしつけのためだから仕方ない」として、体罰をしていませんか。本当に体罰をしなくてはいけないのか、もう一度考える必要があります。
- 「何度言っても言うことを聞かない」、「痛みを伴う方が理解をする」、「自分もそうして育てられた」など、体罰を容認する意見は未だに存在します。
- しかし、体罰によって子どもの行動が変わったとしても、それは、叩かれた恐怖心等によって行動した姿であり、自分で考えて行動した姿ではありません。子どもの成長の助けにならないばかりか、心身の発達等に悪影響を及ぼしてしまう可能性があり、子どもの健やかな成長・発達において、体罰は必要ありません。
- また、全ての子どもは、健やかに成長・発達することが権利として保障されており、体罰は子どもの権利を侵害します。

3 体罰等によらない子育てを社会で応援

- 今回の法改正による体罰禁止は、親が、痛みや苦しみを利用して子どもの言動を統制するのではなく、体罰等によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体に啓発していくための取組の一環です。
- このとりまとめでは、体罰禁止に関する考え方等を普及し、社会全体で体罰等によらない子育てについて考えていただくとともに、保護者が子育てに悩んだときに適切な支援につながることを目的としています。子育て中の方はもちろん、その周囲の方、教育現場をはじめとした子どもの生活の場で子育て支援に携わる方など、多くの方に読んでいただくことを想定しています。
- また、各地方自治体等においては、このとりまとめを基に、全ての人に、分かりやすく周知・広報いただきたいと考えています。体罰等によらない子育てが応援される社会づくりを進めていきましょう。

Ⅱ しつけと体罰は何が違うのか

1 しつけと体罰の関係

- 親には、子どもの利益のために監護・教育をする権利・義務がありますⁱⁱ。このため、親は、子どもを養育し、教育するためのしつけをしますが、「理想の子どもに育てよう」、「将来困らないようにしっかりとしつけなくては」、「他人に迷惑をかけない子どもに育てなくては」等といった思いから、時には、しつけとして子どもに罰を与えようとすることもあるかもしれません。
- しかし、たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されますⁱⁱⁱ。これは親を罰したり、追い込むことを意図したものではなく、子育てを社会全体で応援・サポートし、体罰によらない子育てを社会全体で推進することを目的としたものです。
- しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすること等の目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為です^{iv}。子どもと向き合い、社会生活をしていく上で必要なことを、しっかりと教え伝えていくことも必要です。子どもにしつけをするときには、子どもの発達しつつある能力に合う方法で行う必要があります。体罰で押さえつけるしつけは、この目的に合うものではなく、許されません。どうすればよいのかを言葉や見本を示す等の本人が理解できる方法で伝える必要があります（具体的な工夫のポイントは、P12以降で記載）。

◎ こんなことしていませんか

- ・ 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- ・ 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- ・ 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- ・ 他人のものを取ったので、お尻を叩いた
- ・ 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
- ・ 掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた

→ これらは全て体罰です。

- ただし、罰を与えることを目的としない、子どもを保護するための行為（道に飛び出しそうな子どもの手をつかむ等）や、第三者に被害を及ぼすような行為を制止する行為（他の子どもに暴力を振るうのを制止する等）等は、体罰には該当しません。
- なお、体罰は許されない行為であり、親以外の監護・教育をする権利を持たない者を含む全ての人について、体罰は許されません。

2 体罰以外の暴言等の子どもの心を傷つける行為

- 体罰は身体的な虐待につながり、さらにエスカレートする可能性があります。その他の著しく監護を怠ること（ネグレクト）や、子どもの前で配偶者に暴力を振るったり、著しい暴言や著しく拒絶的な対応をすること（心理的虐待）等についても虐待として禁止されています^v。
- 加えて、怒鳴りつけたり、子どもの心を傷つける暴言等も、子どもの健全な成長・発達に悪影響を与える可能性があります。子どもをけなしたり、辱めたり、笑いものにするような言動は、子どもの心を傷つける行為で子どもの権利を侵害します。

◎ こんなことしていませんか

- ・ 冗談のつもりで、「お前なんか生まれてこなければよかった」など、子どもの存在を否定するようなことを言った
- ・ やる気を出させるという口実で、きょうだいを引き合いにしてけなした
→ 子どもの心を傷つける行為です。

参考：虐待の定義

●身体的虐待

- ・ 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷などの外傷を生じるような行為。
- ・ 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、戸外にしめだす、縄などにより一室に拘束するなどの行為。
- ・ 意図的に子どもを病気にさせる。 など

●性的虐待

- ・ 子どもへの性交、性的行為（教唆を含む）。
- ・ 子どもの性器を触る又は子どもに性器を触らせるなどの性的行為（教唆を含む）。
- ・ 子どもに性器や性交を見せる。
- ・ 子どもをポルノグラフィーの被写体などにする。 など

●ネグレクト

- ・ 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。
- ・ 子どもの意思に反して学校等に登校させない。子どもが学校等に登校するように促すなどの子どもに教育を保障する努力をしない（子どもが学校にいけない正当な理由がある場合を除く）。
- ・ 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）。
- ・ 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。
- ・ 子どもを遺棄したり、置き去りにする。
- ・ 祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人や自宅に出入りする第三者が虐待などの行為を行っているにもかかわらず、それを放置する。 など

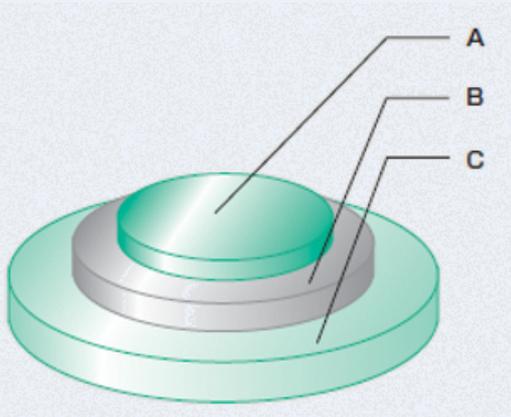
●心理的虐待

- ・ ことばによる脅かし、脅迫など。
- ・ 子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。
- ・ 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。
- ・ 子どもの自尊心を傷つけるような言動など。
- ・ 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。
- ・ 配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言。
- ・ 子どものきょうだいに、児童虐待を行う。 など

出典・参考：厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」

【コラム】： マルトリートメント (Maltreatment)

「マルトリートメント」とは、「大人の子どもへの不適切な関わり」を意味しており、児童虐待の意味を広く捉えた概念です。



【A（要保護）】 レッドゾーン

子どもの命や安全を確保するため児童相談所が強制的に介入し、子どもの保護を要するレベル

【B（要支援）】 イエローゾーン

軽度な児童虐待で、問題を重症化させないために児童相談所など関係機関が支援していくレベル

【C（要観察）】 グレーゾーン

児童虐待とまではいかないが、保護者の子どもへの不適切な育児について、地域の関係機関等（児童相談所、福祉事務所、市区町村、学校等）が連携して保護者に対して啓発や教育を行い支援していく必要があるレベル

例えば、危険を予測できない大人の不適切な対応として「自転車の補助イスに子どものみを乗せておき、買い物をする」や「高層マンションのベランダに踏み台となるような物が置いてある」、「親のたばこ、ライターを無造作に子どもの手の届くところに置く」等の行為も含まれます。

A（要保護）、B（要支援）のレベルだけでなく、C（要観察）のレベルまで含めたものがマルトリートメントの概念です。

出典：文部科学省「養護教諭のための児童虐待対応の手引」

Ⅲ なぜ体罰等をしてはいけないのか

1 体罰等が子どもに与える悪影響

- 体罰等が子どもの成長・発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっており、体罰等が繰り返されると、心身に様々な悪影響が生じる可能性があることが報告されています。
- 例えば、親から体罰を受けていた子どもは、全く受けていなかった子どもに比べ、「落ち着いて話を聞けない」、「約束を守れない」、「一つのことに集中できない」、「我慢ができない」、「感情をうまく表せない」、「集団で行動できない」という行動問題のリスクが高まり、また、体罰が頻繁に行われるほど、そのリスクはさらに高まると指摘する調査研究もあります²。
- また、手の平で身体を叩く等の体罰は、親子関係の悪さ、周りの人を傷つける等の反社会的な行動、攻撃性の強さ等との関連が示されており、また、それらの有害さは、虐待に至らない程度の軽い体罰であっても、深刻な身体的虐待と類似しているとする研究結果も見られます³。
- はじめは軽く叩く程度でも、子どもが痛みを受けることに順応する可能性があり、同じ効果を得るために暴力がエスカレートしていき、気付いたときには虐待に発展することも考えられます。虐待事例において、加害者が「しつけのためだった」と言う事例も存在します。
- このような虐待や体罰、暴言を受けた体験がトラウマ（心的外傷）となって、心身にダメージを引き起こし、その後の子ども達の成長・発達に悪影響を与えます。
- 一方で、その後の適切な関わりや周囲の人々の支援により、悪影響を回復し、あるいは課題を乗り越えて成長することも報告されています⁴。社会全体で子どもが安心できる環境を整え、早期に必要なケアを行うことが重要といえます。

² 藤原武男他「幼児に対する尻叩きとその後の行動問題：日本におけるプロペンシティブ・スコア・マッチングによる前向き研究」2017

³ ガーショフ他「手で叩く体罰と子どもの結果：これまでの議論と新しいメタアナリシス」2016

⁴ 公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン「シンポジウム子どもに対する体罰等の禁止に向けて」2017

2 子どもが持っている権利

- 大人に対する叩く、殴る、暴言を言う等の行為が人権侵害として許されないのと同様に、子どももまた、尊厳を有する人権の主体であり、叩く等の行為は人権侵害として許されません。
- 全ての子どもは、健やかに成長・発達し、その自立が図られる権利が保障されることが、2016年の児童福祉法の改正によって明確化され、保護者は、子どもを心身ともに健やかに育成することについて、第一義的責任を負うとされています^{vi}。
- また、全ての国民は、子どもの最善の利益を考え、年齢や成熟度に応じて子どもの意見が考慮されるように努めることとされています^{vii}。
- 1990年に発効し、1994年に日本も批准した「児童の権利に関する条約」では、あらゆる形態の身体的・精神的な暴力や不当な取扱い等を防ぐための措置を講ずることとされています^{ix}。子どもへの暴力は子どもの持つ様々な権利を侵害することから、日本でも法律で児童虐待等を禁止しています。
- これらの法律や児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが心身ともに健やかに成長・発達するためには、体罰等によらない子育てを推進していくことが必要です^x。

3 体罰等による悪循環

- 子どもが言うことを聞いてくれなくて、イライラして、つい、叩いたり怒鳴ったりしたくなることがあるかもしれません。叩かれたり怒鳴られたりすると、大人への恐怖心等から一時的に言うことを聞くかもしれませんが、これは、どうしたらよいのかを自分で考えたり、学んでいるわけではありません。
- このようなやりとりは、根本的な解決にはならず、むしろ子どもに暴力的な言動のモデルを示すこととなります。つまり、自分も周りの人に対して同じように振る舞ってよい、と子どもが学ぶきっかけにもなり得ます。
- 子どもが保護者に恐怖心等を抱くと、信頼関係を築きにくくなるため、必要なときに悩みを相談したり、心配事を打ち明けたりすることが難しく

なります。子どもが安心できる場であるはずの家庭が、自分の居場所であると感じられなくなり、対人関係のトラブルや非行、犯罪被害など、別の大きな問題に発展してしまう可能性があります。

IV 体罰等によらない子育てのために

1 体罰等をしてしまう背景

- 子育てを担うことは、大変なことです。子どもに腹が立ったり、イライラしたりすることは、子育て中の保護者の多くが経験するものです。体罰等をしてしまう保護者も様々な思いや悩みを抱えています。例えば、以下のようなことがあるかもしれません。

【子どもの年齢や特性等に関わること】

- ・ 一生懸命子どもに向き合っているのにいつまでも泣き止まない
- ・ 言葉で何度言っても言うことを聞かない、動いてくれない
- ・ 年齢に応じた発達・行動が見られない など

【保護者の心配事や負担感、孤独感等に関わること】

- ・ 自分の仕事や介護、家族関係等でストレスが溜まっている
- ・ 周囲に相談したり頼りにできる人がいない
- ・ 小さい子どもが複数いるが周囲からのサポートが得られない など

【保護者のこれまでの体験や周囲の言動等に関わること】

- ・ 自分自身もそうやって育ってきた
- ・ 大人としてなめられてはいけないと感じている
- ・ 痛みを伴わないと他人の痛みが理解できないと信じている
- ・ 愛情があれば叩いても理解してくれると言われてきた
- ・ 子どもが言うことを聞かないのは、親が甘いからだと言われた など

- こうした様々なことを背景に、日常生活で、子どもが思ったとおりに行動してくれなかったときに、一時的に言うことを聞かせるための手段の一つとして、しばしば体罰が用いられています⁵。

⁵ 公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの実施した調査結果によると、しつけ

2 具体的な工夫のポイント

- 体罰等はよくないと分かっているにもかかわらずいろいろな状況や理由によって、それが難しいと感じられることもあります。一方で、安心感や信頼感、温かな関係が心地よいのは、子どもも大人も同じです。ここでは、体罰等によらない子育てに向けた具体的な工夫について、(1) 子どもとの関わりの工夫、(2) 保護者自身の工夫、の2つの点から考えてみましょう。

(1) 子どもとの関わりの工夫

①子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう

相手に自分の気持ちや考えを受け止めてもらえたという体験によって、子どもは、気持ちが落ち着いたり、大切にされていると感じたりします。これは、子どもも大人と同じです。

異なる考えや意見を持っていたとしても、あなたの考えはそうなのね、とまずは耳を傾けて、その上で、自分は違う考えを持っていることを伝えてみるのも一つです。意見は異なっても、お互いの気持ちや、その後のコミュニケーションに何か変化が生じるかもしれません。子どもに問いかけをしたり、相談をしながら、どうしたらよいかを一緒に考えましょう。

②「言うことを聞かない」にもいろいろあります

子どもの「言うことを聞かない」にもいろいろな理由が考えられます。保護者の気をひきたい、子どもなりに考えがある、言われていることを子どもが理解できていない、体調が悪いなど、様々です。「イヤだ」というのは、子どもの気持ちです。こうした感情を持つこと自体はいけないことではありません。それに対して、保護者の対応もいろいろな方法が考えられます。重要なことでない場合、今はそれ以上やり合わない、というのも一つの方法かもしれません。

のために子どもを叩くことを容認する回答者 12,008 人（全回答者 2 万人）のうち、子どもを叩く理由として、「口で言うだけでは子どもが理解しないから」が 42.8%、「その場ですぐに問題行動をやめさせるため」が 23.6%、「痛みを伴う方が、子どもが理解すると思うから」が 20.6%であった。（子どもに対するしつけのための体罰等の意識・実態調査結果報告書「子どもの体やこころを傷つける罰のない社会を目指して」2018）

③子どもの成長・発達によっても異なることがあります

子どもが身の回りのことをできるように、保護者がサポートしたり応援したりすることも大切です。一方で、子どもの年齢や成長・発達の状況によって、できることとできないことがあります。また、大人に言われていることが理解できず、結果として「言うことを聞かない子」と見えることもあります。それぞれの子どもによって成長・発達の状況にも差があることを理解することも大切であり、そのばらつきによって子ども自身が困難を抱えているときは、それに応じたケアが必要なこともあります。

④子どもの状況に応じて、身の周りの環境を整えてみましょう

乳幼児の場合は、危ないものに触れないようにするなど、「触っちゃダメ！」と叱らないでよい環境づくりを心がけましょう。子どもに触られたくないものは、見えないところや届かないところにしまうなど、環境を変えることで、イライラすることが減ることもあります。

また、子どもが困った行動をする場合、子ども自身も困っていることがあります。例えば片付けをしない場合、何をどこに置いたらよいか分かると、自分で片付けがしやすくなるかもしれません。

⑤注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけてみましょう

子どもはすぐに気持ちを切り替えるのが難しいこともあります。時間的に可能なら、待つことで子どもの気持ちや行動が変化するかもしれません。難しければ、場面を切り替えること（家から出て散歩をする等）で注意の方向を変えてみてもよいでしょう。

課題に取り組むことが難しい等の場合は、子どもが好きなことや楽しく取り組めることなど、子どものやる気が増す方法を意識してみましょう。

⑥肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に

子どもに伝えるときは、大声で怒鳴るよりも、「ここでは歩いてね」など、肯定文で何をすべきかを具体的に、また、穏やかに、より近づいて、落ち着いた声で伝えると、子どもに伝わりやすくなります。

また、子どもは、大人の姿からいろいろなことを学びます。「一緒におもちゃを片付けよう」と共に行うことで、やり方を示したり教えたりすることもできます。静かにしていなくてはならない場所に行くときは、小さな

声で話す練習をしてみる等も一つの方法です。「こんにちは」、「ありがとう」といった挨拶も大人が日頃から意識することで、子どもも自然に覚えていきやすくなります。

⑦ 良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

子どもの良い態度や行動を褒めることは、子どもにとって嬉しいだけでなく、自己肯定感を育むことにもなります。日常生活の中でも、「靴をそろえて脱いでいるね」など、肯定的な注目を向けることで、その態度や行動が増えることにもつながります。結果だけではなく、頑張りを認めることや、今できていることに注目して褒めることも大切でしょう。

さらに、子どもの態度や行動を褒めるときは、何が良いのかを具体的に褒めると、子どもにより伝わりやすくなります。また、すぐに褒めるのが一番効果的ですが、寝る前等の落ち着いたタイミングでも大丈夫です。

(2) 保護者自身の工夫

- これまで見てきたように、子育てはストレスが溜まることもあり、また、子育て以外でもストレスは溜まるものです。否定的な感情が生じたときは、まずはそういう気持ちに気づき、認めることが大切です。そして、それは子どものことが原因なのか、自分の体調の悪さや忙しさ、孤独感など、自分自身のことが関係しているのかを振り返ってみると、気持ちが少し落ち着くことがあるかもしれません。
- もし、子どものことより、自分の状況（時間や心に余裕がない等）が関わっているときは、深呼吸して気持ちを落ち着けたり、ゆっくり5秒数えたり、窓を開けて風にあたって気分転換するなど、少しでもストレスの解消につながりそうな自分なりの工夫を見つけられるとよいでしょう。時には保護者自身が休むことも、大切です。
- 子どもと関わる中でいろいろな工夫をしても、上手くいかないこともあります。そのようなときは、周囲の力を借りると解決することもあります。例えば、市区町村の子育て相談窓口や保健センター、NPO、企業等の様々な支援（ファミリーサポート、家事代行サービス等）を検討するのも一つです。勇気をもってSOSを出すことで、まだ気付いていない支援やサービスに出会えたり、それによって疲れやイライラが軽減したりするかもしれません。

3 子育てはいろいろな人の力と共に

- 子育てを頑張るのは、とても大変なことです。子どもを育てる上では、支援を受けることも必要であり、市区町村等が提供している子育て支援サービスを積極的に活用しましょう。子育ての大変さを保護者だけで抱えるのではなく、少しでも困ったことがあれば、まずは、お住まいの市区町村の子育て相談窓口や保健センター等にご連絡下さい。
- 例えば、市区町村の実施している乳幼児健診等の健診時や、乳幼児全戸訪問等の機会にも相談することができます。また、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いち・はや・く）」や児童相談所相談専用ダイヤル「0570-783-189（なやみ・いち・はや・く）」等も利用が可能です。
- また、子育てには、気力・体力をととても使います。そのため、困ってから相談に行こうと思っても、その気力が湧かなくなってしまうこともあります。落ち着いているときに、地域子育て支援拠点⁶など、子どもを連れて出かけられる場所に出かけてみることも一つの方法です。子育ての不安等を話すことで気分転換になり、気になること等を気軽に相談できる関係ができるかもしれません。
- 周囲の親族や地域住民、NPO、保育等の子育ての支援者、保健・医療・福祉・教育現場等で子育て中の保護者に接する方は、子育て中の保護者が孤立しないようにサポートしていくことが大切です。保護者だけで抱え込まないように、声かけや支援を行い、市区町村や児童相談所等とも連携をして、社会全体で支えていく必要があります。

⁶ 児童福祉法に基づき、市区町村等が、公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で実施している事業。子育てひろばや子育て支援センター等とも呼ばれ、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場として提供している。

【コラム】: こんなときどうする ～具体的な工夫の例～

○ 出かける時間になっても支度をしない

声かけ
の例

「出かける時間だね。そろそろこの服に着替えよう」
(着替えられたら)「自分でちゃんと着替えられたね。じゃあ、次はカバンを持ってきてね」

「支度」とひとくくりに声かけしてしまうと、何からやってよいか分からないことがあります。やることを区切って、やりやすいことから具体的に伝えましょう。また、できたことに注目してそれを伝える(できれば、「自分で頑張って着替えられたね」と具体的に褒める)ことも有効です。

○ 座ってほしいときに座ってくれない

声かけ
の例

「床か、この椅子か、どちらかに座ってね」

子どもにも意思があるので、指示されてばかりだと、反発したくなることもあります。特に、自分でやりたい、という自我が芽生える幼児期は、子どもが選べるように複数の選択肢を提示して、子どもの意思を尊重するのも一つの方法です。

○ よく忘れ物をしてしまう

声かけ
の例

「忘れ物を減らす方法を一緒に考えよう」

望ましくない行動があるときに、それを批判するのではなく、その行動に関係しそうなことを変えてみることもできます。例えば、忘れないように、大事な持ち物は、「玄関の真ん中に目立つように置いておく」、「持ち物リストを作って見える化する」等の工夫があります。

V おわりに

- 2020年4月に児童福祉法等の改正法が施行され、体罰が許されないものとして法定化されます。しかし、法律で体罰が禁止されたからといって、すぐに体罰のない社会が実現できるわけではありません。
- 世界で最初に体罰禁止を法定化したスウェーデンでも、長い時間をかけて、社会全体で認識を共有し、体罰によらない子育てを推進していきました。法律が変わったことはゴールではなく、これから、一人ひとりが意識して社会全体で取り組んでいく必要があります^{xixii}。
- 子どもが健やかに成長・発達するためには、体罰等に対する意識を一人ひとりが変えていかなくてはなりません。同時に、保護者が孤立せず、子どもが育ちやすい社会であるために、体罰等を容認しない機運を醸成するとともに、寛容さを持って子どもの成長に温かいまなざしを向け、社会全体で子育てを行っていく必要があります。このとりまとめが、体罰等のない社会の実現の一助となることを願っています。

体罰等によらない子育ての推進に関する検討会 構成員名簿

(五十音順、敬称略)

- 大日向 雅美 恵泉女学園大学 学長
- 高祖 常子 認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク 理事
- 立花 良之 成育医療研究センター こころの診療部 乳幼児メンタルヘルス診療科 診療部長
- 福丸 由佳 白梅学園大学 子ども学部 教授
CARE-Japan 代表
- 松田 妙子 NPO法人 せたがや子育てネット 代表理事
- 森 保道 日本弁護士連合会 子どもの権利委員会委員・幹事
- 山田 和子 四天王寺大学 看護学部 教授

○：座長

<文末脚注>

i 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 46 号）による改正後の児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）
（傍線部分が改正部分）

（親権の行使に関する配慮等）

第 14 条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法（明治 29 年法律第 89 号）第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

ii 民法（明治 29 年法律第 89 号）

第 820 条 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

第 822 条 親権を行う者は、第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。

※ 監護・教育は子どもが一人前の社会人に育成されるためのものであり、監護は主として肉体的育成を図ることを意味するのに対し、教育とは精神的発達を図ることを意味する、と説明されることがある。（参照：松川正毅・窪田充見 編「新基本法コンメンタール 親族」2019）

iii 国連児童の権利委員会の一般的意見においては、「どんなに軽いものであっても、有形力が用いられ、かつ、何らかの苦痛または不快感を引き起こすことを意図した罰」（8 号 11 項）と定義されており、具体例として「手または道具——鞭、棒、ベルト、靴、木さじ等——で子どもを叩く、蹴ること、子どもを揺さぶったり放り投げたりする、引っかく、つねる、かむ、髪を引っ張ったり耳を打ったりする、子どもを不快な姿勢のままにさせる、薬物等で倦怠感をもよおさせる、やけどさせる、または強制的に口に物を入れる（たとえば子どもの口を石鹼で洗ったり、辛い香辛料を飲み込むよう強制したりすること）など」（同項）が示されている。

iv 児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号）

第 5 条 締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第 29 条 (抄)

1 締約国は、子どもの教育が次の目的で行われることに同意する。

- (a) 子どもの人格、才能ならびに精神的および身体的能力を最大限可能なまで発達させること。
- (b) 人権および基本的自由の尊重ならびに国際連合憲章に定める諸原則の尊重を発展させること。
- (d) すべての諸人民間、民族的、国民的および宗教的集団ならびに先住民間の理解、平和、寛容、性の平等および友好の精神の下で、子どもが自由な社会において責任ある生活を送れるようにすること。

v 児童虐待の防止等に関する法律

第 2 条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前 2 号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第 16 条において同じ。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

vi 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第 1 条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されることが、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第 2 条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

- ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

vii 児童の権利に関する条約

第2条

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

第3条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

第6条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

viii 国連児童の権利委員会の一般的意見において、「子どもがもっとも若い年齢から自由に意見を表明でき、かつそれを真剣に受けとめてもらえる家庭は重要なモデルであり、かつ、より幅広い社会において子どもが意見を聴かれる権利を行使するための準備の場である。子育てに対するこのようなアプローチは、個人の発達を促進し、家族関係を強化し、かつ子どもの社会化を支援するうえで役に立つとともに、家庭におけるあらゆる形態の暴力に対して予防的役割を果たす」(12号90項)とされている。

ix 児童の権利に関する条約

第19条

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む。)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

x 国連児童の権利委員会の一般的意見において、「家庭内の子どもの体罰を禁止するために法改正を行なう第一の目的は、予防にある。すなわち、態度と慣行を変え、平等な保護に対する子どもの権利を強調するとともに、子どもを保護し、かつ積極的な、非暴力的なおよび参加型の形態の子育てを促進するための、曖昧さの残る余地のない基盤を整え

ることによって、子どもに対する暴力を防止することである」(8号38項)とされており、第4回・第5回の総括所見において、「意識啓発キャンペーンの強化、並びに肯定的、非暴力的かつ参加型の形態の子育て及びしつけの推進によるものを含め、あらゆる環境において実質的な体罰を無くすための措置を強化すること」(26(b))が要請されている。

xi 国連児童の権利委員会の一般的意見において、「体罰が伝統的に広く受け入れられてきたことにかんがみ、それを禁止するだけでは、態度および慣行の必要な変化を達成することはできないであろう。保護に対する子どもの権利およびこの権利を反映する法律についての、包括的な意識啓発が必要である」(8号45項)とされている。

xii 児童の権利に関する条約

第42条 締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。